

Ⅲ. 具体的施策（重点計画に定める施策）

「Ⅲ. 具体的施策」においては、基本方針との関連性が強く、重点的に推進すべき関係府省庁の個別施策を列挙している。

一方で、「あらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れる」観点からは、ありとあらゆる施策が孤独・孤立対策に含まれ得るものであり、孤独・孤立対策は列挙された施策に限られるものではない。

関係府省庁においては、引き続き、以下に列挙された施策に限らず、あらゆる施策に孤独・孤立対策の視点を入れ、運用改善・新規施策の立案に取り組んでいくこととする。

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握

No. 001: 孤独・孤立の実態把握【内閣府】	28
No. 002: こども・若者の行動・意識に関する実態の把握【こども家庭庁】	29
No. 003: 在留外国人に対する基礎調査【法務省】	30
No. 004: 出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング【法務省】	31
No. 005: 社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築【文部科学省】	32

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

No. 006: ホームページやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】	33
No. 007: 統一的な相談窓口体制の推進【内閣府】	34
No. 008: 支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】	35
No. 009: 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】	36
No. 010: 在留外国人に対する情報提供等【法務省】	38

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

No. 006: (再掲) ホームページやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】(前出(1)②: P. 33)	
No. 008: (再掲) 支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】(前出(1)②: P. 35)	
No. 011: 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備【内閣府】	39
No. 012: 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】	40
No. 013: 児童生徒の自殺予防【文部科学省】	41
No. 014: 人権相談(こどもの人権SOSミニレター、女性の人権ホットライン、外国人の人権問題対策)【法務省】	42
No. 015: 人権啓発活動の充実【法務省】	43
No. 016: 生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】	44
No. 017: 保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】	45
No. 018: 医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】	46
No. 019: 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】	47
No. 020: 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】	48

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

No. 007: (再掲) 統一的な相談窓口体制の推進【内閣府】(前出(1)②: P. 34)	
No. 021: ひとり親家庭への支援【こども家庭庁】	49
No. 022: 児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】	51
No. 013: (再掲) 児童生徒の自殺予防【文部科学省】(前出(1)③: P. 41)	
No. 023: 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】	53
No. 014: (再掲) 人権相談(こどもの人権SOSミニレター、女性の人権ホットライン、外国人の人権問題対策)【法務省】(前出(1)③: P. 42)	
No. 024: 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【こども家庭庁】	55
No. 025: 無戸籍者問題解消事業【法務省】	57
No. 026: 学生のメンタルヘルスケア支援等【文部科学省】	59

No. 027: フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業【厚生労働省】	61
No. 028: 求職者への就職支援の充実【厚生労働省】	62
No. 029: 障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】	64
No. 030: 行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】	66
No. 031: 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】	68
No. 016: (再掲)生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】(前出(1)③: P. 44)	
No. 032: 国家公務員の心の健康づくり【内閣官房】	69
No. 033: 防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】	70
No. 034: こころの健康相談室の運営【人事院】	72
No. 035: 地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援【総務省】	73
No. 036: DV被害者等支援【内閣府】	74
No. 037: 性犯罪・性暴力被害者等支援【内閣府】	75
No. 038: 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】	76
No. 039: インターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実【総務省】	78
No. 040: 外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への支援【法務省】	79
No. 041: 更生保護に関する地域援助の推進【法務省】	80
No. 042: 在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】	81
②人材育成等の支援	
No. 012: (再掲)「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】(前出(1)③: P. 40)	
No. 022: (再掲)児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】(前出(2) ①: P. 51)	
No. 013: (再掲)児童生徒の自殺予防【文部科学省】(前出(1)③: P. 41)	
No. 023: (再掲)不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】(前出(2)①: P. 53)	
No. 031: (再掲)自殺対策の取組の強化【厚生労働省】(前出(2)①: P. 68)	
No. 043: メンタルヘルスに関する正しい知識と理解を有する心のサポーターの養成【厚 生労働省】	82
No. 033: (再掲)防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】(前 出(2)①: P. 70)	
No. 044: 防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の強化【防衛省】	83
No. 045: 生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】	84
No. 046: 重層的支援体制整備事業の従事者への研修の実施【厚生労働省】	85
No. 047: 社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】	86
No. 048: ひきこもり地域支援センター等職員に対する研修の実施【厚生労働省】	87
No. 049: 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提 供支援【厚生労働省】	88
③関連施策の推進	
No. 050: 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援【こども家庭庁】	89
No. 024: (再掲)妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【こども家庭庁】(前出 (2)①: P. 55)	
No. 051: 男性の育児休業取得促進【厚生労働省】	90
No. 028: (再掲)求職者への就職支援の充実【厚生労働省】(前出(2)①: P. 62)	
No. 052: 職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、相談対応【厚生労働省】	91
No. 053: 事業場における産業保健活動の支援【厚生労働省】	92

No. 054: 学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC乱用防止対策事業【厚生労働省】	93
No. 055: 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】	94
(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う	
① 居場所の確保	
No. 056: 地域における孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援【内閣府】	95
No. 057: こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討【こども家庭庁】	96
No. 058: こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【こども家庭庁】	97
No. 059: こどもの多様な才能を開花させる「学びのサード・プレイス」の拡充【経済産業省】	99
No. 060: 社会的養護における自立支援の充実【こども家庭庁】	100
No. 021: (再掲)ひとり親家庭への支援【こども家庭庁】(前出(2)①:P.49)	
No. 061: 地域における子育て世帯への支援【こども家庭庁】	102
No. 062: 生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもへの学習・生活支援【厚生労働省】	103
No. 063: フードバンク活動の推進【農林水産省】	104
No. 064: 国が保有する災害用備蓄食品のこども食堂やフードバンク団体等への提供【消費者庁・農林水産省】	105
No. 065: 政府備蓄米の無償交付【農林水産省】	106
No. 066: 地域での食育の推進【農林水産省】	107
No. 067: 円滑な食品アクセスの確保【農林水産省】	108
No. 023: (再掲)不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】(前出(2)①:P.53)	
No. 068: 高齢者の通いの場の推進【厚生労働省】	109
No. 069: 家族介護者の交流会の開催支援【厚生労働省】	111
No. 070: 認知症カフェの普及・促進【厚生労働省】	112
No. 071: 農福連携の推進【農林水産省】	113
No. 072: 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進【内閣官房】	114
No. 073: 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】	115
No. 074: スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実【文部科学省】	116
No. 075: 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】	117
No. 076: 孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】	118
No. 077: 地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進【厚生労働省】	119
No. 078: ひきこもり支援の推進【厚生労働省】	120
No. 079: DV被害者等の緊急・一時的避難措置【警察庁】	121
No. 080: 被災者見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】	122
No. 081: 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】	123
No. 082: 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】	125
No. 083: 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【法務省】	128
No. 017: (再掲)保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】(前出(1)③:P.45)	
No. 009: (再掲)民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法	

務省】(前出(1)②:P.36)

②アウトリーチ型支援体制の構築

No.001:(再掲)孤独・孤立の実態把握【内閣府】(前出(1)①:P.28)	
No.084:こどもに関する情報・データ連携による支援の推進【こども家庭庁】	129
No.085:地域における家庭教育支援【文部科学省】	130
No.086:地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への職業的自立支援の推進【厚生労働省】	131
No.087:地域におけるこども・若者の育成支援【こども家庭庁】	132
No.088:地域包括支援センターの運営【厚生労働省】	134
No.089:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進【厚生労働省】	135
No.090:地域おこし協力隊の強化【総務省】	136
No.091:関係人口の創出・拡大【総務省】	137
No.073:(再掲)地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】(前出(3)①:P.115)	
No.092:集落ネットワーク圏形成の推進【総務省】	138
No.093:集落支援員の活用による集落対策の推進【総務省】	139
No.094:原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置【総務省】	140
No.095:デジタル推進委員の取組の推進【デジタル庁】	141
No.096:高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進【総務省】	142
No.075:(再掲)生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】(前出(3)①:P.117)	
No.097:自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】	143
No.098:困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討【厚生労働省】	144
No.077:(再掲)地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進【厚生労働省】(前出(3)①:P.119)	
No.078:(再掲)ひきこもり支援の推進【厚生労働省】(前出(3)①:P.120)	
No.080:(再掲)被災者見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】(前出(3)①:P.122)	
No.099:災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】	145
No.100:被災者の生きがいづくり等に資する活動支援【復興庁】	146
No.038:(再掲)犯罪被害者等支援の推進【警察庁】(前出(2)①:P.76)	
No.101:高齢者、障害者や孤独・孤立化した消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】	147
③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進	
No.102:保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進【厚生労働省】	149
No.103:博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援【文部科学省】	150
No.104:「つながりの場所」としての自然公園の活用【環境省】	151
No.105:「つながりの場所」としての都市公園の活用【国土交通省】	152
④地域における包括的支援体制等の推進	
No.106:地域におけるこどもの見守り体制の強化【こども家庭庁】	153
No.107:児童相談所の体制整備等による相談体制の強化【こども家庭庁】	154
No.108:フードドライブの推進【環境省】	155
No.109:中卒者や高校中退者への学習支援【文部科学省】	156

No. 110: 学校卒業後における障害者の学びの推進【文部科学省】	158
No. 087: (再掲) 地域におけるこども・若者の育成支援【こども家庭庁】(前出(3)②: P. 132)	
No. 111: ヤングケアラーの支援に関する取組【こども家庭庁】	160
No. 088: (再掲) 地域包括支援センターの運営【厚生労働省】(前出(3)②: P. 134)	
No. 112: 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】	162
No. 029: (再掲) 障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】(前出(2)①: P. 64)	
No. 113: 成年後見制度・権利擁護支援の取組の促進【厚生労働省】	163
No. 047: (再掲) 社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】(前出(2)②: P. 86)	
No. 114: 民生委員・児童委員活動への支援【厚生労働省、こども家庭庁】	164
No. 115: 社会福祉協議会への支援【厚生労働省】	165
No. 075: (再掲) 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】(前出(3)①: P. 117)	
No. 097: (再掲) 自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】(前出(3)②: P. 143)	
No. 116: 生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進【厚生労働省】	166
No. 117: 生活困窮者の就労準備支援【厚生労働省】	167
No. 077: (再掲) 地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進【厚生労働省】(前出(3)①: P. 119)	
No. 078: (再掲) ひきこもり支援の推進【厚生労働省】(前出(3)①: P. 120)	
No. 118: 困難な問題を抱える女性支援【厚生労働省】	168
No. 119: 地方公共団体における再犯防止の取組の推進【法務省】	170
No. 120: 少年鑑別所(法務少年支援センター)による地域相談活動【法務省】	172
No. 041: (再掲) 更生保護に関する地域援助の推進【法務省】(前出(2)①: P. 80)	
No. 121: 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活への定着等の促進【厚生労働省】	173
No. 018: (再掲) 医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】(前出(1)③: P. 46)	
No. 101: (再掲) 高齢者、障害者や孤独・孤立化した消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】(前出(3)②: P. 147)	
No. 122: 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】	175
No. 123: 外国人のための日本語教育の推進【文部科学省】	177
No. 124: 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための試行的な取組の実施【厚生労働省】	179
No. 125: 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて【内閣官房、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】	180
⑤ 関連施策の推進	
No. 126: 良質なテレワークの導入・定着促進【厚生労働省】	181
No. 127: 職業訓練等の活用促進【厚生労働省、こども家庭庁】	182
No. 128: 難聴者のための聴覚補助機器の利用による社会参加の推進	184
・ 補装具費支給制度【厚生労働省】	184
・ 補聴器販売者の技能向上研修等事業【厚生労働省】	184
・ 適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起【厚生労働省、消費者庁】	184
・ 難聴高齢者の早期発見・早期対応【厚生労働省】	184
No. 129: 障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実【厚生労働省】	186

No. 130: 単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実【厚生労働省】	187
No. 131: 摂食障害治療における支援体制の整備【厚生労働省】	188
No. 132: 休眠預金等活用制度の活用【内閣府】	189
No. 133: 離婚及びこれに関連する制度の検討【法務省】	190
No. 134: 聴覚障害者等に対する電話リレーサービスの円滑化【総務省】	191
(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する	
① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援	
No. 056: (再掲) 地域における孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援【内閣府】(前出(3)①: P. 95)	
No. 057: (再掲) こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討【こども家庭庁】(前出(3)①: P. 96)	
No. 058: (再掲) こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【こども家庭庁】(前出(3)①: P. 97)	
No. 060: (再掲) 社会的養護における自立支援の充実【こども家庭庁】(前出(3)①: P. 100)	
No. 063: (再掲) フードバンク活動の推進【農林水産省】(前出(3)①: P. 104)	
No. 066: (再掲) 地域での食育の推進【農林水産省】(前出(3)①: P. 107)	
No. 067: (再掲) 円滑な食品アクセスの確保【農林水産省】(前出(3)①: P. 108)	
No. 135: 労働者協同組合の活用促進【厚生労働省】	192
No. 031: (再掲) 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】(前出(2)①: P. 68)	
No. 136: 生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体への支援【厚生労働省】	193
No. 137: 孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】	194
No. 138: 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】	195
No. 082: (再掲) 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】(前出(3)①: P. 125)	
No. 009: (再掲) 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】(前出(1)②: P. 36)	
No. 122: (再掲) 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】(前出(3)④: P. 175)	
② NPO等との対話の推進	
③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成	
No. 139: 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営【内閣府】	196
No. 140: 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】	198
④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備	
No. 140: (再掲) 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】(前出(4)②③: P. 198)	
⑤ 関連施策の推進	
No. 141: 就職氷河期世代への支援【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、人事院】	199

施策 No. 1

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

②アウトリーチ型支援体制の構築

● 孤独・孤立の実態把握【内閣府】

<施策の概要>

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、孤独に関する事項、孤立に関する事項、その他関連事項及び属性事項の調査を行っている。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、引き続き孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施するとともに、各府省庁における関連統計調査等の整理やノウハウの提供等を通じて、我が国における孤独・孤立の実態を的確に把握することにより、「孤独・孤立対策の重点計画」の各施策のより一層の推進に資することを目指す。

<現状>

これまで、孤独・孤立の全体像の概括的把握のための全国調査を令和3年から実施している。また、各府省庁が実施している孤独・孤立の実態把握に関連する統計調査等の情報を整理・公表するとともに、孤独・孤立の実態把握に関するノウハウの提供等を推進している。こうした調査結果を「孤独・孤立対策の重点計画」の見直しに当たって利用するなど孤独・孤立対策の更なる充実・重点化に活用している。

<課題>

我が国における孤独・孤立の実態を把握するための全国調査を令和3年から実施しているところであるが、関連統計も含め、データの蓄積が必ずしも十分ではない。このため、全国調査を継続的に実施するとともに、孤独・孤立の実態をよりの確に把握する観点から、調査方法の見直しを継続的に行う等の取組が必要である。

<今後の取組方針>

全国調査を着実に実施するとともに、我が国における孤独・孤立の実態をよりの確に把握するため、調査方法の改善等を継続的に行う。

施策 No. 2

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握

● こども・若者の行動・意識に関する実態の把握【こども家庭庁】

<施策の概要>

我が国のこども・若者の置かれている状況を適切に把握し、こども・若者の視点に立ったデータの充実・整備等を図ることを目的として調査を行っている。

【目標及び達成の期間】

孤独・孤立は昨今深刻化・顕在化してきているこども・若者が抱える課題の一つであるという認識の下、こども・若者の置かれている状況・課題を的確に把握するため、「こども・若者総合調査（仮称）」（「こども・若者の意識と生活に関する調査」の後継調査として、令和7年度を予定。）を3年ごと目途に継続実施し、調査分析報告書を取りまとめ、公表し、調査結果を踏まえた取組の改善・充実に資することを旨とする。

<現状>

令和4年度に、内閣府において「こども・若者の意識と生活に関する調査」（統計法に基づく一般統計調査（標本調査））として、全国のこども・若者世代（10～30代）を対象に、自己肯定感や孤独感、居場所に関する認識など意識面に加え、外出状況等の行動面を一体的に調査する総合的な調査を実施し、その結果を公表した。

<課題>

「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）においては、「こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める」としているところ、こどもや若者の置かれている状況は多様で、困難を抱える課題は複雑化・重複化しているとの認識の下、こども・若者の置かれている状況・課題の的確な把握に取り組んでいくことが必要である。

<今後の取組方針>

「こども・若者総合調査（仮称）」の実施に当たっては、こども家庭庁としてこどもや若者の置かれている状況を適切に把握する調査となるよう、調査対象や項目等の調査設計の検討を進める。

施策 No. 3

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
①孤独・孤立の実態把握

● 在留外国人に対する基礎調査【法務省】

<施策の概要>

在留外国人を対象としたアンケート調査である「在留外国人に対する基礎調査」の調査項目に孤独・孤立の実態把握を目的とした項目を盛り込み、定期的に調査を実施している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度においても、在留外国人の孤独・孤立の実態を的確に把握し、短期的・中長期的な共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させ、取組の改善・充実に資することを旨とする。

<現状>

「令和5年度在留外国人に対する基礎調査」において、在留外国人の孤独の実態把握を目的とした調査項目を盛り込み、実態の把握を行った。

<課題>

在留外国人の孤独・孤立対策に取り組むためには、在留外国人の孤独・孤立に係る実態を的確に把握する必要がある。

<今後の取組方針>

令和6年度の「在留外国人に対する基礎調査」においても、引き続き、在留外国人の孤独・孤立の実態把握に資する調査項目を盛り込む。

施策 No. 4

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
①孤独・孤立の実態把握

● 出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング【法務省】

<施策の概要>

地方公共団体、企業、外国人支援団体等の幅広い関係者から意見等を聴取する「関係者ヒアリング」において、在留外国人の孤独・孤立の状況を含む幅広い事項を聴取している。

【目標及び達成の期間】

令和6年以降の共生施策の企画・立案・実施に在留外国人の孤独・孤立の視点を入れるため、在留外国人の孤独・孤立の実態を把握することを目指す。

<現状>

在留外国人の孤独・孤立の実態を含む幅広い事項を聴取し、共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させることを目的として、実施している。

<課題>

在留外国人の孤独・孤立対策に取り組むためには、在留外国人の孤独・孤立に係る実態を的確に把握する必要がある。

<今後の取組方針>

在留外国人の孤独・孤立の実態を含む幅広い事項についてヒアリングを引き続き実施する。

施策 No. 5

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握

● 社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築【文部科学省】

<施策の概要>

様々な社会構造の変化を踏まえ、社会的孤立・孤独のメカニズムの解明、孤立・孤独のリスク評価手法（指標など）及び社会的孤立・孤独の予防施策開発と、その PoC（概念実証）までを一体的に推進する研究開発プログラム。

【目標及び達成の期間】

「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」では、総合知による人文・社会科学の知見も活用した研究開発を通じ、人・組織・コミュニティ間の多様な社会的つながり・ネットワークを構築し、社会的孤立・孤独を生まない社会の実現に寄与することを目標とする。

<現状>

現在、人口減少・少子高齢化、経済変動、新型コロナウイルス感染症による影響等の社会構造変化により、新しい状況下での社会的孤立・孤独問題が顕在化している。

こうした課題を踏まえ、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）では、令和3年度より、社会技術研究開発事業「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（SOLVE）」の中で、「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」の公募枠を新たに創設し、社会的孤立・孤独に至る要因やメカニズムの分析を踏まえた、予防の観点からの社会的仕組みの創出に資する研究開発を開始している。

<課題>

孤立・孤独問題の予防に資する社会的仕組みの創出には、短期的・応急処置的な施策ではなく、人々の行動や心理、社会的背景を深く洞察する根源的で、横断的・俯瞰的なアプローチを通して、再現性のある予防施策を開発・実装するための方法論の研究開発が必要である。

<今後の取組方針>

「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」では、総合知による人文・社会科学の知見も活用し、①社会的孤立・孤独のメカニズム分析、②人や集団が孤立・孤独に陥るリスクの可視化や評価手法（指標等）、③孤立・孤独を予防する社会的仕組みの創出に向けた研究開発を推進している。開発した予防施策を概念的なものに留めず実装につなげるために、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどを対象として、社会的孤立・孤独の予防施策の効果検証を含めた概念実証まで行うとともに、研究知と現場知の相互作用の促進、ICTや芸術分野など異分野との融合的な取組を積極的に推進することとしている。

施策 No. 6

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

● ホームページやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信【内閣府】

<施策の概要>

孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等へ孤独・孤立に関する支援の情報を網羅的かつ、当事者等が必要とする情報が必要なタイミングでタイムリーに届けられるよう、継続的にポータルサイト・SNSによる一元的な情報発信を行う。

【目標及び達成の期間】

令和6年度も、引き続きデジタル庁との調整及び地方自治体への働き掛けを実施することを通じて、孤独・孤立対策のウェブサイトと全ての地方自治体ホームページとの連携による切れ目ない相談と支援のつなぎを実現することを目指す。また、ソーシャルメディアや新聞等の各種媒体を活用して、孤独・孤立対策に関する各種施策や支援情報等に関する周知・広報を継続的に実施し、悩みや困りごとを抱えている方に必要な支援情報が届く環境を実現する。

<現状>

孤独・孤立に伴う悩み等を抱える人が活用しやすいホームページとして、孤独・孤立に関する各種支援制度及び相談先の情報等を一元化して紹介する、チャットボットを中心としたウェブサイトを活用している。令和5年には、10言語による外国語のページを開設したほか、チャットボットの利用結果からマイナポータル「ぴったりサービス」への接続や携帯電話事業者との連携によるプッシュ型での情報発信を実施している。

<課題>

今後、孤独・孤立の問題を抱える当事者等が必要とする各種支援制度や相談窓口につながるができるよう、地方自治体のホームページとの連携を更に進める必要がある。また、本ホームページの閲覧者数は令和6年3月末時点で約740万人となっているが、孤独・孤立に悩むより多くの人に適切な支援情報を届けるため、今後更にホームページやSNS等を活用した継続的かつ効果的な情報発信を推進する必要がある。

<今後の取組方針>

孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会に向けて、ホームページやSNS等による周知・広報を継続的に行うとともに、地方自治体との連携や機能の追加等により、よりきめ細かな情報発信の在り方について検討を行う。

施策 No. 7

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 統一的な相談窓口体制の推進【内閣府】

< 施策の概要 >

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの協力を得て関係団体が連携して、統一的に24時間相談を受け付ける窓口（孤独・孤立相談ダイヤル#9999）を試行実施している。統一的な相談窓口体制の構築や悩みや困りごとを抱える相談者を必要な支援につなぐ仕組みの構築に向けた取組を推進する。

【目標及び達成の期間】

これまでの統一的な相談窓口体制（孤独・孤立相談ダイヤル#9999）の試行結果を踏まえ、令和6年度は、SNSと電話相談の併用・連携、地域の支援機関へのつなぎ、ITを活用した相談対応の実施など新たな課題にも取り組みつつ、持続可能な仕組みの開発を目指す。

これにより、統一的な相談窓口から支援までつながる仕組みを構築し、孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける社会の実現を目指す。

< 現状 >

孤独・孤立に関する個人の悩みは複雑化・多様化しており、相談窓口も、分野（自殺対応、DV問題対応等）やエリアに応じた様々なものが存在している。

< 課題 >

相談窓口等各主体のみでは複雑・多様な課題への対処に限界があり、また、相談支援を求める当事者等の立場からは、様々な相談窓口があるが故に相談を諦めてしまうケースもあると考えられる。

< 今後の取組方針 >

令和4年度より、関係団体が連携して統一的に相談を受け付ける窓口体制の試行を実施しているところであり、試行の成果を踏まえつつ、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームで相談支援体制の在り方等の検討を行う。令和6年度においても、総合的・統一的な相談支援体制の構築に向けた環境整備の取組を継続する。

施策 No. 8

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

● 支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務【厚生労働省】

<施策の概要>

「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」では、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して、集中的に啓発活動等を実施している。また、厚生労働省では、「支援情報検索サイト」及び「まもろうよこころ」により、相談窓口等の情報提供を行っている。

【目標及び達成の期間】

自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の3人に2人以上が聞いたことがあるようにする。

相談窓口情報等のタイムリーな発信として、支援情報検索サイトのアクセス数を令和8年度までに年間13万回以上とすることを目標に運用・周知を実施する。

相談窓口や広報の取組について紹介している厚生労働省特設サイト「まもろうよこころ」のアクセス数を年間130万回以上とすることを目標に、国民の理解促進や自殺についての誤った認識や偏見を払拭するための広報を目指す。

これらの取組により、孤独・孤立の問題を抱えた人も含めて自殺の防止につなげる。

<現状>

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるという国民の理解を促進し、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭すること、相談窓口情報等の分かりやすい発信を目指し、ポスターや動画配信等による普及啓発、インターネット広告などを活用した自殺防止に資する相談窓口の周知を行うほか、悩み別、方法別、地域別に相談窓口を検索できる「支援情報検索サイト」を運用している。

<課題>

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があり、そうした心情や背景への理解を深める事も含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるようにすることが求められている。

<今後の取組方針>

自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ集中的な広報を行い国民の理解の促進を図る。

地域におけるゲートキーパー養成の取組を促進し、必要な基礎的知識の普及を図る。

インターネット広告などを活用した自殺防止の相談窓口の周知を行うほか、悩み別、方法別、地域別に相談窓口を検索できる「支援情報検索サイト」の継続的な更新を行い、自殺を考えている方や悩みを抱えた方に必要な情報をタイムリーに提供し悩みを抱えている人を支援する。

施策 No. 9

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
 - ① 居場所の確保
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
 - ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等【法務省】

< 施策の概要 >

保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の民間ボランティアが取り組む刑務所出所者等の改善更生を支援する活動を推進する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、

- ・ 保護司活動に対する認知度の向上や地方公共団体との連携の強化により、保護司適任者や保護司の活動場所を確保する。
- ・ 保護司活動のデジタル化により活動の充実強化及び保護司の負担軽減を図る。
- ・ 更生保護女性会やBBS会の活動の充実強化及び担い手の確保を図る。

これらの取組により、保護司、更生保護女性会及びBBS会が行う孤独・孤立対策に資する活動を推進する。

< 現状 >

保護司等の活動拠点として、令和元年度末までに各保護司会に更生保護サポートセンター（全国886か所）を設置している。

また、保護司活動の充実及び負担軽減のため、毎月の報告書の作成・提出や研さん資料の閲覧のための保護司専用ホームページの開発・運用や、保護司が使用することができるタブレット端末の配布など、保護司活動のデジタル化を推進している。

さらに、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力するボランティア団体である更生保護女性会や、非行少年など様々な立場の少年の立ち直りや健全育成を支援する青年ボランティア団体であるBBS会（Big Brothers and Sisters Movement）に対する研修の充実や、広報等必要な支援を行っている。

< 課題 >

- ・ 保護司の活動環境を充実させる必要がある。
- ・ 保護司活動のデジタル化の更なる推進が必要である。
- ・ 更生保護女性会やBBS会の活動を更に促進する必要がある。

＜今後の取組方針＞

（更生保護サポートセンター）

更生保護サポートセンターは、保護司が駐在し、様々な関係機関・団体と協力し、保護観察を受けている人の立ち直りや、安全・安心な地域を支える更生保護ボランティアの活動拠点であり、同センターを有効活用していく。

（保護司の面接場所の拡充）

保護司が、自宅以外で面接することのできる場所を確保できるよう、地方公共団体等に協力を求めていく。

（保護司専用ホームページ）

保護司が保護観察所に提出する報告書の作成・提出を含め、保護司活動の一部をウェブ上で行うことができる保護司専用ホームページの充実を図る。

（保護司等の認知度向上）

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国運動である社会を明るくする運動における広報活動を充実させるなど、保護司等の認知度を向上させ、更生保護に対する国民の理解・協力を求める方策について検討していく。

（更生保護女性会やBBS会の活動に対する支援）

更生保護女性会やBBS会が、犯罪や非行をした者の改善更生の支援を始め、地域の犯罪予防等に関する幅広い活動を継続的に行うことができるよう、必要な支援に努める。

施策 No. 10

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

● 在留外国人に対する情報提供等【法務省】

< 施策の概要 >

出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に多言語化された各府省庁の外国人への生活支援等の情報を掲載して情報提供を行う。また、外国人支援者を通じた情報提供を推進する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、外国人を支援する団体等とのネットワークの構築を図り、在留外国人一人一人に情報が届くような仕組みの構築に取り組む。これにより、在留外国人の孤独・孤立の予防を推進する。

< 現状 >

外国人生活支援ポータルサイトにおいて、各府省庁が公表している外国人向けに発信された多言語情報等を集約して掲載している。また、在留支援課において発信した情報については、出入国在留管理庁のSNS及びメール配信サービス等を活用して更なる周知を図っている。

地方出入国在留管理局に受入環境調整担当官を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口職員を相談員として派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体の職員等に対する情報提供や研修の実施、支援者との連携等を通じた外国人に対する情報提供を行っている。

< 課題 >

多言語で情報発信をしても、掲載場所の多くは日本語で作成されたそれぞれの府省庁のホームページであり、在留外国人が検索してその情報にたどり着くのは困難である。

< 今後の取組方針 >

外国人生活支援ポータルサイトについて、定期的にSNS及びメール配信サービス等を活用して、周知を図り、閲覧数を増やす。引き続き、外国人を支援している団体等を把握し、連携を図ることにより、在留外国人に対して情報提供を行っていく。

施策 No. 11

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

● 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備【内閣府】

<施策の概要>

「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、5月の「孤独・孤立対策強化月間」特設サイトの設置、全都道府県でのポスター掲示等による周知や、強化月間中における取組の登録等を促すことなどを通じ、孤独・孤立に至っても当事者や周りの方が支援を求める声を上げやすくなるとともに、広く支援制度が知られている社会の実現を目指す。

<現状>

孤独・孤立は、人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものである。しかし実際には、孤独・孤立に至っていても「ためらい」や「恥じらい」の感情により、また、支援の受け方がわからない、手続きが面倒である等の理由により支援を受けることをためらう方がいる。

<課題>

孤独・孤立や「共に生きる」ことについて国民一人一人の理解・意識や気運を社会全体で醸成し、孤独・孤立の問題を抱える当事者が支援を求める声を上げやすい、あるいは周りの方が気づきや対処をできる（声を聞ける・拾える、声をかけやすい）ような環境を整えるとともに、支援の受け方を分かりやすくし、支援手続の煩雑さの解消や軽減をする必要がある。

<今後の取組方針>

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの分科会における「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方についての検討結果等を踏まえ、毎年5月の「孤独・孤立対策強化月間」における集中的な広報による周知・啓発など、積極的な広報や普及啓発等に取り組む。

施策 No. 12

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - ③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ②人材育成等の支援

● 「つながりサポーター」の養成に向けた取組【内閣府】

<施策の概要>

孤独・孤立についての理解・意識や気運を社会全体で高めていくため、孤独・孤立の問題についての知識を身に付け、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする、「つながりサポーター」の養成に必要な取組を進める。

【目標及びその達成の期間】

令和6年度以降の本格実施において、こども向けの養成テキスト等の検討を進め、将来的に、自治体や民間企業、学校現場など各団体が主体となって全国的に養成講座が展開されることを通じ、十分な数の「つながりサポーター」が養成され、孤独・孤立に至っても、当事者や周りの方が支援を求める声を上げやすくなる社会の実現を目指す。

<現状>

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方における検討成果を踏まえ、孤独・孤立の理解者を増やす活動として、孤独・孤立の問題についての知識を身に付け、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする、「つながりサポーター」の養成が必要である。

令和5年度においては、有識者等により構成される検討会において、普段から福祉に携わっている方だけでなく、専門的知識を持たない国民全般にも幅広く受講いただけるような養成カリキュラム及びテキストの作成を行い、地方自治体・民間企業・専門学校を含む全国5か所において、つながりサポーター養成講座の試行実施を行うなど、養成に向けた取組を進めている。

<課題>

孤独・孤立についての理解・意識や気運を社会全体で高めていくため、令和5年度におけるつながりサポーター養成講座の試行実施結果も踏まえ、つながりサポーター養成講座の持続可能な仕組みの構築や職域での積極的な展開など、つながりサポーター養成講座の本格実施に向けた更なる検討が必要である。

<今後の取組方針>

つながりサポーター養成講座の本格実施に向けて、こども向けテキストやステップアップ講座の作成、養成講座管理体制の設置等の論点について、引き続き関係団体とも連携を図りながら検討を進める。

施策 No. 13

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - ③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
 - ②人材育成等の支援

● 児童生徒の自殺予防【文部科学省】

<施策の概要>

児童生徒の自殺者数が増加傾向にあることを踏まえ、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の充実、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・早期対応、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等の教育相談体制の強化等に取り組んでいる。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、様々な悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・早期対応に向けて、心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進、ハイリスクな児童生徒の早期発見・早期対応等に資するICTの活用、医療機関や自治体の福祉部局等の連携体制の構築等による自殺予防を促進していく。

<現状>

令和5年中の児童生徒の自殺者数は、513人（厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」及び「自殺の統計：各年の状況」と過去2番目に多い状況であり、多くの児童生徒が自殺に及んでいるという非常に憂慮すべき事態である。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備等を通じ、児童生徒の心のケアのための体制強化に努めてきたところである。

<課題>

「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育や、相談体制等の整備を通じて効果的な自殺対策を講ずる必要がある。また、医療機関や自治体の福祉部局等の学校外の関係機関と学校との連携体制の構築を推進することが求められる。

<今後の取組方針>

いじめ・不登校対策のための重点配置等を通じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実、24時間子供SOSダイヤルの周知、SNS等を活用した相談体制の整備などによる教育相談体制の整備を推進する。また、「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育に加え、1人1台端末等を活用した児童生徒の自殺リスク等の早期把握・早期対応の取組を推進する。

さらに、過去の児童生徒の自殺の状況を踏まえ、特に自殺者数が増加傾向にある時期において、相談窓口の周知や各自治体における教育相談など、自殺予防の取組を推進する。

施策 No. 14

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - ③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 人権相談（こどもの人権SOSミニレター、女性の人権ホットライン、外国人の人権問題対策）【法務省】

<施策の概要>

全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局における常設相談所のほか、手紙、専用電話、インターネット、チャットにより人権相談を受け付けている。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、人権相談窓口の周知広報活動を行い、人権相談窓口の認知度を継続的に向上させる。
これにより、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい環境整備を推進する。

<現状>

全国の法務局・地方法務局において、対面、手紙（こどもの人権SOSミニレター）、専用相談電話（こどもの人権110番、女性の人権ホットライン、みんなの人権110番）、インターネット、LINEじんけん相談により人権相談を受け付けている。それらの相談において外国人の人権相談にも対応（対面は80言語、電話は10言語に対応）している。

<課題>

令和5年度における人権相談窓口の認知度は51.4%であり、認知度向上を図る必要がある。

<今後の取組方針>

人権相談窓口の周知を図るため、こどもの人権SOSミニレターの配布先拡大や相談電話番号・インターネット・LINEじんけん相談のQRコードを記載した啓発冊子の配布や配信等の各種広報活動を実施する。

施策 No. 15

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

● 人権啓発活動の充実【法務省】

<施策の概要>

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るために多様な人権啓発活動を実施。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、国民の幅広い層に対して、参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施し、人権に関心をもってもらうことを目指す。

長期的には、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。これにより、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい環境整備を推進する。

<現状>

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更）に基づき、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための「人権啓発活動」を年間を通じて実施している。

<課題>

国民一人一人の人権についての理解・関心の度合いは様々であり、国民全体の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るためには、対象に応じて、それぞれに効果的な啓発活動を実施していく必要がある。

<今後の取組方針>

課題を踏まえ、引き続き、人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、インターネット広告等の接触・認知型の啓発活動を行うことで人権問題に対する興味・関心を呼び起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや講演会等の心理変容型の啓発活動を行うことで人権問題への理解を更に深めるなどの取組を地方公共団体とも連携しながら実施する。

施策 No. 16

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - ③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 生活困窮者等に対する電話相談等の実施【厚生労働省】

<施策の概要>

地域、家庭、職場のつながりが薄れ、社会的に孤立し、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難が深刻化する例もみられる。このため、社会的なつながりが希薄な方々が様々な悩みを相談できるよう、電話による相談支援等を実施している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、生活困窮者など社会的なつながりが希薄な方々が様々な悩みを相談できるよう、電話相談支援等を引き続き実施することにより、社会的包容力の構築を目指す。

<現状>

生活困窮者など社会的なつながりが希薄な方々が抱える悩みが複雑化・多様化している現状に対応するため、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談支援等を実施している。

<課題>

相談者のニーズに応じた効果的かつ多様な支援方法の構築が必要である（情報提供、電話相談、面接相談、SNSの活用等）。

<今後の取組方針>

引き続き、生活困窮者など社会的なつながりが希薄な方々が様々な悩みを相談できるよう、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談だけでなく、多様なデバイスでの相談支援を行っていく。

施策 No. 17

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

● 保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【法務省】

<施策の概要>

保護観察所において、保護観察対象者のうち、薬物依存を有する者、性犯罪をした者等に対し、薬物再乱用防止プログラム、性犯罪再犯防止プログラム等を着実に実施し、さらに、医療・福祉機関、民間支援団体による治療・支援につながるよう働き掛けを強化する。

【目標及び達成の期間】

出所受刑者の2年以内再入率を低下させることを目指すほか、医療・福祉機関、民間支援団体等による治療・支援を受けた保護観察対象者等の割合を増加させることを目標に、令和6年度は、保護観察対象者等の孤独・孤立の予防・解消に資するよう、保護観察対象者等に対する指導の充実を図るとともに、医療・福祉機関、民間支援団体等との連携を推進する。

<現状>

保護観察所においては、保護観察対象者等のうち、薬物依存を有する者、又は性犯罪をした者等に対し、プログラムの実施や医療・福祉機関、民間支援団体等による治療・支援につながるよう働き掛けることにより、社会で孤立せず必要な支援等を受けることができるよう取り組んでいる。

(令和3年出所者の2年以内再入率：14.1%)

<課題>

保護観察所と医療・福祉機関、民間支援団体等との連携体制が必ずしも十分ではないことが課題である。

<今後の取組方針>

保護観察所において、保護観察対象者等のうち、薬物依存を有する者、又は性犯罪をした者等に対し、保護観察官を増配置するなどして、プログラムを着実に実施するほか、社会で孤立せず必要な支援等を受けることができるよう、医療・福祉機関、民間支援団体等による治療・支援につながるための働き掛けを強化する。また、保護観察対象者等の特性に応じ、矯正施設在所中から医療・福祉機関等による必要な治療・支援につなげるための働き掛けを強化する。

施策 No. 18

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- ③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化【法務省】

<施策の概要>

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った医療観察対象者に対し、保護観察所の社会復帰調整官が関係機関と連携して地域社会における処遇の充実を図り、その社会復帰を促進する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、医療観察対象者の地域における孤独・孤立の予防に資するよう、地域社会における処遇に携わる関係機関に対する本制度の普及・啓発やケア会議等を通じた連携を一層推進する。

これにより、社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の割合を増加させる。

<現状>

保護観察所が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適正かつ円滑に実施するとともに、地域社会における処遇に携わる関係機関による会議（ケア会議）を通して関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、医療観察対象者の社会復帰の促進を図っている。なお、保護観察所の取組によって社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の割合（精神保健観察事件終結件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の割合）は、令和4年において、92.5%であった。

<課題>

医療観察対象者は、精神障害を有していることに加えて、重大な他害行為を行ったという二重のハンディキャップを背負っている者であり、地域における受入れ先及び住居確保が容易ではないことから、引き続き、本制度に関する普及啓発を行うなどして対象者の受入れ等の促進を図る必要がある。また、医療観察対象者の中には重複障害がある者や自殺リスクの高い者など処遇困難な事例も少なくないことから、社会復帰調整官の処遇能力向上や増配置などの人的体制の充実のほか、関係機関との協力体制の整備等を行う必要がある。

<今後の取組方針>

社会復帰調整官の処遇能力向上及び増配置に加え、地域の医療・福祉関係者を始めとする地域社会に対する本制度の普及啓発、関係機関との連携の確保のための体制整備等を行う。

施策 No. 19

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

● 困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実【外務省】

<施策の概要>

海外で困難を抱える邦人の様々な相談に応じて問題解決を図り、状況に応じた邦人保護や支援を行っている。

【目標及び達成の期間】

- ・ 令和6年度は、在外公館の領事担当者が孤独・孤立問題についての知識を更に深め、在外邦人の間でも同問題の認知度を高めていくことで孤独・孤立の「予防」に取り組む。
- ・ 令和5年に実施した在外邦人の孤独・孤立の実態調査の内容を反映したeラーニングを充実させて、在外公館で邦人保護を担当している領事担当全員が受講することを目指す。
- ・ 長期的には、在外邦人の孤独・孤立の実態調査から得られた結果も踏まえ、邦人援護の更なる改善につなげていくことを目標とする。

<現状>

海外で生活する在外邦人は孤独・孤立状態に陥りやすい傾向にあり、各在外公館においては、困難を抱える在外邦人からの様々な相談に応じ問題の解決を図るとともに、金銭的に困窮し家族・関係者からも支援を受けられない邦人に対しては、滞在費や帰国費用の貸付けを行っている。また、精神疾患を抱える邦人については、複数公館が契約を行っている精神医療専門家による支援を通じ、現地での措置入院や帰国支援につなげている。

<課題>

在外公館及び在外邦人の間で孤独・孤立問題の認知度を更に高め、孤独・孤立の「予防」に取り組むこと、適切な邦人援護を行うために必要な体制を構築していくことが、引き続きの課題である。

<今後の取組方針>

海外で生活する在外邦人は孤独・孤立状態に陥りやすい傾向にあることを踏まえ、孤独・孤立及びそれに付随する問題が原因で困窮する在外邦人の早期発見と対応に努めるほか、孤独・孤立に陥った在外邦人が声を上げられるよう、引き続き、各在外公館において邦人に対する支援を広報しつつ以下の取組を行う。

- 在外で困窮状態に陥り、家族・関係者からも支援が受けられない邦人のための最後のセーフティネットとして、最低限の滞在費や帰国費用の貸し付け等を行う。
- 海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現地の複数公館において精神医療専門家の支援を得る。
- 以上に加えて、国内NPO団体とも連携し在外邦人の孤独・孤立等の問題への対応を進めていく。

施策 No. 20

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

● 個別労働紛争対策の推進【厚生労働省】

<施策の概要>

全国に設置している「総合労働相談コーナー」において、性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題について相談対応を実施している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、引き続き、「総合労働相談コーナー」において性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題について相談できる旨を、厚生労働省ホームページやパンフレットに記載して周知を図り、認知を広めることを目指す。

長期的には、引き続き、性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題に関して寄せられる相談に適切に対応することを通じて、労働問題を契機とした孤独・孤立の予防・解消を図ることを目指す。

<現状>

労働問題に直面した労働者は、相談を通じて解決に向けた適切な情報等に接することができなければ、孤独・孤立状態に陥る可能性がある。特に、性的マイノリティの労働者は、職場における理解不足等を背景として、性的指向・性自認に関連する労働問題に直面し、より一層孤独・孤立状態に陥りやすい状況が懸念される。こうした労働問題を抱える労働者等からの相談に的確に対応するため、全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置（379か所）し、あらゆる労働問題にワンストップで対応している。また、性的指向・性自認に関連する労働問題についても相談できる旨を厚生労働省ホームページやパンフレットに記載し、性的マイノリティの方からの相談にも適切に対応できる体制を整備している。

なお、「総合労働相談コーナー」における面談による相談では、通訳を介した13か国語による相談にも対応している。

<課題>

性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題に関して、相談対応を必要とする労働者等が必要な時に利用することができるよう、引き続き「総合労働相談コーナー」の周知に努め、その積極的な利用を促進するとともに、相談が寄せられた際には、労働問題の迅速かつ適正な解決に資するよう、適切に対応する必要がある。

<今後の取組方針>

性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題に関して、相談対応を必要とする労働者等が必要な時に利用することができるよう、引き続き「総合労働相談コーナー」の周知を図り、利用しやすい環境の整備に努めるとともに、寄せられる相談に適切に対応することによって、労働問題を契機とした孤独・孤立の解消に努める。

施策 No. 21

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

● ひとり親家庭への支援【こども家庭庁】

<施策の概要>

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら経済的に自立をした生活ができるよう、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進し、ひとり親家庭の自立の促進に対する支援や、子育て・生活環境の整備を行う。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、ひとり親家庭に対する各支援施策の実施自治体数の増加（地域の実情に応じた事業実施）を目指す。

これにより、家計の維持とこどもの養育を一人で担い、経済的にも厳しい状況で孤独・孤立を感じやすいひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭のこどもが心身ともに健やかに成長できるような環境の整備を促進する。

長期的には、支援を必要とするひとり親家庭に必要な支援を行い、就業を基本とした経済的な自立につなげる。

<現状>

家計の維持とこどもの養育を一人で担い、経済的にも厳しい状況にあるひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭のこどもが心身ともに健やかに成長できるような環境を整備していくことが求められている。

ひとり親家庭への支援については、就業支援を中心として、子育て・生活支援、養育費の確保支援、経済的支援を総合的に展開しているところであり、ひとり親家庭が必要な支援に確実につながるよう、相談窓口へのアクセスの向上を図り、相談支援等をより充実したものにしていくことが必要。

<課題>

ひとり親家庭に対する各支援施策の普及を図るとともに、支援を必要とするひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けることができるよう、ワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る必要がある。

<今後の取組方針>

「ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業」により、ひとり親家庭

への支援に関するポータルサイトの作成・運用を行うことで、支援を必要とするひとり親家庭が必要な情報にアクセスしやすい環境の整備を図るとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親家庭の支援に関する機運の醸成を図る。

「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」により、ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化を図る。

「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」により、ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図るとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業等を実施し、適切な支援メニューにつながられるような体制の整備を図る。

「こどもの生活・学習支援事業」により、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする取組を行う。

「ひとり親家庭への住宅支援資金の貸付」により、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付を行い、就労又はより稼働所得の高い就労等につなげ、自立の促進を図る。

「離婚前後親支援事業」により、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供、並びに養育費の履行確保に資する取組を行う。

「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」により、困窮するひとり親家庭等や要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂など、こどもの居場所や食への支援を行う。

施策 No. 22

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ②人材育成等の支援

● 児童生徒における重大ないじめ対策の推進【文部科学省】

<施策の概要>

いじめの重大事態件数が過去最多となったことを踏まえ、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・早期対応、いじめの重大事態の実態把握・分析を踏まえたガイドラインの改訂、いじめの早期発見・支援に向けた自治体へのサポートチームの派遣等を実施している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、いじめにより、悩みや不安を抱える児童生徒が孤立し、被害が深刻化しないよう、関係機関の連携体制の整備や教育相談体制の充実を図ることを目指す。

このため、具体的な目標として、

- ・いじめの問題に関して校内研修を実施している学校の割合を毎年度90%以上にする（令和4年度：84.3%）。
- ・学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校の割合を前回調査時の値（令和4年度：38.6%）よりも増加させる。

<現状>

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は681,948件であり、「重大事態」の発生件数は過去最多の923件である（令和4年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等に応じた対応が徹底されるよう、各都道府県教育委員会等を対象に行政説明等を実施している。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備に取り組んでいるところである。

<課題>

学校や教育委員会等において、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針等に基づいた適切な対応が行われるよう、周知徹底に取り組む必要があり、いじめの対応に課題のある運用や体制について、改善が求められる。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置や関係機関との連携など、教育相談等体制の整備を推進する必要がある。

<今後の取組方針>

引き続き、いじめ防止対策推進法等に基づいた適切な対応がなされるよう、各都道府県教育委員会等を対象とした行政説明等を実施する。また、いじめ・不登校対策のための重点配置等を通じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、24

時間子供SOSダイヤルの周知、SNS等を活用した相談体制の整備、道徳の特別の教科化など道徳教育の充実に取り組んでいく。さらに、こども家庭庁などの関係省庁とも連携を図りながら、いじめの対応に課題のある運用や体制について、改善に努めていく。

施策 No. 23

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保

● 不登校児童生徒への支援の推進【文部科学省】

<施策の概要>

不登校児童生徒数が過去最多となったことを踏まえ、教育支援センターの機能強化等を通じた多様で適切な教育機会の確保に取り組むとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重点配置等の教育相談体制の整備などを実施している。

【目標及び達成の期間】

様々な課題を抱え、孤独・孤立を感じやすい不登校児童生徒に対して支援を行うため、関係機関の連携体制の整備や教育相談体制の充実を目指す。

これにより、小・中学校の不登校児童生徒のうち、学校内外の相談機関等で相談、指導を受けた児童生徒数を、次回調査時において、前回調査時（令和4年度：184,831人）より増加することを目指す。

<現状>

小・中学校における不登校児童生徒数は10年連続で増加し約30万人（令和4年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と過去最多となっており、憂慮すべき状況である。不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター」の機能強化等を通じ、不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保に取り組んでいる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備を推進している。

<課題>

不登校児童生徒の中には、地域の実状に即した情報提供等の支援が受けられていないことなどから、学校内外で相談、指導等を受けておらず、十分な支援が行き届いていない場合や、不登校であることによる学習の遅れなどが、社会的自立の妨げになっている場合がある。

そのため、不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重点配置など、教育相談体制の整備を推進する必要がある。

<今後の取組方針>

不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターを中核とした関係機関や地域との連携による不登校児童生徒に対する総合的な支援体

制の構築に係る支援を実施する。

さらに、いじめ・不登校対策のための重点配置等を通じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、24時間子供SOSダイヤルの周知、SNS等を活用した相談体制の整備などによる教育相談体制の整備を推進する。

施策 No. 24

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ③関連施策の推進

● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援【こども家庭庁】

<施策の概要>

出産後1年を経過しない母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業等や、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を行う。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、出産後1年を経過しない母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、支援の必要性が高い産婦などを受け入れる施設に対する支援の拡充を行う。

また、令和7年度には、本事業の更なる利用拡大に向け、本事業を子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の「地域子ども・子育て支援事業」として位置付け、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、実施体制の強化等を行う。

これにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供し、妊産婦等の孤立感や負担感の解消に資する取組の充実を図る。

<現状>

令和4年度の児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の改正により、令和6年度から、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターを創設し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築することとしている。

また、母子保健法（昭和40年法律第141号）を改正し、令和3年度より産後ケア事業の実施を市区町村の努力義務とした。

<課題>

妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援につなげることが重要である。

産後うつに関しては、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施により支援を必要とする産婦を早期に把握し、適切なケア等を実施する必要がある。

また、予期せぬ妊娠や流産、死産も含め、地域における性や健康に関する相談支援の強化が求められている。

<今後の取組方針>

性と健康の相談センターにおいて、流産・死産、不妊症・不育症、若年妊婦等への相談支援を行うとともに、予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用し、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

産後2週間、産後1か月などの産婦に対する健康診査の費用を助成するとともに、産後ケア事業により、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。

特定妊婦や産後うつ、障害がある方への対応といった多様なニーズに対応できるよう、「こども家庭センター」に社会福祉士や精神保健福祉士等を配置し、相談支援の強化を図る。

施策 No. 25

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 無戸籍者問題解消事業【法務省】

<施策の概要>

日本国民の身分関係を公証する戸籍に記載されない場合、様々な行政サービスを十分に受けられず、孤立してしまうおそれがあることから、法務省及び法務局・地方法務局が中心となって継続的な支援を行い、無戸籍者の解消を目指している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度中に、リーフレットなどを作成して関係機関に配布するとともに、改正後の民法の規定に即した無戸籍者解消の流れに関する動画を作成してホームページに掲載する。

長期的には、無戸籍者の実情についての理解を深め、迅速な無戸籍者の解消を図る。

これにより、戸籍に記載がない方が、そのことにより社会生活を営む上で様々な不利益を被っている状況を改善し、ひいては、社会生活の中で生じる孤独・孤立の予防・解消を推進する。

<現状>

戸籍に記載がない方が、そのことにより社会生活を営む上で様々な不利益を被っている状況を踏まえ、これまで、法務省及び法務局・地方法務局が中心となって、①無戸籍者に関する情報の集約、②一人一人に寄り添った手続案内、③無戸籍者の不利益状況改善のための関係府省等との連携を柱として、問題の解決に取り組んできた。

情報集約を開始した平成26年9月10日から令和6年1月10日までの間に、無戸籍であると把握された者4,804人のうち4,046人について戸籍記載を完了しており、令和6年1月10日現在の無戸籍者は758人である。

また、無戸籍者問題の原因の一つと指摘されてきた嫡出推定制度の見直し等について、母の婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子であっても、母の再婚後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定すること等が盛り込まれた民法等の一部を改正する法律案が、令和4年12月10日、第210回国会（臨時会）において可決成立した（同年12月16日公布、嫡出推定制度の見直し等に関する規定については令和6年4月1日施行）。

<課題>

無戸籍者の完全な解消がされず、解消までに長期間を要している事例も多く、その原因等の情報の把握・整理や無戸籍者やその母等関係者への丁寧な説明が必要である。

<今後の取組方針>

現状において、無戸籍状態の解消までに要している期間やその原因等の情報を把握・整理し、多様な類型の無戸籍者がどのような経緯で生じ、どのような状況にあるのかといった傾向を把握するなど、無戸籍者の実情についての理解を深めるとともに、そのような実情も踏まえて、無戸籍者やその母等の個別の実情に応じて、無戸籍者解消の必要

性について引き続き無戸籍者やその母等関係者に丁寧に粘り強く説明していく。

妊婦を対象としたリーフレットを配布するなどして啓発や相談窓口の案内をし、無戸籍者問題に悩む妊婦や無戸籍者の母に伴走型の支援等を行う。また、無戸籍者解消の流れに関する動画を作成し、ホームページに掲載するなどして、ウェブコンテンツの充実を図る。

施策 No. 26

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 学生のメンタルヘルスケア支援等【文部科学省】

<施策の概要>

各大学等に対し、相談窓口等の情報や学内相談体制の整備について、周知・啓発を行うとともに、関係機関と協力し、学生のメンタルヘルスケアに関する調査を実施している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、現在の学生の孤独・孤立の実態や背景を把握し、対応施策を検討・実施することや、大学等に対して学生相談体制の充実を要請することにより、学生の孤独・孤立の実態に即した取組を進展させることを目標とする。

長期的には、学生の孤独・孤立の実態の推移や新たな課題等を把握し、対応施策の実施や、大学等に対する継続的な情報提供を行いつつ、学生相談体制の充実を要請することにより、学生の孤独・孤立の実態等に即した取組を進展させ、学生の望まない孤独・孤立の状況を前回調査時点より改善させることを目標とする。

<現状>

各大学等に対し、学生のメンタルヘルスを十分にケアできるよう、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置、学生から相談しやすい体制の構築）、カウンセラーや医師等の専門家や関係機関との連携等、学生の悩みや不安に寄り添った対応を累次にわたり依頼している。また、関係省庁と連携し、自治体で設置する相談窓口やメンタルヘルスケアのサポートに役立つ情報や、「学生の自殺防止のためのガイドライン」等について、各大学等に周知しているほか、関係機関と協力し、学生の修学状況等に関する調査や大学等の取組状況を把握するための調査等を実施している。

<課題>

「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」において、令和5年は6.4%の学生・生徒が、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答していることを踏まえ、各大学等において、学内組織等の更なる連携促進や、相談窓口の情報等が一人一人の学生に行き渡るような、効果的な情報発信の実施等により、学生のメンタルヘルスケアの取組を一層充実させる必要がある。

<今後の取組方針>

国全体で実施する「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」、文部科学省及び関係機関で実施する「大学における死亡学生実態調査」、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」等により、学生の孤独・孤立の実態や悩み、その背景等を引き続き把握し、学生生活上の課題に即した対応施策を実施する。また、大学等に対し、各種調査結果等に関する情報提供をしつつ、学生のメンタルヘルスを十分にケアできるよう、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置、学生から相談しやすい体制の構築）、カウンセラー

や医師等の専門家や関係機関との連携、学生の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな対応、相談窓口の情報等が学生一人一人に行き渡る手段を確保するなどの効果的な情報発信等について、引き続き継続的に要請する。

施策 No. 27

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業【厚生労働省】

<施策の概要>

フリーランスと発注者等との取引上のトラブルについて、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）の設置・運営を行う。

【目標及び達成の期間】

フリーランスと発注者等との間に取引上のトラブルが生じたときにワンストップで相談できる相談窓口として丁寧な相談対応に取り組むことにより、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境や相談しやすい環境を整備することを通じて、孤独・孤立対策に資することを目指す。

相談者に対し、都度利用満足度に係るアンケート調査を実施しているが、令和6年度も引き続き、その80%以上から「満足した」との回答を得る。

<現状>

フリーランス・トラブル110番は、フリーランスと発注者等との間に取引上のトラブルが生じたときにワンストップで相談できる相談窓口として、令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んでいる。

<課題>

今後もトラブル相談や和解あっせんの申立等の増加が見込まれるところ、引き続き本窓口において、フリーランスとして働く方に対し丁寧な相談対応を行っていく必要がある。

<今後の取組方針>

相談件数の増加等にも対応しつつ、引き続き丁寧な相談対応を行うため、関係省庁と連携し、相談窓口の体制整備やトラブル解決機能の向上を図っていく。

施策 No. 28

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ③関連施策の推進

● 求職者への就職支援の充実【厚生労働省】

<施策の概要>

求職者への就職支援として、ハローワークにおける担当者制によるきめ細かな就職支援やトライアル雇用する事業主への助成等を実施している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度中に、再就職支援プログラム事業を行う就職支援ナビゲーター1人当たりの本プログラム開始件数を206件以上とし、本プログラム利用者の就職率を84.5%以上とする。

マザーズハローワーク事業における、担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数を64,049人以上とし、本重点支援対象者の就職率を95.9%以上とする。

ハローワークの求職者を対象に、高いストレス状態にある方に対して、メールによるカウンセリングを受けられる体制や、臨床心理士などの専門家による巡回相談の体制を整備することにより、当該求職者等のストレス状態の軽減を図り、早期再就職の促進を図る。

トライアル雇用助成金については、常用雇用移行率を71.2%以上とする。

<現状>

ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーターの配置やマザーズハローワーク・マザーズコーナーの設置、失業中などで高いストレス状態にある求職者へのストレス軽減対策（専門家による巡回相談やストレスチェックシートの配布・メール相談）を実施している。

また、就職経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者等について、トライアル雇用する事業主に対して助成する制度により、早期再就職を支援している。

<課題>

女性、非正規雇用労働者などに対し、利用者の属性に合わせたハローワークにおける支援の充実を図る必要がある。

また、失業中で高ストレスにある方々のストレスを軽減し、再就職に向けた就職活動が可能となるよう、ハローワークにおいて専門家によるカウンセリング等を受けられる環境を整備していくことが必要である。

さらに、トライアル雇用助成金については、更なる周知・広報を行っていくことが課題である。

<今後の取組方針>

ハローワークにおいて、再就職支援プログラム事業として、早期再就職の意欲が高い雇用保険受給資格者等に対し、担当者制による就職支援を実施することにより、早期の

再就職を図る。

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象とした専門支援拠点（マザーズハローワーク・マザーズコーナー）を設置し、こども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、個々の求職者のニーズに応じた担当者制による一貫したきめ細かな就職支援の実施や、子育て中の女性の支援に取り組むNPO等との連携を強化する。

また、失業中などで高いストレス状態にある求職者へのストレス軽減対策（専門家による巡回相談やストレスチェックシートの配布・メール相談）を実施する。

さらに、トライアル雇用助成金については、就職経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者等について、トライアル雇用する事業主に対して助成する。

施策 No. 29

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

● 障害者相談支援体制の充実・強化【厚生労働省】

<施策の概要>

基幹相談支援センターの設置促進及び基幹相談支援センターへの専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施する。

【目標及び達成の期間】

基幹相談支援センターの更なる設置促進及び基幹相談支援センターの役割の充実・強化に向けて必要な対応を行う。

また、令和8年度末までに、全ての市町村において基幹相談支援センターを設置すること、基幹相談支援センターが相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

これにより、住民にとってわかりやすく、アクセスしやすい相談の入口として、どのような相談もまずは受け止める総合的な相談を実施し、孤独・孤立の問題を含む、障害者等の相談支援を推進する。

<現状>

障害者等の相談支援は複雑化しており、住民等にとってわかりやすく、アクセスしやすい仕組みになっておらず、適切に相談支援が行われていない潜在的な要支援者が一定数いるものと考えられる。

令和4年12月に成立した障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）により、令和6年4月から、市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるなど、地域における相談支援体制の充実・強化を図っている。

あわせて、改正法を踏まえ、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（令和6～8年度）に係る国の基本指針では、成果目標として、令和8年度末までに、全ての市町村において基幹相談支援センターを設置すること、基幹相談支援センターが相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することとされている。

なお、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについては、973市町村が設置している（令和5年4月時点）。

<課題>

住民にとってわかりやすく、アクセスしやすい相談の入口として、どのような相談もまずは受け止める総合的な相談を実施することが必要である。

また、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制を強化する取組が促進される効

果が期待できる、基幹相談支援センターの設置促進を更に進めるとともに、基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援の中核的な役割が着実に果たせるような方策を検討することが必要である。

<今後の取組方針>

障害者相談支援事業として、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行っている。

また、基幹相談支援センターにおいて、障害の種別や各種ニーズに対応する総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、関係機関と連携しながら包括的な支援を行っている。

なお、改正法を踏まえ、地域生活支援事業における基幹相談支援センター機能強化事業について、令和6年度から基幹相談支援センターの役割として法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」に重点化を図るとともに、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化等の取組を支援している。

今後は、基幹相談支援センターの設置促進を更に進めるとともに、基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援の中核的な役割を果たすために必要な方策の実施により、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制を強化する取組を促進する方針である。

施策 No. 30

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化【総務省】

<施策の概要>

総務省の行政相談は、国の行政などに関する相談を受け付け、その解決を図るとともに、行政の制度や運営の改善に活かす仕組みである。

【目標及び達成の期間】

孤独・孤立の問題を抱える当事者への広報活動、多様な相談手段の活用の強化により、当事者が行政相談を利用することで、困りごとの解決を図る。

また、実際の相談対応に当たっては、各種支援策を網羅的に把握した上で、具体的な問題をどのような機関に相談し支援を求めれば良いのか分からない場合や、各府省の相談窓口で解決しなかった場合の相談に対し、必要な情報の提供や関係機関等への橋渡しを行うなど、相談者に寄り添って役に立つ行政相談を行う。

令和6年度においては、令和5年度の広報の検証結果を踏まえ、更なる行政相談のアクセス手段の多様化を図ることを目標とする。

<現状>

行政相談は、困っている方々の相談に寄り添い、社会のセーフティネットとしての機能を有しており、孤独・孤立対策、外国人対応、ギャンブル等依存症対策、自殺対策、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援等の政府の総合政策においても、関係機関との連携を図りつつ、個々の相談に対応する役割を担っている。

<課題>

現在、行政相談へのアクセスは、電話、メール、書面、対面（来所・オンライン）の手段があるが、電話が6割を占めており、その他の手段は十分に活用されていない。また、行政相談の認知度は2割未満であり（行政相談に関する世論調査（令和3年6月調査））、孤独・孤立問題を抱える当事者に行政相談制度が有用な相談先として認識されていない。このことから、孤独・孤立問題を抱える当事者に、行政相談という窓口を知ってもらい、利用してもらうためには、SNSを活用した広報が重要である。

また、多様な状況に即した相談対応を行い、寄せられた相談を解決に導くため、担当職員の対応能力の向上と、関係機関（行政機関やNPO等）と協力して相談対応できるよう更なる連携強化を図り、行政相談における孤独・孤立対策の充実を図っていく必要がある。

<今後の取組方針>

令和5年度は、特に孤独感を持つ人の割合が高いとされる若年層（孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年12月調査））や一人暮らしの高齢者層、物価高騰により経済的に困窮し、孤独・孤立状態に陥るおそれのある方を主なターゲットに、デジタルコンテンツの配信や特設ページの制作・公開といった広報活動を展開した。

令和6年度以降、令和5年度の広報の検証結果を踏まえ、SNSを活用した広報を本格的に実施するとともに、SNS広報画面から遷移するメール相談の活用、音声アプリの活用の検討等、更なる行政相談のアクセス手段の多様化を図る。

また、相談対応実例の分析を行って職員のスキル・知識を高め、対応の質の向上を図り、関係機関等における各種支援策の案内、それぞれが運営する相談窓口と連携することによって困りごとの解決を図る。

施策 No. 31

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ②人材育成等の支援

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 自殺対策の取組の強化【厚生労働省】

<施策の概要>

依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、自殺防止に関する全国的な活動を実施する民間団体における取組の支援等を行う。

【目標及び達成の期間】

地方自治体が地域自殺対策計画に基づき、それぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進することを通じて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。

<現状>

地方自治体が地域自殺対策計画に基づき、それぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するとともに、自殺防止に係る取組を行う民間団体の取組に対して、地域自殺対策強化交付金の助成を実施している。

また、自殺対策を総合的かつ効果的に実施するための調査研究を実施し、その成果を地方公共団体に提供し、その成果の活用を促進することや、情報収集・提供等を行うために指定調査研究等法人の事業実施に係る経費を支援している。

<課題>

自殺予防の電話・SNS相談については、現状多くの方からの相談が寄せられており、つながりにくい状況があり、個々の相談体制の拡充による応答率の改善や相談員の人材養成が求められている。

自殺未遂者を含む自殺念慮者の調査等による自殺の実態解明が課題である。

また、令和5年の小中高生の自殺者数は、513人と過去最多の水準となっており、自殺予防などの取組を強化していく必要がある。

<今後の取組方針>

地方自治体が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進し、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実を行うとともに、自殺防止に係る取組を行う民間団体を支援する。

また、指定調査研究等法人において、自殺対策を総合的かつ効果的に実施するための調査研究や情報収集を行い、その成果等を地方公共団体や民間団体へ提供する。

こども・若者の自殺対策の推進のために、都道府県・指定都市において、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援する。

施策 No. 32

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 国家公務員の心の健康づくり【内閣官房】

<施策の概要>

各府省等が独自に研修等を実施することができない府省等の職員若しくは業務等の都合により参加できなかった職員を対象に、①孤独・孤立により心が不健康な状態となる前の予防、②心が不健康となり長期病休となった場合の円滑な職場復帰の支援と再発防止、③メンタルヘルスに関する研修等を補完的に実施。

【目標及び達成の期間】

孤独・孤立により心が不健康な状態となる前の予防、心が不健康となり長期病休となった場合の円滑な職場復帰の支援と再発防止及び、メンタルヘルスに関する研修等を独自に実施できない省庁等に対し、独自に実施できるよう、令和6年度は、研修等の方策を提示するなどして、各省の取組を支援する。

これにより、国家公務員の心の健康づくりを通じた、孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。

<現状>

職場におけるメンタルヘルス対策として、各府省等で独自に実施することができない府省等の職員若しくは業務等の都合により参加できなかった職員を対象として、以下の研修等を補完的に実施している。

- ・ 管理監督者に対し、心の問題に対する正しい知識を普及し、気づき（部下の様子の変化にすばやく気づく）、傾聴（部下の悩みを上手に聴く）、素早い対応（専門家の支援を求めるなど）を学んでもらうことを目的とした「管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー」
- ・ 各府省等の幹部職員、課長、室長、課長補佐、係長等に昇任した職員を対象にメンタルヘルスに関する基礎知識や部下との相談対応方法等を学んでもらうことを目的とした、「eラーニングによるメンタルヘルス講習」
- ・ 職場における相談体制の整備として、各府省に配置されているカウンセラーの能力向上を図ることにより、カウンセリング制度を充実させることを目的とした、「カウンセラー・相談員のための講習会」

<課題>

メンタルヘルス不調者は年々増加傾向にある。

<今後の取組方針>

メンタルヘルス不調者の増加に伴い、メンタルヘルスやカウンセリングに関する知識習得の機会が得られる研修等のニーズも高まり、受講希望者も増加していることから、オンラインの活用等により、受講機会を拡大しつつ、研修等の内容の充実を図る。

施策 No. 33

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ②人材育成等の支援

● 防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実【防衛省】

<施策の概要>

防衛省・自衛隊において、悩みの深刻化の未然防止などを図るため、各駐屯地等に部内相談員や部内カウンセラー及び臨床心理士を配置し、これらの者に対するカウンセリング能力向上教育を行うとともに、民間のカウンセラーの招へいや若年層を主な対象とした、SNSを活用した相談体制を構築する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、SNSによる相談窓口を設置することで、気軽に相談できる環境づくりを推進するほか、臨床心理士やカウンセラーの養成教育に必要な部外講師を招へいすることなどにより、カウンセリングに対する心理的な抵抗を低減させることに努める。

長期的には、全ての職員が相談したいときやカウンセリングを受けたいときに、部隊等ですぐに相談ができたり、カウンセリングを受けたりすることができる体制の整備を目指す。

これらの取組により、防衛省・自衛隊における孤独・孤立の予防等を推進する。

<現状>

防衛省・自衛隊においては、防衛大臣政務官を本部長とする自殺事故防止対策本部を設置し、省全体でカウンセリング・相談体制の充実強化を図るなどの自殺事故防止策を講じており、令和4年4月25日に「防衛省のメンタルヘルスに関する基本方針」を策定した。

自殺事故の原因や傾向を分析したところ、自殺により亡くなられた職員は、臨床心理士などの専門家によるカウンセリングを利用した者があまりいないことが確認されている。

そのため防衛省・自衛隊では、臨床心理士などの専門家の助けを得ることが重要であるという認識の下、カウンセリング・相談体制の強化を図るため、次の取組を実施している。

- ①職員の悩みの深刻化を未然に防止するため、各駐屯地等に部内相談員、部内カウンセラー及び臨床心理士を配置するとともに、部外から民間のカウンセラーを招へいしている。
- ②職員の複雑な悩みに対応するため、部内相談員、部内カウンセラーに対して、カウンセリング能力の向上を目的とした教育を行うなどの取組を実施。
- ③スマートフォンの普及に伴い、若年層のコミュニケーション手段がSNSに移行していることを踏まえ、SNSの中でも利用率が高いLINEを活用した相談窓口を設置することにより、若年層が抱える悩みの早期解消を図る。

<課題>

部外カウンセラーについては、部隊の規模等を勘案し対応してきたため、全ての駐屯地等に招へいをしておらず、小規模な駐屯地等は、近隣の駐屯地等から部外カウンセラーを派遣してもらっている現状があることから、招へい回数及び人員の増員を引き続き図っていくことが必要である。

職員のカウンセリングに対するスティグマ（カウンセリングを受けることに対する偏見）を低減させることが必要である。

職員の変化に早期に気付くことができる体制の確立が必要である。

職員の複雑な悩みに対応可能な部内相談員、部内カウンセラーのカウンセリング能力の向上が課題である。

<今後の取組方針>

定期的に部外の臨床心理士やカウンセラーを部隊等に招へいし、防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実を引き続き図る。

防衛省・自衛隊内でメンタルヘルスに関する専門的な知識を有する人材を育成し、そうした人材を部隊等へ配置する。

スマートフォンの普及に伴い、特に若年職員に対し、SNSを活用した相談体制を構築することが有効であると考えられることから、SNS（LINE）による相談窓口を設置することにより、職員の抱える悩みの深刻化を未然に防止する。また、職員の悩みの深刻化を未然に防止するためには、職員の変化に早期に気付くことも必要であることから、部内相談員を指定・育成し、現場での対応力を強化する。

各駐屯地等の事情を踏まえた上で、部内カウンセラーの配置の検討や部外カウンセラーの増員を図る。

状況に合った窓口ツールが選択できるよう相談窓口の多様化を図る検討を行い、職員が気軽に相談できる体制づくりを行う。また、深刻な悩みを抱える職員について、上司らが積極的に声をかけ、対面カウンセリングへつなぐことができる体制を構築する。

施策 No. 34

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS 相談の 24 時間対応の推進等）

● こころの健康相談室の運営【人事院】

< 施策の概要 >

一般職国家公務員やその家族、職場の上司等を対象として、職員自身、家庭、職場における部下等に関する悩みの相談に専門医等が応じている（面談方式）。

【目標及び達成の期間】

令和5年7月より全ての窓口に拡充したオンライン相談について、令和6年度は、各地域の心の悩みの相談を希望する職員が相談しやすい環境を整えることにより、孤独感・孤立感を含む職員の心の問題の解決を図り、職員のこころの健康づくりに資することを旨とする。

< 現状 >

令和3年度中に心の健康の問題により1か月以上の期間勤務しなかった長期病休者の率は1.70%であり、長期病休者全体の7割を超えた。こうした中、職員の心の不調を早期に発見して対応する「こころの健康相談室」はますます重要となっている。

< 課題 >

「こころの健康相談室」は、令和4年度から一部の窓口にオンライン相談を導入し、令和5年7月までには全ての窓口に拡充した。心の悩みの相談を希望する職員がより相談しやすい環境となるよう、取組を一層推進する必要がある。

< 今後の取組方針 >

引き続き、オンライン相談の活用を周知するなど、取組を一層推進する。その際、要配慮個人情報扱うこととなるため、情報セキュリティを確保するとともに、オンライン相談では、相手の表情やしぐさ、声の調子等が対面の場合に比べて把握しづらい面があることから、それを踏まえて相談を行う。

施策 No. 35

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援【総務省】

<施策の概要>

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会（以下「安衛協」という。）において、地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者向けの相談事業を実施しており、総務省では当該事業を含む各種相談窓口の活用について地方公共団体に周知するなど、その取組を支援している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、地方公共団体におけるメンタルヘルス対策を推進するため、様々な機会を捉えて各種相談窓口を周知し、積極的な活用を促すことを通じて、メンタルヘルス不調者の予防・早期発見につなげ、地方公務員のメンタルヘルス不調者をできる限り抑制し、職員が孤独・孤立に陥らないよう取り組むことを目標とする。

<現状>

地方公務員のメンタルヘルス不調による長期病休者（10万人率）は近年増加傾向にあり、この10年間で約1.8倍となっている（出典：安衛協「地方公務員健康状況等の現況令和5年12月」）。これを踏まえ、地方公務員のメンタルヘルス対策を推進するため、各種相談窓口の積極的な活用を促すことで地方公共団体における相談体制の整備が図られるよう、各種会議の場で発言するなど、機会を捉えて地方公共団体に要請している。

<課題>

近年増加傾向にある地方公務員のメンタルヘルス不調による長期病休者について、これを抑制していくための対策の充実を図っていく必要がある。

<今後の取組方針>

安衛協が実施する地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者向けの相談事業を含む各種相談窓口の積極的な活用を促すことで、地方公共団体における相談体制の整備が図られるよう、引き続き地方公共団体に要請していく。

また、令和3年度以降開催している地方公務員のメンタルヘルス対策に関する研究会を令和6年度も引き続き開催し、地方公共団体における課題への対応策等に関する調査研究を実施し、地方公務員のメンタルヘルス対策の推進を図る。

施策 No. 36

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援つなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● DV被害者等支援【内閣府】

<施策の概要>

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)等に基づき、被害者の保護及び支援、相談体制の整備等の強化を図る。

【目標及び達成の期間】

民間シェルター等と連携して先進的な取組を行う地方公共団体を支援すること等により、地域におけるDV（配偶者からの暴力）被害者への支援体制の更なる充実を図ることを通じて、多様な困難に直面するDV被害者等の孤独・孤立の防止を図る。

<現状>

DV被害者支援は、DV防止法等に基づき、都道府県等が設置する配偶者暴力相談支援センター等において行うこととされている。令和5年のDV防止法改正において、民間団体を含む多機関の連携について、国の基本方針及び都道府県基本計画の記載事項とする等の改正を行ったところである。

内閣府においては、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながるDV相談ナビ（全国共通番号「#8008（はれれば）」）を運用するとともに、令和2年4月からは、24時間体制の電話相談に加え、SNS（12時～22時対応、10言語の外国語にも対応）・メール（24時間受付）でも相談可能な「DV相談+（プラス）」を実施している。

また、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）の交付により、民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行っている。

<課題>

被害者の多様なニーズに対応するため、地方公共団体と先進的かつ専門的な支援を行う民間シェルター等との連携が必要であり、地方公共団体の取組への支援の充実を図る必要がある。

<今後の取組方針>

DV相談ナビやDV相談+（プラス）の周知など、被害者支援の充実に取り組む。

また、民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組を推進する都道府県等への交付金による支援を行うことにより、DV被害者等に対する支援の更なる充実・強化に努める。

施策 No. 37

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 性犯罪・性暴力被害者等支援【内閣府】

<施策の概要>

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、決して許されるものではないこと等に係る啓発の強化や相談窓口の周知等に取り組むとともに、多様な相談者が利用しやすいよう相談支援の充実を図る。

【目標及び達成の期間】

相談窓口の整備やワンストップ支援センターの支援体制の更なる充実により、性犯罪・性暴力被害者の孤独・孤立の防止を図る。

<現状>

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）等に基づき、都道府県等が設置・運営する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）などによる相談支援の充実を図っている。

内閣府においては、ワンストップ支援センターについて、支援員の処遇改善、24時間365日対応化、拠点となる病院における環境整備等が促進されるよう、都道府県等に対して性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金を交付している。

また、ワンストップ支援センターにつながる全国共通番号#8891（はやくワンストップ）を令和2年10月に導入し、運用しているほか、最寄りのワンストップ支援センターの運営時間外に対応する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置している。さらに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」による相談事業も実施している。

<課題>

ワンストップ支援センターの24時間365日化や地域におけるワンストップ支援センターと警察、医療機関、教育委員会等の関係機関との連携の強化等を図る必要がある。

また、こどもや男性等、多様な被害者の支援を充実させることも必要である。

<今後の取組方針>

ワンストップ支援センターにつながる全国共通番号#8891（はやくワンストップ）の周知や、都道府県等への交付金による支援により、ワンストップ支援センターにおける相談支援の更なる充実を図る。

施策 No. 38

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

②アウトリーチ型支援体制の構築

● 犯罪被害者等支援の推進【警察庁】

<施策の概要>

都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を運用するほか、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体と連携した犯罪被害者等支援等の各種施策を推進する。

【目標及び達成の期間】

「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）の計画期間である令和8年3月までの間、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用及び周知、警察における公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置によるカウンセリングの充実及びその周知、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化といった取組を推進することで、犯罪被害者等の孤独・孤立の防止を図る。

<現状>

都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を運用しているほか、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体と連携した犯罪被害者等支援等の各種施策を推進している。これらの施策により被害に遭った方々が被害申告や相談をしやすい環境を整備することは、犯罪被害者等の孤独・孤立の防止につながるものと考えられる。

<課題>

犯罪被害者等が一日も早く被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようにするためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかな充実した支援が必要であり、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が緊密に連携・協力し、取組の一層の強化を図っていく必要がある。

<今後の取組方針>

性犯罪被害者が相談しやすい環境を整備するため、警察において、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を適切に運用するとともに、国民への更なる周知を図る。

また、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するため、引き続き、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーを配置するとともに、カウンセリング費用の公費負担制度を運用する。

また、警察において、関係府省及び地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援の充実を図るための指導・助言を行うほか、より一層適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。

さらに、犯罪被害者等の同意を得た上で、犯罪被害の概要等について情報提供を行うなど、引き続き、犯罪被害者等早期援助団体と緊密に連携する。

施策 No. 39

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● インターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実【総務省】

<施策の概要>

インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度から設置・運営している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度より、相談センターホームページ上にチャットボットを設置することで、相談者の心理的、時間的なハードルを取り除き、相談者の利便性向上を図ることで、相談者がより相談しやすい環境の整備を推進する。

<現状>

SNS等インターネット上での誹謗中傷等の深刻化に伴い、総務省が運営を委託している違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は増加傾向にあり、令和5年度の相談件数は、6,463件であった。また、令和3年度より、違法・有害情報相談センターにおける相談員の増員等による体制強化や他の相談機関との連携対応の充実に努めている。加えて、第213回国会に、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付ける情報流通プラットフォーム対処法案（プロバイダ責任制限法の一部改正法案）を提出し、令和6年5月に成立した。現在は、情報流通プラットフォーム対処法の施行準備を進めている。

<課題>

現在WEBフォームからの相談受付、回答を行っているが、相談者にとっては、なお心理的、時間的なハードルが存在することが考えられる。

<今後の取組方針>

チャットボットの設置を進めることで、インターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実に努める。

施策 No. 40

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への支援【法務省】

<施策の概要>

在留外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的な相談支援体制の構築に取り組む地方公共団体を支援。

【目標及び達成の期間】

地方公共団体における継続的な相談体制の確保を促進する。

また、外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口の設置・運営事例について取りまとめている「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」を活用して、一元的相談窓口の設置を検討する地方公共団体の取組を後押しする。

これにより、地域における外国人の受入れ環境の整備を促進し、多文化共生社会の実現を通じて、地域における外国人の孤独・孤立の予防・解消を推進する。

<現状>

地域における外国人の受入れ環境を整備し、多文化共生社会の実現に資することを目的に、地方公共団体が在留外国人に対し、生活全般に係る情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口を設置・運営する場合に必要な経費の一部を交付金で支援する。令和6年度は4月1日現在で259の地方公共団体に交付決定を行っている。

<課題>

一元的相談窓口の設置を促進する。

<今後の取組方針>

一元的相談窓口の設置促進の観点から、地方公共団体における交付金を活用した取組など、効果的な活用方法等について、「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」等を活かした周知に努めるとともに、引き続き、地方公共団体の要望等を聞きながら、外国人の受入れ環境の整備を推進するための方策について検討していく。

施策 No. 41

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

● 更生保護に関する地域援助の推進【法務省】

<施策の概要>

犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けることができ、安定した生活を送ることができるよう、保護観察所において、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う。また、犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けることができるよう、保護観察所と地域における関係機関・団体等との連携体制の整備に取り組む。

【目標及び達成の期間】

犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けることができ、安定した生活を送ることのできる環境整備を目指し、令和6年度は、保護観察所と地域における関係機関・団体等と連携した地域支援ネットワークの構築を推進する。

これにより、出所受刑者の2年以内再入率を低下させることを目指す。

<現状>

保護観察所においては、犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」（リスタート・サポート）を設け、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域で生活する元保護観察対象者や出所者等本人又はその家族を含む地域住民や、関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や支援に関する情報提供、調整等の援助を行うほか、犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けることができるよう、地域における関係機関・団体等との連携体制の整備を図っている。

（令和3年出所者の2年以内再入率：14.1%）

<課題>

犯罪をした者等が身近に相談できる場所の確保や、保護観察所と地域の関係機関・団体等との連携体制の整備が課題である。

<今後の取組方針>

保護観察所が実施する地域援助に関する周知・広報を行うとともに、地域住民、関係機関等からの相談に対応する保護観察官のスキルアップや地域に出向いて活動するための体制整備、犯罪をした者等を必要な支援に円滑につなげるための保護観察所と地域の関係機関・団体等との連携体制の整備に取り組む。

施策 No. 42

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）

● 在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援【外務省】

<施策の概要>

国内NPO等が海外の孤独・孤立に悩む在外邦人からの相談に対応できるよう支援する。

【目標及び達成の期間】

- ・ 在外邦人は、その置かれた状況から孤独・孤立状態に陥りやすいという背景を踏まえ、令和6年度は、NPO等に在外邦人からの相談に適切に対応できる人材を配置する等その体制を整えることにより、在外邦人からの相談によりきめ細やかに対応することを目指す。これにより、孤独・孤立に悩む在外邦人を早期に把握し、現地当局に繋ぐ等、問題解決に導くことによって「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」の実現を目指す。
- ・ 令和6年度の海外からの相談データを取りまとめて、これまで協力関係にあるNPO5団体以外の団体にも共有することで、これらの団体が海外特有の相談へも対応可能となることを目指す。

<現状>

令和3年、外務省は在外邦人の孤独・孤立問題にきめ細やかに対応するため、国内NPOと連携した取組を開始した。外務省との連携以降、在外邦人から寄せられる相談件数は増加傾向にあり、今後もポスト・コロナにおける海外渡航者数の回復に伴う相談件数の増加が見込まれる。

<課題>

国内のNPO等は、増加する国内からの相談案件に対応するだけで手一杯の状態にあり、海外特有の相談対応に慣れない相談員も多い。そのため在外邦人からのチャット相談に十分な形で対応できていないのが現状であり、これらNPO等の海外からの相談対応能力の向上が急務となっている。

<今後の取組方針>

NPO等に相談員等を配置するなど、在外邦人からの相談に適切に対応できる体制の構築を支援する。また、1年分の相談データをまとめた報告書の作成をNPO等に委託し、そのために必要な資金を助成する。

施策 No. 43

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

②人材育成等の支援

●メンタルヘルスに関する正しい知識と理解を有する心のサポーターの養成【厚生労働省】

<施策の概要>

精神障害やメンタルヘルスに対する正しい知識と理解を持って精神障害者等への支援を行う「心のサポーター」を養成する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度から心のサポーター養成研修を全国に展開し、10年間で100万人の心のサポーターを養成することにより、心のサポーター養成研修を受講した地域住民が増加することを通じ、精神疾患に対する理解が促進するとともに、精神障害者が地域や職域での支援を受けられ、地域で安心して自分らしい暮らしができる基盤整備・体制整備を構築することを目指す。

<現状>

精神疾患の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」を実施し、メンタルヘルスや、うつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる体制確保を推進している。

<課題>

精神障害者に対する国民の理解について、「病気の認知度は進んでいると思わない」と回答している者は約9割であり、また、差別や偏見についても約4割が「以前と変わらない」と回答しており、精神疾患への理解は進んでいない状況である。

<今後の取組方針>

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対してできる範囲で、傾聴を中心とした手助けをするメンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した心のサポーター養成事業を実施し、心のサポーターを各地域で養成していくことで、地域における普及啓発にも寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入につなげる。

施策 No. 44

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
②人材育成等の支援

● 防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の強化【防衛省】

<施策の概要>

防衛省・自衛隊において、「苦しい時に援助を求めることは能力であり、自ら助けを求めることができる人ほど自己管理能力が高い」という認識を広めるため、全職員に継続した教育を実施し、職員が周囲に相談しやすい環境の醸成に努めている。

【目標及び達成の期間】

メンタルヘルス教育を通し、意識改革を行うには地道な粘り強い教育が求められることから、全職員に年1回を目安に継続した教育を行うこととしており、令和6年度も着実に実施する。

長期的には、職員に対する教育効果を高めるため、引き続き新たな教育ツールの在り方を検討する。これにより多くの職員の意識改革を図り、周囲に相談しやすい環境をつくることで孤独・孤立の予防を推進する。

<現状>

防衛省・自衛隊ではメンタルヘルス施策を推進する中で定期的に有識者の意見を伺っているところ、有識者からは「自衛隊には、任務の特性上、精強でなくてはならない、タフでなくてはならないという考え方が根底にあり、自衛官は、一般の方と比較し、困ったときに助けを求める態度に出られない」との指摘を受けている。

<課題>

上記指摘を受け、メンタルヘルス教育を通し、「苦しい時に援助を求めることは能力であり、自ら助けを求めることができる人ほど自己管理能力が高い」という認識を防衛省・自衛隊内で広め、職員が周囲や専門家に相談しやすくなるよう意識改革を進めることが必要である。

<今後の取組方針>

引き続き、全職員に対し年に1回を目安に「苦しい時に援助を求めることは能力であり、自ら助けを求めることができる人ほど自己管理能力が高い」ということを認識させる教育を実施する。

加えて、職員に対し実施したアンケートでは、約半数が対面での教育が最も効果的であると感じており、結果を踏まえ対面での教育を充実させつつ、動画配布も行うことで教育の受講環境を整備し、教育ツールの在り方についての検討を引き続き進める。

施策 No. 45

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
②人材育成等の支援

● 生活困窮者自立支援制度人材養成研修【厚生労働省】

<施策の概要>

生活困窮者自立支援制度における基本理念（生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくり）を具現化できる高度な専門人材を養成するための研修を実施する。

【目標及び達成の期間】

生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるような生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく事業に従事する支援者を養成することを通じ、生活困窮者が抱える孤独・孤立の問題の予防・解消等に資することを目指す。

<現状>

孤独・孤立問題も含め、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業を中心として、就労、家計等に関する包括的な支援を実施するほか、他の専門機関等と連携して、相談者の状態像に応じたきめ細かな支援を行っている。

<課題>

生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援者が、孤独・孤立の問題を抱えている生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、孤独・孤立に関する知識等を修得することが必要である。

<今後の取組方針>

令和 6 年度においても、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援者に対する研修等に、孤独・孤立に関する内容を盛り込み、孤独・孤立の問題を抱えている生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員を養成する。

施策 No. 46

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
②人材育成等の支援

● 重層的支援体制整備事業の従事者への研修の実施【厚生労働省】

<施策の概要>

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業の従事者等を対象に、市町村における包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、重層的支援体制整備事業に従事する、複雑化・複合化した支援ニーズを有する者への支援が適切に行えるよう十分な専門性を有する人材の養成や、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた気運醸成を図り、複合的な要因を背景としている場合が多い孤独・孤立の問題の予防・解消等に資することを旨とする。

<現状>

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業の従事者等を対象に、市町村における包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施している。

<課題>

重層的支援体制整備事業の従事者による支援の質の向上が必要である。

<今後の取組方針>

引き続き、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、従来の重層的支援体制整備事業実施市町村を対象とした研修のみならず、同事業未実施市町村向けの研修実施も予定するなど、市町村における包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

施策 No. 47

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

● 社会福祉士及び精神保健福祉士の養成【厚生労働省】

<施策の概要>

社会福祉士及び精神保健福祉士の養成カリキュラムにおいて、社会的孤立についても教育に含むべき内容として位置付けており、社会的孤立に関する課題に対応できる社会福祉士及び精神保健福祉士を養成する。

【目標及び達成の期間】

社会的孤立に関する課題に対応できる社会福祉士及び精神保健福祉士を養成し、社会福祉士及び精神保健福祉士の登録者数を増加させることにより、地域における包括的支援体制の推進につなげ、孤独・孤立の予防・解消にも資することを目指す。

(令和6年度の目標値は令和5年度実績(社会福祉士 299,408名、精神保健福祉士 106,962名)以上とする。)

<現状>

社会福祉士及び精神保健福祉士の養成カリキュラムでは、「地域福祉と包括的支援体制」等の複数の科目において、社会問題や地域福祉といった視点で社会的孤立を学ぶこととしている。

<課題>

社会福祉士及び精神保健福祉士の養成施設等において、社会的孤立に関する学習が円滑に進むよう、関係団体との連携が必要である。

<今後の取組方針>

ソーシャルワークの専門職である社会福祉士及び精神保健福祉士の養成を行い、支援者を増員させる。

施策 No. 48

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
②人材育成等の支援

● ひきこもり地域支援センター等職員に対する研修の実施【厚生労働省】

<施策の概要>

ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施する。

【目標及び達成の期間】

ひきこもり状態にある方やその家族等が、必要な支援につながり、本人が望む形で社会参加を実現することができるよう、令和6年度も、ひきこもり地域支援センター等の職員を対象とした研修を実施することで、孤独・孤立の問題を抱えるひきこもり状態にある方やその家族等に対する相談支援の質が向上することを目指す。

<現状>

ひきこもり状態にある方やその家族等の支援に当たっては、背景や状況が様々であるため、一人一人の状況に応じた支援が求められている。このため、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施し、良質な支援者を育成している。

<課題>

支援の質を平準化するとともに、よりレベルアップを図るために、支援者であるひきこもり地域支援センター等の職員の育成が必要である。

<今後の取組方針>

引き続き、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施し、良質な支援者を育成する。

施策 No. 49

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

②人材育成等の支援

● 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援 【厚生労働省】

<施策の概要>

身寄りがない人や判断能力が不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備の支援を目標に、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」及び「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集」の更なる活用の推進を行う。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、ガイドライン及び事例集の更なる活用の推進を図ることで、身寄りがない人や判断能力が不十分で医療に係る意思決定が困難な人が、安心して医療を受けられる環境の構築を目指す。

<現状>

医療機関を対象に調査を行い、成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の実態、医療機関職員の成年後見制度理解の状況といった実態を把握し、令和元年5月に、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を作成した。その後、ガイドラインの更なる普及・活用を図るため、令和4年8月に、「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集」を作成し、厚生労働省として、都道府県を通じて医療機関等に周知している。

<課題>

ガイドライン及び事例集をより活用してもらうための施策を検討することが必要である。

<今後の取組方針>

都道府県の担当者会議等の機会を活用し、引き続きガイドライン及び事例集の周知を進める。

施策 No. 50

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

③関連施策の推進

● 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援【こども家庭庁】

<施策の概要>

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援するとともに、地方公共団体が行う伴走型結婚支援や、こどもとの触れ合い体験などの結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る取組等を重点的に支援する。

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度末までに、

- ・妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成に取り組む地方公共団体を、都道府県においては全て、市区町村においては8割とする。
- ・結婚支援に取り組む地方公共団体を、都道府県においては全て、市区町村においては広域的な連携を伴うものを8割とする。

これにより、妊娠・出産、子育てというライフイベントを契機に生じ得る孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。

<現状>

結婚、妊娠・出産、子育てというライフイベントが生じたときに、周囲から温かく受け入れられ、必要な支えを得られることは、何よりも重要であり、住民に身近な存在である地方公共団体が、地域の実情に応じ、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境の整備に取り組み、国がそのような地方公共団体の取組を支援している。

<課題>

地域における結婚支援の体制整備、妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成の取組を推進する。

<今後の取組方針>

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）の取組を支援する。

施策 No. 51

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
③関連施策の推進

● 男性の育児休業取得促進【厚生労働省】

<施策の概要>

男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）においては、経営層・企業（管理職）向けセミナー・若年層向けセミナーの実施（企業版両親学級を含む。）等によって、仕事と育児の両立を支援する国の制度の周知及び仕事と育児を両立しやすい環境づくりに成功している企業の事例周知などを実施している。

【目標及び達成の期間】

男性の育児休業取得率を 2025 年までに 50%、2030 年までに 85%にする。
「共働き・共育ての推進」を通じて、育児における孤独・孤立の予防に資することを旨とする。

<現状>

勤労者世帯の過半数が共働き世帯になっている中で、男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことのできる環境づくりは、配偶者でもある女性の継続就業や出産意欲への影響という点でも重要である。こうした状況を踏まえ、令和 4 年 4 月より、改正育児・介護休業法を順次施行してきた。

<課題>

「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、男性の育児休業取得率を 2025 年（令和 7 年）までに 50%、2030 年（令和 12 年）までに 85%にする政府目標が掲げられている中、2022 年度（令和 4 年度）の取得率は 17.13%と未だ低い水準にあり、更なる取組の強化が必要である。

<今後の取組方針>

男性の育児休業取得促進に向け、人事労務担当者や若年層等向けセミナーの開催や、企業・個人に対する仕事と育児の両立に関する情報・好事例等の提供等を実施する。

施策 No. 52

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
③関連施策の推進

● 職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、相談対応【厚生労働省】

<施策の概要>

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルス対策に関する様々な情報を提供するとともに、働く人等からのメンタルヘルス不調等に関する相談への対応（電話・メール・SNS）を行う。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」へのアクセス件数や相談件数の増大を図ることを通じ、職場環境により孤独・孤立を感じやすい労働者のメンタルヘルスを推進する。

<現状>

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルス対策に関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調等による健康障害に関する相談への対応を行っている。

<課題>

事業場外資源としての相談窓口を設置することにより、働く人が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備してきたところであり、より働く人が本サイトにアクセスできるよう、本事業の一層の周知が必要である。

<今後の取組方針>

令和6年度も引き続き、インターネットバナー広告による周知のほか、各種SNS等を通じた積極的な周知広報に取り組むことで、当該サイトについての認知を進める。

また、精神科医、産業医の要件を満たす医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家の意見を踏まえた事業運営を行うことで、コンテンツの見直しを図り、労働者にとって必要な情報等を提供し、サイトの魅力を高めていく。

施策 No. 53

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
③関連施策の推進

● 事業場における産業保健活動の支援【厚生労働省】

<施策の概要>

産業保健総合支援センターにおける中小企業への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向けの研修及び相談体制の充実等により、中小企業の産業保健活動を支援する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、産業保健サービスの提供等の各種支援の活用を促すことにより、産業保健総合支援センター及びその地域窓口における相談件数の前年度からの増加を図る。

これにより、職場環境により孤独・孤立を感じやすい労働者等の孤独・孤立の予防・解消等に資することを旨とする。

<現状>

事業場における産業保健活動の活性化を図るため、産業保健総合支援センター及びその地域窓口において、①事業者、産業医等産業保健スタッフ等に対する研修等の実施等、②小規模事業場に対する産業保健サービス（訪問指導、窓口相談等の実施）の提供等を通じ、労働者のメンタルヘルス対策に資する各種支援を行っている。

<課題>

事業場におけるメンタルヘルス対策等、事業場における産業保健を通じた支援を行っているが、事業主による支援の活用は低調である。

<今後の取組方針>

あらゆる機会をとらえ、各種関係団体へ産業保健総合支援センター等に関する周知を行うほか、事業場に対する労働基準監督署の指導等の際にも、当該センター等についての案内を行う。また、事業場の産業保健活動に対する支援を充実・強化するため、産業保健総合支援センターの体制を整備し、産業保健スタッフ等に対する研修の質の向上などを図る。

施策 No. 54

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
③関連施策の推進

● 学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC乱用防止対策事業【厚生労働省】

<施策の概要>

OTC医薬品の乱用の背景の一つと考えられる孤独・孤立を抱える方の支援にもつながるとい認識の下、家族等による乱用者への支援方策等の周知や、OTC医薬品の乱用防止に係る啓発活動を行う。

【目標及び達成の期間】

「医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめ」(令和6年1月12日公表)において、「OTC医薬品の濫用の拡大防止に当たっては、医薬品の販売方法の規制や適正使用に係る啓発といった対策のみならず、その背景として指摘されている自殺対策や孤独・孤立対策等の社会的不安への対応についても、関係府省庁間で連携し取組を進めることが重要」とされたことも踏まえ、OTC医薬品の乱用の背景の一つと考えられる孤独・孤立を抱える方の支援にもつながるとい認識の下、令和6年度は、青少年に対する乱用防止の啓発活動を行う。

これにより、特に子ども・若者のヘルスリテラシーの向上を図ることを通じて、包摂社会の実現及び国民の保健衛生上の危害の発生・拡大の防止等を目指す。

<現状>

一般用医薬品等の過量服薬(いわゆるオーバードーズ)については、「濫用等のおそれのある医薬品」を指定し、指定された医薬品については、購入しようとする者が若年者の場合に氏名や年齢を確認する等の取扱いを義務付けている。

<課題>

麻薬・危険ドラッグなどの禁止薬物とは異なり、OTC医薬品は薬局や薬店で購入できるものであることを踏まえ、販売規制による乱用防止対策や医薬品の適正使用の啓発に加えて、乱用のリスクの周知や、相談支援施設への橋渡し、販売や学校現場における相談対応方法の周知など総合的な乱用防止対策を行う必要がある。

<今後の取組方針>

学校薬剤師等の協力を得て、青少年に対する乱用防止の啓発活動の取組を進める。

具体的には、若年者向けOTC医薬品乱用防止啓発用資材やOTC医薬品販売者及び学校薬剤師向けの対応マニュアルの作成・提供等を行う。その他、若年者やその家族への啓発活動を通じたOTC医薬品乱用の危険性、家族等による乱用者への支援方策等の周知やOTC医薬品販売者及び学校薬剤師がOTC医薬品の乱用防止に係る啓発活動を行う際に参考となるセミナーを実施する。

施策 No. 55

- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
③関連施策の推進

● 職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築【経済産業省】

<施策の概要>

職場等における心の健康保持・増進に関する質の高いヘルスケアサービスの社会実装を目的として、介入手法の効果を検証し、その普及策を検討する。

【目標及び達成の期間】

令和7年度までに実証を行い、認知症や職場等での心の健康保持増進等の各種介入の有用性に関して構築されたエビデンスが関係者に普及することを目指す。

また、デジタル等の新しい技術や考え方を組み入れた介入手法に関し、中長期的な心の健康保持増進効果や社会的・経済的インパクトに関する効果検証を行うことを通じて、心の健康保持増進に関する製品・サービスの開発環境の整備や、それらを購買する際の選択の支援、心の健康保持増進に係る市場創出・育成を行う。

これにより、職場等での心の健康保持増進に係る企業・保険者等の取組を推進し、もって従業員の孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。

<現状>

昨今、従業員の心の健康保持増進に取り組む企業が増加しており、コロナ禍での外出自粛・働き方の急激な変化は、企業による取組の必要性をより高めた。また、このような企業の取組を後押しする形で、デジタル技術を活用した新しいソリューションが生まれ始めている。

<課題>

従業員の心の健康保持増進に企業・保険者等が取り組む際に参考とするエビデンスの創出が十分でない。特に、デジタル等の新しい技術や考え方を組み入れた介入手法に関し、中長期的な健康増進効果や社会的・経済的インパクトに関するエビデンスが不十分である。

<今後の取組方針>

AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）事業として実証研究を支援し、既存ツール・手法の中長期的な有用性、経済性、継続性等の検証を通じて、エビデンスの創出支援を行う。

施策 No. 56

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 地域における孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援【内閣府】

<施策の概要>

NPO等による安定的・継続的な孤独・孤立対策を推進するため、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の先駆的な活動事例の横展開、中間支援組織の取組への支援等を行う。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、孤独・孤立の問題に対する日常生活環境での早期対応や予防に資する取組モデルの構築を継続するとともに、中間支援組織を通じた孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を本格的に実施する。

これにより、地域における孤独・孤立対策の気運醸成や関係者間の連携・協力体制の構築といった地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進につなげる。

<現状>

人生のあらゆる段階で何人にも生じ得るものであり、原因や背景が多岐にわたり複雑に絡みあう孤独・孤立の問題に対しては、既存制度を通じた課題解決に加え、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境でのつながりや居場所の確保が重要である。

<課題>

日常生活環境でのつながりや居場所の確保は孤独・孤立の予防や早期対応の観点からも重要であるが、現場において具体的にどのように取り組めばよいのか、また、どのような支援が効果的なのか明らかになっていない。

<今後の取組方針>

NPO等が主体となった日常生活環境での早期対応や予防に資する先駆的取組への支援を通じた取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに効果的な支援方法等の検討を継続する。また、NPO等活動を熟知した中間支援組織による孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤整備のための取組を孤独・孤立対策推進交付金により本格的に実施する。

施策 No. 57

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討【こども家庭庁】

<施策の概要>

こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、地方自治体や民間団体等を対象とした広報啓発や、居場所づくりに対する支援方法の検討を進める。

【目標及び達成の期間】

こどもの居場所に対する効果的な支援方法を明らかにし、こどもが、安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進する。そのために、各地域におけるこども・若者の多様な居場所づくりを推進するため、令和6年度に、95以上の自治体がこどもの居場所づくり支援体制強化事業を活用することを目標とする。

これにより、こども・若者が自分の居場所を持つことができるようになり、孤独・孤立の予防・解消等に資することを目指す。

<現状>

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるようにするため、地域での居場所づくりを推進する観点から、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）を策定した。

<課題>

「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、多様なこどもの居場所づくりを進める上で、地域の社会資源や、こどものニーズ等地域の実態を把握することや、こどもが居場所を知り、見つけ、利用しやすくするための広報啓発活動、NPO等を活用する等してこどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援等が求められる。

<今後の取組方針>

こどもの居場所づくり支援体制強化事業において、こどもの居場所に係る実態調査・把握や広報啓発活動、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートしたりする人材の配置等に対して支援を行う。あわせて、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法を検討するために、NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業を引き続き実施する。

施策 No. 58

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援【こども家庭庁】

<施策の概要>

こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくり支援体制の構築等に必要な支援を行うとともに、民間団体等が創意工夫して行う居場所づくりの支援を行う。

また、こども食堂等のこどもの居場所づくりを通して、支援を必要としているこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、新たに創設されたこどもの居場所づくり支援体制強化事業を活用して、こどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体への支援を推進する。また、地域こどもの生活支援強化事業を通じて、地域にある様々な場所において、こどもが気軽に立ち寄ることができる居場所の増加を図るとともに、支援を必要としているこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげることができるようにする。

これらの施策により、こども・若者の孤独・孤立の予防・解消等にも資することを目指す。

<現状>

こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、各地域において、官民が連携・協働したこどもの居場所づくりを推進する必要がある。一方で、こども食堂等のこどもの居場所を運営するNPO等が資金面で苦しい状況におかれており、地域における見守り・交流の場である居場所の確保が難しくなっている。

<課題>

多様なこどもの居場所づくりを進める上で、地域の社会資源や、こどものニーズ等地域の実態を把握することや、こどもが居場所を知り、見つけ、利用しやすくするための広報啓発活動、NPO等を活用する等してこどもの居場所づくりに取り組む地方公共団体への支援等が求められる。

<今後の取組方針>

こどもの居場所づくり支援体制強化事業において、こどもの居場所に係る実態調査・把握や広報啓発活動、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居

場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートしたりする人材の配置等に対して支援を行う。あわせて、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方策を検討するために、NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業を引き続き実施する。

また、こども食堂等のこどもの居場所づくりを通して孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援を行うため、「地域こどもの生活支援強化事業」により、地方公共団体を支援する。

施策 No. 59

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

● こどもの多様な才能を開花させる「学びのサード・プレイス」の拡充【経済産業省】

<施策の概要>

学校外でも探究心や研究心を育む多様な民間教育の場（学びのサード・プレイス）が、こどもたちに多様な学びを提供する事例を創出し全国的に展開する。

【目標及び達成の期間】

住んでいる場所等に左右されることなく、こどもたちが多様な者と協働しながら、自らの「個性」「才能」「創造性」を伸ばせる場（「学びのサード・プレイス」）を創出する。

このような場がこどもにとっての居場所となり、もって孤独・孤立の予防・解消に資するという認識の下、全国で横展開されることを目指し、令和6年度においては、「学びのサード・プレイス」がこどもたちに多様な学びを提供する事例を創出する。

<現状>

こどもそれぞれの多様な好奇心・探究心を全て学校で満たすことは困難である。また、それらの好奇心や探究心に応え、多様な才能を伸ばす努力は、これまで主に放課後の課外活動（部活動等）や各家庭の努力によって行われている。

<課題>

課外活動や家庭の努力にも限界があることから、こども一人一人が持つ多様な「個性」「才能」「創造性」を一層伸ばす場として、学校外の民間事業者・大学・NPO等が中心となって、オンラインも活用した学びのコミュニティ（「学びのサード・プレイス」）を創出していくことが求められている。

<今後の取組方針>

実証事業を通して、探究心や研究心を育む多様な民間教育の場（「学びのサード・プレイス」）の事例創出を行う。

施策 No. 60

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 社会的養護における自立支援の充実【こども家庭庁】

<施策の概要>

地方公共団体において、社会的養護経験者等に対し、相互交流の場の提供等により自立に向けた適切な支援を実施しており、国はその取組を支援している。

【目標及び達成の期間】

社会的養護経験者等に対する自立支援が確実に提供されるよう、令和6年度は、社会的養護経験者等の実態を把握し、各地域における社会的養護経験者等の適切な支援体制の整備に取り組む。

これにより、家庭による支援が見込みづらいといった課題のある社会的養護経験者等に対する自立支援を確実に提供し、社会的養護経験者等の孤独・孤立の予防・解消を目指す。

<現状>

社会的養護経験者等は、措置解除された後も家庭による支援が見込みづらいことや、自立に当たって困難を抱える場合が多い。

<課題>

社会的養護経験者等に対して、個々の状況に応じて、自立に向けた適切な支援を行うことが必要である。

<今後の取組方針>

- 令和4年の改正児童福祉法において、
 - ・ 社会的養護経験者等の実態把握や援助を都道府県の業務として位置付けた上で、
 - ・ 児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化を行うこととしたほか、
 - ・ これまで虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった者を含め、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う事業を創設し、令和6年4月より施行したため、自治体での取組を支援する。
- 社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていくことを目的として、社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事

業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築する。

施策 No. 61

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

● 地域における子育て世帯への支援【こども家庭庁】

<施策の概要>

子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う地域子育て支援拠点事業を実施する。

【目標及び達成の期間】

第2期市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、最終年である令和6年度において、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場所を10,206か所（地方単独事業分含む。）設置することを目指す。

これにより、子育て世帯の孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。

<現状>

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子育てが孤立化することに伴う不安感や負担感に対し、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場所を提供する。令和5年度時点で、8,016か所が設置されている。

<課題>

親子が気軽に集うことができる場所は、子育ての孤独・孤立感を解消するために重要であり、各自治体において策定された第2期市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、全国における実施箇所数の拡充が必要である。

<今後の取組方針>

主に3歳未満の子を育てる親とその子（妊娠中の方やその家族の利用も可）が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

施策 No. 62

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保

● 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援【厚生労働省】

<施策の概要>

貧困によって子どもの将来が閉ざされることがないように、子どもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整など、きめ細かで包括的な支援を実施している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、子どもへの学習・生活支援を通じて世帯全体への支援に適切につなげるための取組の推進や高校生以上に対する支援、関係機関との連携の促進等を図ることを通じ、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもの孤独・孤立の予防・解消等に資することを目指す。

<現状>

生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象とする学習支援や生活支援等を通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的支援を行うとともに、関係機関と連携することで世帯全体への支援を行っている。

事業の利用者は中学生が過半数を占め、高校生以上は1割程度である。また、事業を実施している自治体のうち、生活支援に取り組んでいる自治体は、約7割となっている。

<課題>

世帯全体への支援につなげるための取組の推進や高校生以上に対する支援、関係機関との連携の促進等が必要である。

<今後の取組方針>

世帯全体への支援につなげるため、生活支援については学習支援と一体的に取り組むよう運用を見直すほか、高校生への切れ目のない支援や、関係機関との連携を進めるためのガイドラインの作成等に取り組む。

施策 No. 63

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● フードバンク活動の推進【農林水産省】

<施策の概要>

食品事業者からフードバンク等への未利用食品の提供による食品ロス削減を図るため、フードバンク活動の強化に向けた専門家派遣等によるサポートを実施するとともに、広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援する。

【目標及び達成の期間】

令和12年度までに、平成12年度比で事業系食品ロスを半減（273万トン）する目標の達成に資するためにも、令和6年度において、食品事業者からの未利用食品提供の推進等の事業で支援を受けたフードバンク団体が、こども食堂等に対して食品を提供する量が増加することを目指す。

これにより、つながりの場となる居場所への食品提供を行うフードバンク活動の拡大を支援する。

<現状>

食品ロス削減の観点からもその重要性が高まっているフードバンク活動の活動拡大を支援している。

<課題>

食品事業者からの大量の未利用食品の受け皿となるフードバンクの育成が進んでいない。

<今後の取組方針>

食品事業者からフードバンク団体への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上や効率的な配送システムの構築等フードバンク活動の強化に向けた専門家派遣等によるサポートを実施するとともに、広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援する。

施策 No. 64

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

● 国が保有する災害用備蓄食品のこども食堂やフードバンク団体等への提供【消費者庁・農林水産省】

<施策の概要>

入れ替えにより不用となった国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、こども食堂やフードバンク団体等へ提供し、有効活用する。

【目標及び達成の期間】

食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から災害用備蓄食品を有効活用するため、令和6年度も、各府省庁で入れ替え予定の災害用備蓄食品を確実にフードバンク団体等へ提供するとともに、地方支分部局等を含む政府全体で取組を推進し、孤独・孤立対策に資する取組を行う地方公共団体や民間企業の取組を促進する。

<現状>

各府省庁が災害発生時の業務継続のために保有している災害用備蓄食品については、従来、食品の賞味期限管理のため新しい食品に入れ替える際、職員等への配布後の残部については廃棄されていたが、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、令和3年4月から、賞味期限までの期間がおおむね2か月以内の災害用備蓄食品についてはフードバンク団体等への無償提供の対象とすることとした（令和3年4月21日「国の災害用備蓄食品の有効活用について」関係府省庁申合せ）。

各府省庁による無償提供の実施状況については、農林水産省で「国の災害用備蓄食品の提供ポータルサイト」を設け、情報を取りまとめて公表を行っている。

<課題>

申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後も必要に応じ見直しを行う。

<今後の取組方針>

必要に応じ各府省庁による災害用備蓄食品の無償提供及び地方公共団体や民間企業への取組の促進に係る状況を把握する、災害用備蓄食品の有効活用に関する先進的モデル事業（令和3年度消費者庁実施）の成果等を踏まえその有効活用を促進する手法を地方公共団体や民間企業へ周知・啓発する等、政府全体で取組を推進する。

施策 No. 65

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保

● 政府備蓄米の無償交付【農林水産省】

<施策の概要>

政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂やこども宅食の活動を行う団体に対し、食育の一環として政府備蓄米の無償交付を行っている。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、政府備蓄米の無償交付について全国的な提供体制の整備を進める。これにより、見守り・交流の場や居場所づくりを行う各地域のこども食堂等において、政府備蓄米の無償交付の全国的な活用を目指す。

<現状>

新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「こども食堂」に加え、こども食堂に集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「こども宅食」の取組が拡大した。このため、従前より学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂やこども宅食の活動を行う団体に対し、食育の一環として政府備蓄米の無償交付を行っている。

<課題>

引き続き政府備蓄米の無償交付の活用促進を図るため各地域のこども食堂等へ丁寧に対応する必要がある。

<今後の取組方針>

従前より学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂やこども宅食の活動を行う団体に対して円滑な申請・交付等を行うため、全国的な提供体制の整備を進めつつ、食育の一環として政府備蓄米の無償交付を実施する。

(食事提供団体(こども食堂)一申請当たり上限120kg、食材提供団体(こども宅食)一申請当たり上限450kg)

施策 No. 66

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 地域での食育の推進【農林水産省】

<施策の概要>

「第4次食育推進基本計画」（令和3年3月31日食育推進会議決定）に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進する。

【目標及び達成の期間】

食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく「第4次食育推進基本計画」の計画期間（令和3年度からおおむね5年間）を通して、地域等で共食したいと思う人が共食する割合を、令和2年度の70.7%から令和7年度までに75%以上とすることを掲げており、多世代交流やこども食堂等の地域での様々な共食の場づくりを推進することにより、孤独・孤立の防止等につなげることを目指す。

<現状>

家族や誰かと共に食事をしながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点で、共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する機会にもなる。また、健全な食生活を営めるよう、主食・主菜・副菜がそろった栄養バランスに優れた日本型食生活を実践することも重要である。

しかしながら、高齢者の一人暮らしが増加し、ひとり親世帯や貧困の状況にあるこどもが一定数存在するなど、様々な家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、食育推進の観点から、地域での様々な共食の場づくりを進めている。

<課題>

上記の現状を踏まえ、地域の人々との多世代交流やこども食堂など地域での様々な共食の場づくりを進める活動が推進されるよう、国及び地方公共団体が支援を行うことが必要である。

<今後の取組方針>

「第4次食育推進基本計画」及び地方公共団体が作成する食育推進計画に掲げられた目標達成に向け、地域の関係者等が取り組む多世代交流やこども食堂等の共食の場等における食育活動を支援する。

施策 No. 67

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 円滑な食品アクセスの確保【農林水産省】

<施策の概要>

フードバンク・こども食堂・こども宅食等への多様な食料の提供に向けて、地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制づくり等を支援している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度以降は、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりを支援することにより、円滑な食品アクセスの確保に取り組む地域を増やし、十分な食品へのアクセスができない孤独・孤立の状態にある人の食品アクセスの確保を目指す。

<現状>

「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、我が国の1世帯当たりの平均所得金額は平成9年と比較して減少しており、所得200万円以下の世帯割合が増加している。

こうした中、例えば、「平成30年国民健康・栄養調査報告」(厚生労働省)によれば、所得が低い世帯ほど栄養バランスのとれた食生活を実践できていないおそれがあるなど、経済的な理由により、健康的な食生活を実践できていないものが増加していると考えられる。

<課題>

経済的理由により十分かつ健康的な食事がとれない者等に食品を提供するフードバンクやこども食堂、こども宅食等の取組が広がりを見せ始めている一方、こうした取組は自立的な活動であるため、地域によってその支援に差がある場合や、同一・近隣地域で発生する規格外農産物や未利用食品などの食品ロスとの連携が十分でないなどフードチェーンが繋がっていない場合も多い。このように、地域によって食品アクセスの確保に関する現状や課題が異なることから、地域の実情に応じた対策が必要である。

<今後の取組方針>

地域における現状・課題の調査・分析を支援するとともに、地方公共団体を中心に生産者・食品事業者、フードバンク・こども食堂、社会福祉協議会等の地域の関係者が連携して円滑な食品アクセスの確保に取り組む体制づくりを支援する。

施策 No. 68

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保

● 高齢者の通いの場の推進【厚生労働省】

<施策の概要>

通いの場をはじめとする介護予防の取組の更なる推進を図るため、都道府県及び市町村に対する研修会等を実施するとともに、高齢者やその支援者に向けた広報等の普及啓発を行う。

【目標及び達成の期間】

介護予防や地域づくりの観点から、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の取組を推進することにより、介護予防に資する通いの場への参加率を令和7年（2025年）までに8%程度に高める。（「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議）におけるKPI）

また、通いの場に来られない人については、民生委員等の協力も得て、地域の支え合いの中で見守りや支援が行えるよう、留意事項や事例を提示し、市町村の取組を支援する。

<現状>

地域の高齢者が集まり交流する通いの場への参加率については、令和元年度（6.7%）まで上昇傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症流行下の令和2年度（4.5%）に低下し、令和3年度（4.8%）で再び上昇に転じた。

国としては、通いの場を始めとする介護予防の取組について、自治体への好事例の周知や特設WEBサイト・アプリを活用した情報発信等を行うとともに、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）による、介護予防・健康づくり等に資する取組の重点的な評価を行っている。

また、多世代交流やボランティア活動なども含む多様な通いの場の展開を図るため、令和3年8月に、先進的な事例等を参考に類型化した事例集「通いの場の類型化について（Ver.1.0）」を公表・周知した。さらに、「介護予防マニュアル」については、制度の見直しや最新のエビデンス・取組方法・評価指標に沿った内容へ更新し、令和4年4月に改訂版（第4版）を公表した。

その他、介護予防・日常生活支援総合事業において、市町村では介護予防に資する取組への参加者やボランティア等に対するポイント付与、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）の補助を実施しており、国としてはこれらの取組にかかる経費の支援を行っている。

<課題>

介護予防の推進を図る観点から、引き続き、通いの場の推進に向けた取組を行い、参加率の向上を図ることが必要である。

<今後の取組方針>

介護予防や地域づくりの観点から、通いの場の取組を推進する。具体的には、これまで、特設WEBサイトやアプリ等を活用した広報や、多様な通いの場の展開を図るための事例の周知を行っており、更なる広報の強化や取組事例の収集等を実施することで、通いの場の参加率の向上に取り組む。

施策 No. 69

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保

● 家族介護者の交流会の開催支援【厚生労働省】

<施策の概要>

家族介護者の孤独・孤立対策に資するよう、市町村における介護者相互の交流会等の開催を促進し、適切な介護知識・技術の習得並びに身体的、精神的な負担の軽減を図る。

【目標及び達成の期間】

家族介護者の孤独・孤立対策にも資するよう、令和6年度は、市町村において家族介護者相互の交流会等の開催の促進を通じて、家族介護者の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目指す。

長期的には、市町村が実施する医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に家族介護者を把握する取組や、福祉分野など関係者の家族介護に係る理解促進を図る取組を支援することで、家族介護者支援の促進を目指す。

<現状>

市町村において、家族介護者の孤独・孤立対策にも資するよう、家族介護者相互の交流会等を開催するための事業を行っている。

任意事業であることから、全ての市町村が行っているものではないが、各自治体のニーズや実情に応じて、事業の実施が必要と判断した市町村に実施していただいております。国としてはその開催にかかる経費の支援を行っている。

<課題>

各世帯が抱える課題が多様化する中、家族介護者の状況が高齢者の自立した生活にも大きな影響を与える可能性があり、家族介護者が孤独・孤立の状況にならないよう、家族介護者支援の取組を促進する必要がある。

<今後の取組方針>

市町村による家族介護者の交流会開催の取組の充実等を図るため、調査研究事業で作成した家族介護者支援に関するマニュアル等の周知を図っていく。また、高齢者を在宅で介護している家族介護者を対象として、他の家族介護者や知見を有する専門家などとの交流を行うことにより、適切な介護知識・技術の習得並びに身体的、精神的な負担の軽減を図る。

施策 No. 70

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保

● 認知症カフェの普及・促進【厚生労働省】

<施策の概要>

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた方法により普及を目指す。

【目標及び達成の期間】

認知症カフェの全市町村への普及を目指す。

これにより、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことで、認知症の人及びその家族等の孤独・孤立対策に資することを目指す。

<現状>

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組が行われており、令和4年度時点で47都道府県1,563市町村にて、8,182カフェが設置されている（設置率：89.8%）。

<課題>

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、全国各地で認知症カフェの中止が余儀なくされ、新規設置が困難な時期があり、設置率も伸び悩んだところ、5類に変わった現在において、認知症カフェの普及に向けて、課題や先進事例の共有を行う連絡会議の開催、先進的な取組事例を紹介するセミナーの開催等について、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等の場を通じて、働き掛けを行っていく必要がある。

<今後の取組方針>

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた方法により普及するため、引き続き地域支援事業により補助を行う。また、課題や先進事例の共有を行う連絡会議の開催、先進的な取組事例を紹介するセミナーの開催等について全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等で周知し、引き続き認知症カフェの取組が実施されるよう努めていく。

施策 No. 71

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保

● 農福連携の推進【農林水産省】

<施策の概要>

農福連携とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、令和元年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）に基づき、この取組を推進している。

【目標及び達成の期間】

令和元年度から令和6年度までの間に農福連携に取り組む主体を新たに3,000件創出する。

これにより、障害者や高齢者、生活困窮者等が農業分野で就労するための環境を整備することで、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する。

<現状>

農福連携の取組により、年々高齢化している農業現場での貴重な働き手の確保や、障害者の生活の質の向上等が期待されている。

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められるところであり、持続的に実施され地域に定着していくためには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要であり、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることが期待される。

<課題>

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に対し、官民を挙げて取組を推進していく必要があり、また、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪や非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要である。

<今後の取組方針>

障害者や高齢者、生活困窮者等の雇用や就労に向けた、農林水産業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化、農林水産業用施設（農業生産施設、苗木生産施設、水産養殖施設等）及び安全・衛生面にかかる付帯施設等の整備等を支援する。

施策 No. 72

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

● 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進【内閣官房】

<施策の概要>

女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持つコミュニティをつくり、活気あふれる温もりのある地域をつくるため、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」といった観点で、デジタル技術等の活用により、分野横断的かつ一体的な取組を行う地域を支援する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度末までに「全世代・全員活躍型の「生涯活躍のまち」に関する構想等に基づき、コミュニティに関する取組（デジタル技術を活用した取組を含む。）を実施している地方公共団体数」を150団体とする。

これにより、デジタル技術も活用しながら、誰もが居場所と役割を持つコミュニティや活気あふれる地域づくりを推進し、孤独・孤立の予防等に資することを目指す。

<現状>

「生涯活躍のまち」づくりに関するガイドラインや、導入事例集等の普及促進を図ることによって、それぞれの地域における全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」づくりを推進している。

<課題>

これまで、地方公共団体から、デジタル技術を活用した「生涯活躍のまち」の具体的な方向性を見定めや企画立案が困難であるという声が寄せられたことを踏まえ、令和5年度において、地方公共団体への伴走支援や地方公共団体同士の意見交換会、官民連携のためのマッチングイベント等の実施により、地方公共団体の取組を支援するとともに、これらの支援等から得られるノウハウや知見の収集を通じて、デジタル技術等を活用した「生涯活躍のまち」づくりに係るプロセスモデルの構築を進めている。

今後、当該プロセスモデルの活用を通じて、多くの地方公共団体において全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進を図るため、当該プロセスモデルの策定に留まらず、地方自治体の実情に応じたより実践的な内容とする必要がある。

<今後の取組方針>

地方公共団体への伴走支援等を通じて、デジタル技術等を活用した「生涯活躍のまち」づくりに係るプロセスモデルの効果検証・改訂を行うとともに、全国の地方公共団体に対して普及啓発を行うことにより、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の更なる推進を図る。

施策 No. 73

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保
 - ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置【総務省】

<施策の概要>

総務省では、地域運営組織（※）の形成及び持続的な運営に向け、地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握するための調査を実施するとともに、地方財政措置を講じている。

（※）地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。令和5年度時点で地域運営組織は全国で7,710団体存在する（令和5年度調査）。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、地域における交流や声かけ・見守りなどの役割を担う地域運営組織の形成促進や持続的な運営に向けた取組を一層推進することを通じ、孤独・孤立の問題など、多様化する地域課題の解決に資することを旨とする。

<現状>

多様な取組を行っている地域運営組織がある中で、見守り・交流の場や居場所づくりなどの孤独・孤立対策に取り組む地域運営組織も存在している。

<課題>

孤独・孤立対策など地域課題は多様化しており、これらの課題の解決に向けた取組が求められている。

<今後の取組方針>

地域運営組織の多様な取組に対して、地方公共団体がより効果的・効率的に支援できるよう調査研究を実施するとともに、見守り・交流の場や居場所づくりなどの人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進するため、地域運営組織による地域の実情に応じたきめ細やかな取組を支援する市町村に対して地方財政措置を講じるなど、地域運営組織の形成促進や持続的な運営に向けた取組がより一層進むよう、適切に取り組むこととする。

また、地域運営組織を含む、地域の多様な主体と連携して地域課題の解決に取り組む団体を、申請に基づき、市町村が指定し、支援することができるとする「指定地域共同活動団体制度」を創設する地方自治法の一部を改正する法律案を第213回国会（令和6年）に提出しており、当該法律案の国会での審議状況を踏まえつつ、施行準備を進める。

施策 No. 74

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保

● スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実【文部科学省】

<施策の概要>

誰もが気軽にスポーツに親しめ、地域でより活用されるスポーツの場を創出し、多様な主体の居場所づくりにもつながるよう整備を進める。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、「第3期スポーツ基本計画」（令和4年3月25日文部科学大臣決定）に掲げられた施策を着実に推進することで、スポーツに誰もがアクセスできるよう、地域におけるスポーツ環境の量的・質的な充実等に取り組むことによって、誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じて人と人との「つながり」を実感できる社会の実現を目指す。

<現状>

人口減少や少子高齢化等の社会状況の変化を受けて、スポーツ活動への参画者・担い手の減少、継続的・安定的なスポーツ環境の確保の困難さ等が懸念されている。

また、急速な技術革新や新型コロナウイルスの感染拡大等により、働き方や生活様式など人々のライフスタイルが多様化する中、Sport in Lifeの理念に基づき、デジタル技術等を取り入れたスポーツ推進の取組や、日常生活で誰もがスポーツに気軽に親しむ機会を確保する取組などが求められている。

<課題>

誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じて人と人との「つながり」を実感できるよう、地域におけるスポーツ環境の量的・質的な充実が必要である。

<今後の取組方針>

総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度等を通じて、地域スポーツ環境の整備等を図るとともに、既存の施設の有効活用等を通じて、身近な場でスポーツが実施できる場の創出を図る。

スポーツが生涯を通じて生活の一部となり、国民の人生や社会が豊かになる Sport in Lifeの実現に向けて、国民のスポーツ実施促進に係る取組を推進するとともに、性別・年齢・障害の有無等にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができるよう、障害のある方とない方がともにスポーツをする機会の創出に取り組む。

地域で孤立している人や、健康上の理由や障害等により外出が困難な人々も含め、誰もが等しく身近な地域のスポーツ活動に参画できるよう、スポーツの場の提供等を支援する。

施策 No. 75

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【厚生労働省】

<施策の概要>

身近な地域において住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対応、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、地域における支え合いを具現化した取組により、地域住民が孤独・孤立に陥らずに自分らしく活躍できる地域コミュニティが構築されるよう、自治体における好事例の周知に努め、少しでも多くの市町村において、地域共生社会を実現するための包括的な支援体制が整備されることを目指す。

<現状>

孤独・孤立の問題がより深刻化・顕在化している中で、地域における支え合いの重要性が再認識されており、それを具現化できる取組が求められている。

<課題>

地域住民が孤独・孤立に陥らず地域コミュニティの中で活躍できるよう、身近な地域において、気軽に安心して通える居場所の確保や、地域資源を活用した連携の仕組みづくりの推進が必要である。

<今後の取組方針>

引き続き、地域住民が安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりを支援することで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していく。

施策 No. 76

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

● 孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】

<施策の概要>

公営住宅、セーフティネット住宅、サービス付き高齢者向け住宅に交流スペースを設置する場合の整備を支援する。

【目標及び達成の期間】

孤独・孤立対策や要配慮者の居住の安定を確保する観点から、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備を目指し、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度までに50%とする（住生活基本計画（全国計画）の成果指標を引用）。

また、住宅の確保だけでなく、入居後の見守り等の生活支援を含めた切れ目ない支援を行うことが重要であるため、このような支援活動を行う居住支援法人の指定数の増加を促進する。

<現状>

低額所得者や高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保として、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の整備や民間賃貸住宅等の空き家や空き室を活用したセーフティネット住宅への登録を推進している。

また、居住支援協議会や居住支援法人等と連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時の対応や就労支援等を実施している。

<課題>

公営住宅やセーフティネット住宅等により住宅確保要配慮者に対する住まいの確保への支援は行っているが、住まいの確保に困難を抱えている世帯や深刻化する社会的な孤独・孤立の問題を抱える世帯を始めとして、若年・子育て世帯、高齢者世帯など、誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保を図ることが重要となっている。

そのため、社会的な孤独・孤立に陥りやすい世帯の交流創出につながる居場所づくりといった孤独・孤立対策に資する環境整備を推進することが必要である。

<今後の取組方針>

引き続き、公営住宅やセーフティネット住宅等において、孤独・孤立対策に資する取組への支援を行うことにより、身近な地域における人とのつながりを持つ場となり、相談等の場にもなる居場所づくりの取組を推進する。

施策 No. 77

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保
 - ②アウトリーチ型支援体制の構築
 - ④地域における包括的支援体制等の推進

● 地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進【厚生労働省】

<施策の概要>

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、重層的支援体制整備事業の推進等を行う。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、地域の実情に合った包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進し、複数の生活課題を抱えている方々や、地域社会から孤立している方など、様々な支援ニーズに対応することを通じて、地域共生社会の実現を目指す。

<現状>

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、重層的支援体制整備事業の推進等を行っている。(重層的支援体制整備事業については、令和5年度は189自治体が実施)

<課題>

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進が必要である。

<今後の取組方針>

引き続き、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して適切な支援を行うこと等により、地域における取組等を推進する。

また、市町村における包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等の習得を推進するため、従来の重層的支援体制整備事業実施市町村を対象とした研修のみならず、同事業未実施市町村向けの研修の実施も予定しているほか、ポータルサイトによる地域住民に向けた情報発信等も積極的に行い、地域共生社会の実現に向けた気運の醸成を図る。

施策 No. 78

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● ひきこもり支援の推進【厚生労働省】

<施策の概要>

ひきこもり状態にある方やその家族等を支援することにより、本人が望む形での社会参加を促進し、本人や家族等の福祉の増進を図ることを目的に、ひきこもり支援推進事業を実施する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度はより身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図る。これにより、ひきこもりの状態にある方の孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。

<現状>

各都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」を設置している。さらに、市区町村の実情に応じて、「ひきこもり地域支援センター事業」、「ひきこもり支援ステーション事業」、「ひきこもりサポート事業」を実施するための財政支援をしている。

また、都道府県・指定都市に設置してきた「ひきこもり地域支援センター」を市区町村にも設置可能にするなど、より身近な市区町村における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県によるバックアップ体制を構築している。

【ひきこもり地域支援センター設置運営事業】

実施主体 都道府県・指定都市・市区町村
令和5年度実施 47 都道府県、20 指定都市、32 市区町村

【ひきこもり支援ステーション事業】

実施主体 市区町村（指定都市を除く）
令和5年度実施 93 市区町村

【ひきこもりサポート事業】

実施主体 市区町村（指定都市を除く）
令和5年度実施 120 市区町村

<課題>

ひきこもり状態にある方やその家族等がより身近な場所で相談できるよう、市区町村における相談支援体制の構築や居場所づくりなど、息の長い支援を実施する必要がある。

<今後の取組方針>

より身近な場所で相談ができ必要な支援につながるよう、国においても市区町村における相談支援体制の構築や居場所づくりなどを支援するとともに、都道府県が市区町村の取組をバックアップする体制を構築する。

施策 No. 79

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保

● DV被害者等の緊急・一時的避難措置【警察庁】

<施策の概要>

ストーカー・DV事案等の被害者等の生命・身体の安全を確保するための一時避難に係る支援を推進する。

【目標及び達成の期間】

「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）の計画期間である令和8年3月までの間、ストーカー事案やDV事案等の再被害防止のための安全確保策として、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進等の各種対策を推進することで、当該被害者等の孤独・孤立の抑止を図る。

<現状>

ストーカー・DV事案等の被害者の多くが、その置かれた状況や経済的負担を理由に、避難を躊躇するなど困難を抱え、居場所を失う例が見受けられるところ、被害者等の生命・身体の安全の確保を図りつつ、被害者等の居場所を確保するために、被害者等が宿泊するホテル等の費用を公費で負担することを推進している。これらの被害者等の一時的な居場所づくりや、被害の未然防止・拡大防止を図ることによって、その孤独・孤立の抑止につながるものと考えられる。

<課題>

ストーカー・DV事案等の被害者等の生命・身体の安全を確保するために、被害者等が宿泊するホテル等の費用を公費で負担しているところであるが、警察庁においては、ストーカー・DV事案等に対応する警察職員に対し、公費負担制度による被害者への支援を迅速・的確に実施できるよう周知・指導していく必要がある。

<今後の取組方針>

ストーカー・DV事案等に対応する警察職員に対し、本施策による被害者等への迅速・的確な支援が適切に実施されるよう周知・指導を行う。

また、引き続き、一時的避難措置を必要とする被害者等が、必要な時に本施策を活用することができるようにする。

施策 No. 80

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保
 - ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 被災者見守り・相談支援の推進【復興庁、厚生労働省】

<施策の概要>

被災者の心のケアや孤立防止等のための見守り支援を行うとともに、これに併せて日常生活上の相談支援や住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、その孤立防止等のために必要となる支援を一体的に提供する体制の構築を図るための取組を実施。

【目標及び達成の期間】

相談員等による見守り等によって、支援を必要とせず、日常生活を営むことができる世帯数が増加することを目指し、令和6年度は、個別の事情を把握した上で、事業の進捗に応じた必要な支援を実施する。これにより、被災者の孤独・孤立の予防等を推進する。

<現状>

被災者が地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、東日本大震災の被災者の見守り・相談支援を実施している。

<課題>

被災者を取りまく課題は多様化しており、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和6年3月19日閣議決定）に基づき、事業の進捗に応じた支援を継続する必要がある。

<今後の取組方針>

引き続き、東日本大震災の被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、見守り・相談支援を実施していく。

施策 No. 81

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ①居場所の確保

● 非行少年を生まない社会づくり【警察庁】

<施策の概要>

問題を抱えた少年に対する継続的な助言や少年警察ボランティア等と協働した支援活動等を通じて、再非行防止対策を推進する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、社会奉仕体験活動等への参加の促進や修学・就労等に関する支援等の、個々の少年のニーズに応じた支援活動の更なる充実を図る。

これにより、少年が自分の居場所を見いだせず、孤立したり疎外感を感じたりしないよう、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることにより、少年に心のよりどころとなる居場所を作り、孤独・孤立の抑止につなげる。

<現状>

少年の規範意識の向上と少年を取り巻く地域社会とのきずなの強化を図るため、都道府県警察の少年サポートセンターの少年補導職員等を中心に、問題を抱えた少年に対する継続的な助言や少年警察ボランティア等と協働した支援活動等を通じて、再非行防止対策を推進するとともに、地域に対する情報発信、少年警察ボランティア等の協力による街頭補導、非行防止教室の開催等の取組を推進し、少年を見守る社会気運の向上を図るなど、「非行少年を生まない社会づくり」を推進している。

この取組の一環として、社会奉仕体験活動や農業体験活動等の生産活動、スポーツ活動等への参加の促進や、修学・就労等に関する支援を図っているところ、こうした体験等を通じて少年に周囲の人々との絆を実感させることは、その孤独・孤立の抑止にもつながるものである。

<課題>

上記各種活動等への参加の促進や修学・就労等に関する支援の実施を通じ、個々の少年のニーズに応じた支援の更なる充実を図る必要がある。

<今後の取組方針>

全国の少年の支援を担当する警察職員に対し、専門的な知識を習得させるための教育・研修を実施し、カウンセリング技術や問題解決能力の向上を図る。

また、継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談への助言等を実施していくほか、大学生ボランティアをはじめ、少年警察ボランティア等と協働し、修学・就労に向けた

支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施する。

施策 No. 82

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保【法務省】

<施策の概要>

頼る人や居場所がなく、孤独・孤立を感じやすい刑務所出所者等に対して、地域で再犯することなく生活が送れるよう、就労及び職場定着に向けた就労支援を実施するとともに、住居がない場合は更生保護施設等において、宿泊場所や食事の提供、生活相談支援等を行うほか、身近な相談場所や日常の居場所を地域の中に確保するため、地域における支援体制の整備や支援者支援を行う「更生保護地域連携拠点事業」を実施する。

【目標及び達成の期間】

出所受刑者の2年以内再入率を低下させることを目指し、令和6年度は、以下を目標に取り組む。

(就労)

更生保護就労支援事業、刑務所出所者等就労奨励金を充実することにより就労及び職場定着に向けた支援の強化を図る。

(住居・相談先)

更生保護施設の運営基盤の強化、老朽化した更生保護施設の改築などにより、更生保護施設等の受入れ及び処遇機能の強化を図るとともに、「訪問支援事業」を充実するなどして地域社会における”息の長い”支援の実施体制の強化を図る。

また、地域支援体制を充実・強化させることで、刑務所出所者等の相談先等を増加させる。

これにより、就労及び職場定着に困難を抱え、また、頼れる人や居場所がなく、孤独・孤立を感じやすい刑務所出所者等の孤独・孤立の予防・解消を推進する。

<現状>

(就労)

刑務所出所者等の社会復帰のため、就労支援のノウハウ等を有する民間団体に委託して、協力雇用主へのマッチングや雇用後の支援を行う「更生保護就労支援事業」を全国27庁で実施している。また、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導や助言を行う協力雇用主に対し、奨励金を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を実施している。

(住居・相談先)

民間法人が設置・運営する更生保護施設（全国102施設）において、刑務所出所者等のうち住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい

者を受け入れ、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を実施している。

全国の更生保護施設のうち指定された更生保護施設には、福祉職員・薬物専門職員を配置（福祉職員は全国 77 施設、薬物専門職員は全国 25 施設に配置）し、高齢・障害者や薬物事犯者等に対する専門的な処遇を実施しているほか、更生保護施設退所後も継続的な支援を行うための訪問支援も実施（全国 19 施設）している。

また、自立準備ホームとして、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等の民間法人・団体等が有する空き部屋等を活用し、行き場所のない刑務所出所者等に宿泊場所と自立に向けた生活支援を一体的に提供している。

加えて、保護観察等の期間中のみならず、その期間経過後であっても再犯につながるような困りごとを抱えた者に対して、身近な相談場所や日常の居場所を確保するため、地域の更生保護関係団体とその他の関係機関が連携した支援体制の整備や支援者支援等を民間事業者へ委託して実施する「更生保護地域連携拠点事業」を全国 3 庁において実施している。

<課題>

（就労）

全国に 50 庁ある保護観察所のうち、「更生保護就労支援事業」を実施している庁が 27 庁に限られているところ、同事業の充実を図る必要がある。また、刑務所出所者等のうち就労や職場定着が特に困難な者に対して、よりきめ細かな指導や助言が必要である。

（住居・相談先）

刑務所出所後の行き場所のない満期釈放者が 2,678 人（令和 4 年）存在するなど、刑務所出所者等は地域社会において孤立していることから、これらの者の居場所（住居）や相談先を確保するため、更生保護施設及び自立準備ホームの受入れ及び処遇機能の充実強化、地域における更生保護関係団体とその他の関係機関が連携した支援体制の構築に取り組む必要がある。

<今後の取組方針>

（就労）

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所との連携により、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を実施している更生保護就労支援事業について、実施庁を拡大するなど、就労支援の充実を図る。

刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大 72 万円を支給している刑務所出所者等就労奨励金制度について、さらに効率的な運用ができるよう刑務所出所者等の特性に応じた制度の見直しについて検討していく。

（住居・相談先）

更生保護施設において、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい刑務所出所者等の受入れを促進し、入所者等の特性に応じた多様かつ専門的な処遇を実施するため、更生保護施設の運営基盤の強化、専門職員の配置による体制整備を検討するなど、更生保護施設による受入れ・処遇機能の充実強化を図る。

更生保護施設職員が更生保護施設退所者等の住居を訪問するなどして継続的な相談支援等を行うアウトリーチ型の支援である「訪問支援事業」を充実するなど、援助希求能力が低い者に対する地域社会における”息の長い”支援の実施体制の強化を図る。

老朽化した更生保護施設の計画的・安定的な全面改築の実施など、更生保護施設が求められる機能を十全に果たすために必要な支援の充実を図る。

自立準備ホームへの委託の在り方を検討するなど、その活動を支援し、行き場のない刑務所出所者等の受入れを促進する。

地域における再犯防止につながる実効性のある息の長い支援を実現するため、更生保護地域連携拠点事業について、地域の更生保護関係団体とその他の関係機関が連携したより効果的な支援体制の在り方について検討するとともに、その実施庁を拡大するなど、息の長い支援の充実を図る。

施策 No. 83

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

● 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【法務省】

<施策の概要>

受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が矯正施設出所後に社会で孤立することなく、福祉サービスを円滑に利用できるように、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の福祉的支援につなげる。

【目標及び達成の期間】

受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等については、矯正施設出所後に、地域で適切な支援につなげることができず、孤独・孤立に至り、結果として再犯に至ることも少なくないことから、令和6年度は、関係機関等と連携し、受刑者等が矯正施設在所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげる取組の推進を図り、刑務所出所者等に対する福祉的支援等を充実させる。

これにより、出所受刑者の2年以内再入率を低下させる。

<現状>

受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に社会で孤立することなく、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の福祉的支援につなげる特別調整の取組を実施している。

(令和3年出所者の2年以内再入率：14.1%)

<課題>

関係機関等と連携し、受刑者等が矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組の充実に努める必要がある。

<今後の取組方針>

受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に社会で孤立することなく、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の福祉的支援につなげる取組を強化する。

施策 No. 84

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● こどもに関する情報・データ連携による支援の推進【こども家庭庁】

<施策の概要>

地方自治体における、教育・保健・福祉などの情報・データを分野横断的に連携し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型支援につなげる取組（こどもデータ連携の取組）の実証事業を実施している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるためのデータ連携の取組を実証的に支援し、こどもを守るための情報・データ連携の全国展開に向けた取組を推進する。

これにより、支援が必要なこどもを取りこぼさないための仕組みづくりを推進し、こどもや家庭が抱える孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。

<現状>

こどもに関する教育・保健・福祉等の情報・データについては、自治体内でもそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の多様な関係機関があり、個別で対応している。

<課題>

貧困や虐待、不登校等の困難な状況にあるこどもやその家庭には、SOSを発すること自体が困難であることや、相談支援の情報を知らない等の理由により、支援の申し出ができないこと、さらには児童相談所・福祉事業所・医療機関・学校等の関係機関が連携できておらず、その役割に応じて保有する情報を個別に活用していることから、必ずしもこどもや家族に必要な支援を届けられていない。

<今後の取組方針>

地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野横断的に連携し、精査を行うことで、個人情報の適正な取扱いに配慮しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型支援につなげる実証事業を実施する。

施策 No. 85

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 地域における家庭教育支援【文部科学省】

<施策の概要>

身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会の提供やアウトリーチ型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う地方公共団体の取組を推進している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、家庭教育支援チーム等によるアウトリーチ型支援を実施するなど、特に支援が必要で困難を抱える家庭が地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添った相談対応や情報提供を実施することを通じて、全国の市区町村で保護者の不安や課題等への更なる早期対応を可能とすることを目指す。

<現状>

保護者に家庭教育に関する学習機会・情報の提供等を行う家庭教育支援チームを全国各地に設置するなどの取組を実施（令和5年度は849か所に国庫補助）。子育てに周囲の協力が得られにくい保護者など個別の支援が必要な家庭に対しては、アウトリーチ型支援を行っている地域もある。

<課題>

全国どの地域においても保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援チーム等の体制整備を広げていく必要がある。

現在、多くの家庭教育支援チームは地域の子育て経験者・元教員が中心となり活動しているが、特に支援が必要で対応が困難な家庭が地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添った相談対応や情報提供を実施する必要がある。

<今後の取組方針>

引き続き、地域における家庭教育支援基盤構築事業を進め、個別の支援が必要な家庭には家庭教育支援チーム員が訪問して、家庭教育に関する相談に対応するなど、保護者の置かれた状況に寄り添ったアウトリーチ型支援を実施する。

施策 No. 86

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への職業的自立支援の推進【厚生労働省】

<施策の概要>

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方。以下「若年無業者等」という。）が、充実した職業生活を送ることができるよう「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度も引き続き周知・広報によりサポステの認知度を高め、また、高等学校の中途退学者等に対する希望に応じた出張相談等により、これまで支援が届きにくくサポステの利用に至らなかった対象者へのアプローチに取り組む。

これにより、若年無業者等の職業的自立支援の推進を通じて、孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。

<現状>

サポステ（令和6年度177か所）では、キャリアコンサルタント等による専門的な相談やコミュニケーション訓練、職場体験プログラム等の多様な就労支援メニューを提供し、若者等への就労支援を実施している。

<課題>

若年無業者等が孤独・孤立に陥らないよう、これまで支援が届きにくくサポステの利用に至らなかった対象者へのアプローチを強化していく必要がある。

<今後の取組方針>

周知・広報については広報活動の効果測定を毎年度実施することにより、若年無業者等の特性等を踏まえて、より効果的な広報手法を採用する。

また、高等学校等との連携により把握した中途退学者等に対して、引き続き、希望に応じて、サポステの職員が学校や自宅等を訪問し、サポステの紹介や支援に関する説明を行うことにより、ひきこもり状態となることを未然に防止するために学校教育からの切れ目のない支援に努める等のアウトリーチ支援の取組を推進する。

施策 No. 87

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
 - ④地域における包括的支援体制等の推進

● 地域における子ども・若者の育成支援【子ども家庭庁】

<施策の概要>

国は、地方自治体における子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）又は子ども・若者総合相談センター（以下「センター」という。）の設置促進及び機能向上のためのアドバイザー等の派遣や、ひきこもりなど困難な状態にある子ども・若者の支援に当たる者に対する研修等を行っている。

【目標及び達成の期間】

（子ども・若者支援体制の整備推進）

令和6年度は、協議会又はセンターが設置されていない地方公共団体等へのアドバイザーや講師の派遣等を介して協議会又はセンターの設置や機能向上を進めることにより、どこにも“困ったときに助けてくれる人”や“相談できる人”がいないとする子ども・若者の割合が減少することを通じて、孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。

（地域における子ども・若者支援に当たる人材養成）

専門的な支援人材及び地域における身近な支援人材の養成・資質向上が進むこと等により、どこにも“困ったときに助けてくれる人”や“相談できる人”がいないとする子ども・若者の割合が減少することを通じて、孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。

※「どこにも“困ったときに助けてくれる人”や“相談できる人”がいないとする子ども・若者の割合」は、「子ども・若者総合調査（仮称）」（令和7年度に実施予定）により把握する。

<現状>

（子ども・若者支援体制の整備推進）

困難を有する子ども・若者に対し、切れ目のない支援を関係機関が連携して行うための体制（協議会）の整備を推進するため、講習等の各種事業を実施している。

また、子ども・若者に関する地域における総合的な相談窓口（センター）機能の普及及び向上を図るため、研修・会合の開催や専門職員の派遣等を実施している。

（地域における子ども・若者支援に当たる人材養成）

ひきこもりなど困難な状態にある子ども・若者の支援に当たる者に対し、業務経験に応じた研修（アウトリーチ（訪問支援）研修、子ども・若者育成支援研修）を実施している。

<課題>

(こども・若者支援体制の整備推進)

「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)において、センターとこども家庭センター等その他の関係機関が情報共有や連携を行うことで、特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う包括的な支援体制として協議会等を活用し、その機能を強化し連携させる等の必要があることを示している。

(地域におけるこども・若者支援に当たる人材養成)

孤独・孤立問題への理解と対応など、アウトリーチに関連する最新の知識・技法や指導・マネジメント手法についても学ぶものへと研修内容の改善を図るとともに、研修参加者同士の関係性を深め、全国レベルでの共助体制を構築する必要がある。

<今後の取組方針>

(こども・若者支援体制の整備推進)

協議会、センターごとの支援事業を一本化し、内容を整理・合理化の上、協議会、センターの設置促進や機能向上に向け、アドバイザーによる助言、講師派遣、会合、研修等を実施するとともに、協議会・センターの運営の中心となっている者が一堂に会し、協議会・センターが設置後に抱える課題の共有及び解決に向けた意見交換等を実施する全国サミット等を開催する。

(地域におけるこども・若者支援に当たる人材養成)

実践的かつ最新の知見に基づき、アウトリーチの対象となる当事者の特性、社会資源の活用、関係機関の連携方法、継続的に支援を行うための組織体制や事業運営等の理解と対応について学ぶため、ひきこもりなど、孤独・孤立等の困難な状態にあるこども・若者への、アウトリーチによる先進的な支援を行っている団体から講師を派遣いただき集合研修を実施するとともに、各団体において1週間程度、研修生がより実践的なアウトリーチの手法を学ぶ実地研修を実施することを通じ、困難を有するこども・若者の支援に当たる人材の養成及び資質向上を図るとともに、全国各地の支援人材どうしの共助体制の構築を図る。

施策 No. 88

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
 - ④地域における包括的支援体制等の推進

● 地域包括支援センターの運営【厚生労働省】

<施策の概要>

地域住民の孤独・孤立対策を含む心身の健康の保持及び生活の安定のために、地域包括支援センターにおいて総合相談支援等を実施する。

【目標及び達成の期間】

短期目標としては、相談窓口の周知を推進するとともに地域包括支援センターの総合相談件数のモニタリングを実施する。

長期的には、地域住民の孤独・孤立の予防・解消を含む心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目指す。

<現状>

5,431か所（令和5年4月末時点）設置されている地域包括支援センターにおいて、介護事業者やボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員等のネットワークを構築し、高齢者の孤独・孤立対策を含む支援ニーズの早期の把握と必要な支援へのつなぎを行っている。また、総合相談支援等を実施し、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行っている。

<課題>

高齢者人口の伸び率や高齢者の実情は地域によって様々であり、地域ごとの工夫が必要になってきている。また、高齢化の進展とともに複合化・複雑化した課題を抱える高齢者が増加する中、ニーズを把握し適切に支援・対応する必要がある。

<今後の取組状況>

地域住民の孤独・孤立対策を含む心身の健康の保持及び生活の安定のために、総合相談支援やアウトリーチによる実態把握等を含めた必要な援助を行っている地域包括支援センターの運営費を支援していく。

施策 No. 89

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進【厚生労働省】

<施策の概要>

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

【目標及び達成の期間】

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、令和6年度は、補助金事業等を活用する等により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する都道府県等を増やし、都道府県等における支援体制の充実を目指す。

これにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりに資することを目指す。

<現状>

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指している。

<課題>

精神保健に関するニーズの多様化に伴い、自治体を実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者に限らず広く分野を超えて精神保健に課題を抱えた者も対象となった。施行された関係法令等に基づき、精神保健に係る相談支援体制整備の更なる充実を図る必要がある。

<今後の取組方針>

本事業を実施する都道府県等の精神保健に関する相談支援の対象者として、精神障害者に限らず広く分野を超えて精神保健上の課題を抱えた住民を加えること等を内容とする精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）等の改正法が令和4年12月に成立した。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組の状況について把握し、補助金事業や研修等を通じて、必要な支援を都道府県等に提供する。

施策 No. 90

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 地域おこし協力隊の強化【総務省】

<施策の概要>

「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し生活の拠点を移した者が、おおむね1～3年の期間で地方自治体から委嘱を受け、様々な地域協力活動を行い、併せてその地域への定住・定着を図る制度である。

【目標及び達成の期間】

地域おこし協力隊の隊員数を令和8年度に10,000人に増やすことを目指す。地域おこし協力隊の活動を推進することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを通じて、孤独・孤立の予防等に資することを目指す。

<現状>

隊員の活動経費として1人当たり520万円を上限に特別交付税措置を講じている。地域コミュニティ活動の実施等、地域住民の生活支援に従事している隊員もおり、地域のつながりづくりに貢献している。

平成21年度に制度を創設し、隊員数は当初の全国89人から年々増加し、直近の令和5年度は7,200人、取組自治体数は1,164団体となっている。

<課題>

令和8年度に地域おこし協力隊の隊員数を10,000人に増やす目標を掲げているところ、「応募者数の増加」、「募集者数・受入自治体数の増加」、「隊員のサポート体制の強化」といった隊員数の増加に向けた取組を進めることが重要である。

<今後の取組方針>

地域おこし協力隊の更なる拡充のため、情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等といった取組により地方への新たな人の流れを力強く創出する。

また、隊員の活動経費（1人当たり520万円を上限）のほか、隊員の募集等に要する経費や隊員の起業・事業承継に要する経費等について地方財政措置を講じている。

施策 No. 91

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 関係人口の創出・拡大【総務省】

<施策の概要>

関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に、また、継続的に関わる人々をいう。

【目標及び達成の期間】

「『関係人口』ポータルサイト」を通じて、自治体が実施する関係人口創出・拡大の取組に参加することは、孤独・孤立に悩まれる方に対するつながりの場や居場所づくりに資するものであるという認識の下、令和6年度は、関係人口の創出・拡大に向けた取組の成果等の横展開を図ること等により、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを推進する。

<現状>

人口減少により人と人とのつながりが希薄化しているところに、新型コロナウイルスの感染拡大が、今までの近隣関係、地域のつながりにも大きな影響を与え、孤独・孤立問題をより深刻にさせている状況にある。そのような中で、「関係人口」は、地域の新たな担い手やイノベーションのきっかけとして注目を集めている。

総務省では、「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各自治体の多様な取組を広く周知するほか、平成30年度から令和2年度までの3か年で99団体がモデル事業を実施し、その成果検証を行ってきたところ。

<課題>

過年度のモデル事業を通じて得られた知見をより一層全国的に広げていくため、更なる横展開を図るとともに、地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での実装化を図ることが課題である。

<今後の取組方針>

「『関係人口』ポータルサイト」を介した地域から関係人口への情報発信等を促進するとともに、地方財政措置等を通じた関係人口の創出・拡大等に向けた取組の実装化を図る。

施策 No. 92

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 集落ネットワーク圏形成の推進【総務省】

<施策の概要>

基幹集落を中心として、周辺の集落との間で集落ネットワーク圏を形成し、生活の営みを確保するとともに、生活の営みを振興するために地域運営組織等が行う取組を支援することにより、継続的な集落の維持・活性化を図る。

【目標及び達成の期間】

過疎地域持続的発展支援交付金（過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業）を活用し、令和6年度末までに集落ネットワーク圏（小さな拠点）の形成数が1,800か所となることを目指す。集落ネットワーク圏の形成を推進することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを通じて、孤独・孤立の予防等に資することを目指す。

<現状>

人口減少や高齢化が進み、多くの集落では空き家の増加、公共交通の利便性低下、孤独・孤立問題など様々な課題に直面している。

<課題>

過疎地域等の条件不利地域においては、個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加している。

<今後の取組方針>

基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を過疎地域持続的発展支援交付金（過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業）により支援する。

また、交付金により支援した集落ネットワーク圏のフォローアップ及び取組事例の周知を行う。

施策 No. 93

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 集落支援員の活用による集落対策の推進【総務省】

<施策の概要>

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。

【目標及び達成の期間】

令和6年度末までに集落支援員の活用市町村数が452市町村となることを目指す。集落支援員の活用を推進することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを通じて、孤独・孤立の予防等に資することを目指す。

<現状>

人口減少や高齢化が進み、多くの集落では、空き家の増加、公共交通の利便性低下、孤独・孤立問題など、様々な課題に直面している。

令和5年度には、集落の点検や集落の在り方について話し合い等を行う集落支援員5,136人（うち専任2,214人、自治会長などとの兼任2,922人）が426市町村で活動を行っている。

<課題>

人口減少や高齢化が進む中、集落支援員のなり手となる人材不足が課題となっている。

<今後の取組方針>

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、集落支援員として地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握、集落の在り方についての話し合い等の実施に係る経費の支援を行う。

また、集落支援員を活用した取組事例等の周知を行う。

施策 No. 94

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置【総務省】

<施策の概要>

避難住民等との関係の維持に資する事業に対して、震災復興特別交付税措置を講ずる。

【目標及び達成の期間】

避難住民の方々が避難を余儀なくされている期間については、原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供を可能とする枠組みを維持する。

また、同法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置については、令和6年度以降も継続する予定である。

これらの取組により、他地域に長期避難する場合にも、行政サービスや支援情報を確実に届け、避難住民の孤独・孤立の予防に資することを目指す。

<現状>

「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（平成23年法律第98号。以下「原発避難者特例法」という。）に基づき、避難住民が避難先で行政サービスを受けることが可能となっている。

また、同法における指定市町村に対し、避難住民等との関係の維持に資する事業（事業例：災害関連広報活動事業、自治会運営補助費等）に対して震災復興特別交付税措置を講じている。

<課題>

現在も避難を余儀なくされている方々がいらっしゃるため、住民票を移さないまま他地域に長期避難する場合にも、行政サービスや支援情報が確実に届くよう支援していく必要がある。

<今後の取組方針>

避難住民の方々が避難を余儀なくされている期間については、原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供を可能とする枠組みを維持する。

また、同法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置を継続する。

施策 No. 95

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● デジタル推進委員の取組の推進【デジタル庁】

<施策の概要>

デジタル社会の利便性を誰もが享受できる環境を作っていくため、既に国、地方公共団体、各種団体等が行っているデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する事業や取組とも連携し、これらの事業や取組に携わる方を横断的にデジタル推進委員またはデジタル推進よびかけ員と位置付け、幅広く国民運動として展開していくことを目指し令和4年度に開始した。

今後、マイナンバーカードの活用をはじめとする各種取組等の利便性を周知し、広く国民に普及していくことを目指す。

【目標及び達成の期間】

令和6年度も引き続き、国民運動として、「デジタル推進委員」の取組を全国津々浦々に展開し、国民の理解を更に深める。さらに、任命人数の増加に加え、デジタル推進委員の活動を支えるコンテンツの充実を図る。

これにより、高齢者等のデジタルに不慣れな方がデジタル活用の場面において孤独・孤立することがないように、社会全体として、デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境の形成を目指す。

<現状>

デジタル庁では、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細やかなサポートを行うため、令和4年度から、国民運動として「デジタル推進委員」の取組を開始し、2024年3月時点で、5万人を超える方々を任命している。

<課題>

孤独・孤立に悩む方々との間のコミュニケーションの手段として、デジタル技術を活用することも有効であり、デジタルに不慣れな方が身近に相談ができる場を構築していくことが必要である。

<今後の取組方針>

今後も全国津々浦々に展開できるよう関係省庁、地方公共団体、ボランティア団体等と継続的に連携し、横断的にデジタル推進委員に任命していく。

今後、任命人数の増加に加え、デジタル推進委員の活動を支えるコンテンツを充実させるとともに、全国の商業施設、鉄道駅における相談所の設置や薬局等とも連携して、孤独・孤立に悩むデジタルに不慣れな方が身近に相談ができる場の構築にも取り組むことで、誰一人取り残されずデジタルの利便性を享受できる環境を全国的に整備していく。

施策 No. 96

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進【総務省】

<施策の概要>

高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、令和3年度から全国の携帯ショップ等で実施している。

【目標及び達成の期間】

社会のデジタル化が急速に進む中で、各地域の実情を踏まえつつ、デジタル活用支援の取組が行き渡るよう、令和6年度は全国6,000か所での講習会の実施を目指す。

これにより、デジタルに不慣れな方がデジタル化の恩恵が受けられ、オンラインによるつながりの機会の提供に資することを目指す。

<現状>

令和5年7月の内閣府の世論調査によれば、スマートフォン等の利用状況について、80.5%の国民が「利用している」と回答している一方で、60代以上の国民では61.6%と、利用している割合が低くなっている。

<課題>

行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々と、そうではない方々の「デジタル格差」が生じている。

<今後の取組方針>

民間企業や地方公共団体等と連携し、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を実施する「講習会」を、携帯ショップがない地域も含め、全国において引き続き実施する。

施策 No. 97

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
 - ④地域における包括的支援体制等の推進

● 自立相談支援機関における包括的な支援の強化【厚生労働省】

<施策の概要>

生活困窮者自立支援制度の入り口として、生活困窮者や生活困窮者の家族、その他の関係者の相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。

加えて、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。

【目標及び達成の期間】

生活困窮者の年間新規相談受付件数を令和7年度までに40万件にするとともに、自立生活のためのプラン作成件数を新規相談受付件数の50%とする。（新経済・財政再生計画改革工程表2022）

これにより、生活や住まい等にお困りの方々の地域からの孤立を防止することを目指す。

<現状>

生活や住まい等にお困りの方々の不安を受け止め、必要な支援に結びつけるため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく相談窓口（自立相談支援機関）を全国に設置（令和6年度：1,381機関）している。

<課題>

社会経済情勢等の変化に伴う多様な支援ニーズに対応することができるよう、自立相談支援の機能強化が必要である。

<今後の取組方針>

自立相談支援機関における相談支援やアウトリーチ支援の取組を引き続き行うとともに、自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備等への支援を行い、自立相談支援の機能強化を図る。

施策 No. 98

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討【厚生労働省】

<施策の概要>

生活困窮者も携帯電話等の契約を行うことができるよう一定の配慮を行っている通信事業者のリスト（以下「通信事業者リスト」という。）を作成し、自治体等へ情報提供を行う。

【目標及び達成の期間】

生活困窮者についても携帯電話等の契約を行うことができるよう通信事業者リストの周知を通じて、生活困窮者が通信機器を利用できないことにより社会から孤立することを防止することを目指す。

<現状>

令和2年11月に、通信事業者リストを作成し、自治体等へ情報提供を行った。令和5年度にはリストを更新し、自治体等へ再周知を行った。

<課題>

生活困窮者が通信機器を利用できないことにより、孤立することを防止する必要がある。

<今後の取組方針>

通信機器が利用できないことで孤立することがないように、引き続きリストの周知を進める。

施策 No. 99

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援【復興庁】

<施策の概要>

応急仮設住宅や災害公営住宅等において、コミュニティ形成に係る活動の支援人材(コミュニティ支援員)の配置等の取組により、当該住宅内の住民同士のコミュニティ形成や、当該住宅の住民と住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合など、住宅移転後の円滑なコミュニティ形成を図る。

【目標及び達成の期間】

災害公営住宅等入居可能時期から3年間を基本として、自治会の設立・運営を補助し、自立させることとし、令和6年度は、個別の事情を把握した上で、事業の進捗に応じた必要な支援を実施する。

これにより、被災者の孤独・孤立の予防等を推進する。

<現状>

災害公営住宅等における住民同士のコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、コミュニティづくりに資する自治体の取組を支援している。

【災害公営住宅における自治会の設立状況（令和6年3月）】

- 岩手県：184 団地のうち 174 団地で自治会設立（約 95%）
宮城県：294 地区のうち 291 地区で自治会設立（約 99%）
福島県：144 団地のうち 111 団地で自治会設立（約 77%）

<課題>

被災者を取りまく課題は多様化しており、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和6年3月19日閣議決定）に基づき、事業の進捗に応じた支援を継続する必要がある。

<今後の取組方針>

引き続き、東日本大震災の被災者が入居する災害公営住宅における住民同士の交流会の開催や自治会の設立などの支援により、住民同士のコミュニティ形成を支援するとともに、地元町内会との顔合わせやイベント開催による交流支援等により、既存のコミュニティとの融合を支援するなど、地方公共団体による取組等を支援していく。

施策 No. 100

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築

● 被災者の生きがいづくり等に資する活動支援【復興庁】

<施策の概要>

被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、被災者が、他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することを支援するほか、コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等の取組の促進を図る。また、震災から5年が経過し、被災地では、引き続き復興に向けた取組が進められる中で、被災者の積極的な参画の下、震災の風化防止や地域の活性化の取組を促進し、地域コミュニティの再構築を図る。

【目標及び達成の期間】

災害公営住宅の入居者等孤独を感じやすい被災者に対して、支援団体等が個別に働き掛けるなどにより、避難者同士や地域住民との交流会等、つながりを提供する場への参加を促すため、令和6年度は、個別の事情を把握した上で、事業の進捗に応じた必要な支援を実施する。

これにより災害公営住宅の入居者等の孤独を抱えやすい被災者に対して、孤独・孤立の予防等を推進する。

<現状>

被災者自身が参画し、活動する機会を創出することを通じて、他者とのつながりや、生きがいを持って生活することに資する自治体やNPO等の支援団体の活動を支援している。

<課題>

被災者をとりまく課題は多様化しており、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和6年3月19日閣議決定）に基づき、事業の進捗に応じた支援を継続する必要がある。

<今後の取組方針>

引き続き、被災者が花を植える作業を地域住民と協働で行うことによる孤立化の防止や友人づくりのための活動、ふれあい農園事業による帰町住民等の生きがい・交流づくりのための活動などの、東日本大震災の被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、他者とのつながりや、生きがいを持って生活することに資する地方公共団体やNPO等の支援団体の活動を支援していく。

施策 No. 101

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 高齢者、障害者や孤独・孤立化した消費者等の見守り活動等の充実【消費者庁】

<施策の概要>

消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指し、「消費者安全確保地域協議会」の設置・活動促進及び地域の見守り活動の担い手となる「消費生活協力員・協力団体」の養成事業を実施している。

【目標及び達成の期間】

見守りネットワークの設置市区町村の都道府県内人口カバー率 50%以上（令和 6 年度まで）、地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率 50%以上（令和 6 年度まで）を目指す。

これにより、孤独・孤立化した方の消費者トラブルを防止するための地方公共団体の取組を重点的に支援しつつ、見守りネットワークや消費生活協力員・協力団体により、地方における見守りを一層強化する。

<現状>

消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)においては、高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった方等の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」(以下「見守りネットワーク」という。)を地方公共団体において設置できること及び民間の個人又は団体を消費生活協力員・協力団体に委嘱できることが規定されている。

見守りネットワークは、その設置に係る規定が施行された平成 28 年以來各地で設置が進み、見守りネットワークを設置する地方公共団体の数は、令和 6 年 4 月現在 497 となっている。

<課題>

地方消費者行政に関する先進的モデル事業や地方の現場への働き掛け等を通じて見守りネットワークの設置や消費生活協力員・協力団体の委嘱について助言・支援を実施するとともに、地方消費者行政強化交付金を通じて地方公共団体による高齢者、障害者等の配慮を要する消費者に対する相談・見守り体制の整備・運用等の実施支援を行ってきた。

孤独・孤立化の問題の深刻化が懸念される中、消費者被害に遭いやすく、また、周りに相談ができず、被害の拡大に結び付きやすい傾向も見られる孤独・孤立化した消費者に対する地域の見守りを一層強化するための支援が必要であり、加えて、見守りネットワーク等を有効に活用するための優良事例の収集・横展開等が課題となっている。

<今後の取組方針>

高齢者、障害者や孤独・孤立化した消費者等の見守り活動等の充実について、地方消費者行政に関する先進的モデル事業の実施等により、見守りネットワークの設置・活動の促進に向けた地方公共団体への支援を行う。さらに、消費生活に関して関心を持つ住民又はヘルパー・民生委員等消費者被害を発見しやすい立場にある者や、地域の金融機関、コンビニ、宅配事業者等の事業者を対象とし、消費生活協力員・協力団体の養成に向けた取組を行う。また、地方消費者行政強化交付金を通じて地方公共団体の取組を重点的に支援する。

施策 No. 102

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進

● 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進【厚生労働省】

<施策の概要>

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題に対する保健指導の実施や地域の相談援助等の活用の推進に取り組む保険者協議会を支援している。

【目標及び達成の期間】

令和3年度から開始したモデル事業の実施結果を踏まえ、保険者協議会が取組を実施する際の手順等を令和5年度中に整理し、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業を推進してきた。令和6年度からは保険者協議会が行う事業として位置付け、支援する。

これにより、かかりつけ医等が医療保険者等と協働しながら、加入者の孤独・孤立を含む社会生活面の課題解消に資することを目指す。

<現状>

特定健診の結果、医療機関への受診が必要とされた加入者等について、医療保険者がかかりつけ医等と連携し生活習慣病の重症化予防を図る必要があるものの、社会生活面の課題が生活習慣病の治療を困難にしている場合もあり、地域社会で行っている相談援助等も活用しながら社会生活面の課題解決に向けた取組が重要である。

そのため、医療保険者による受診勧奨等を契機として、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組を推進することが重要であり、令和3年度は全国7か所、令和4年度は全国6か所、令和5年度は全国3か所の保険者協議会において、モデル事業を実施した。令和6年度からは保険者協議会が行う事業として位置付け、補助する。

<課題>

孤独・孤立対策については、いわゆる「社会的処方」（かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域資源と連携する取組）の活用も重要としており、令和3年度から開始したモデル事業について、保険者協議会等による取組を広げるよう支援が必要である。

<今後の取組方針>

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題に対する保健指導の実施や地域の相談援助等の活用が推進されるよう、保険者協議会の取組を支援する。

施策 No. 103

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進

● 博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援【文部科学省】

<施策の概要>

博物館が、社会的・地域的課題に向き合い、その解決に必要な人材確保やアウトリーチ活動を行うなどの先進的な取組を支援している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、地域から孤立しがちな若者や高齢者等に対し、博物館が「居場所」を提供し、社会とのつながりの助けになるよう、社会的・地域的課題に向き合う市民の増加を推進する。

また、中長期的には、地域や他機関と連携しながら社会的・地域的課題に取り組む博物館が増加することを目標とする。(民間の主体と連携する博物館の割合：企業等29.9%、企業団体等31.6%(令和元年度))

<現状>

令和4年4月に博物館法(昭和26年法律第285号)が改正され、博物館の新たな役割として、孤独・孤立を感じる若者等の社会包摂や人口減少等、社会的・地域的な課題に、地域の関係機関と連携しながら向き合い、対応することが求められている。

<課題>

博物館の経営基盤や人的基盤には課題もあることから、博物館の機能強化と意欲的な取組への支援が必要である。

<今後の取組方針>

博物館の社会的・地域的課題への対応に向けた事業実施基盤の強化や、博物館職員への研修等を実施する等、課題解決に必要な人材の確保、博物館の組織連携・ネットワーク形成等を推進する。

施策 No. 104

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進

● 「つながりの場所」としての自然公園の活用【環境省】

<施策の概要>

自然とのふれあいや地域との交流の機会を提供することで、「つながりの場所」として国立公園をはじめとする自然公園の活用を推進するため、魅力的な自然体験コンテンツを造成し情報発信を行う。

【目標及び達成の期間】

自然とのふれあいや地域と交流する「つながりの場所」としての自然公園において、訪問者が心身をリフレッシュする機会を提供することにより、人と人との緩やかなつながりづくりを推進することが必要との認識の下、令和7年までに日本人・訪日外国人ともに、国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることを目指す。

<現状>

環境省では、自然とのふれあいや地域との交流の機会を提供することで、「つながりの場所」として国立公園を始めとする自然公園の活用を推進している。

<課題>

自然とのふれあいや地域と交流する「つながりの場所」として自然公園を活用し、訪問者が心身をリフレッシュする機会の提供を推進する必要がある。

また、幅広い利用者層による来訪を促すため、国立公園等における魅力的な自然体験コンテンツの造成を進め、ウェブサイト・SNS等を活用して情報発信を充実させる必要がある。

<今後の取組方針>

利用者数の回復、質の高いツーリズムを提供するため、国立公園満喫プロジェクト推進事業等において魅力的な自然体験コンテンツを造成し、ウェブサイト・SNS等を活用した情報発信を実施しており、これらを継続的に実施するとともに、関連情報の更新やサイトの拡充等を行い、幅広い利用者層に対し来訪を促す。

施策 No. 105

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進

● 「つながりの場所」としての都市公園の活用【国土交通省】

<施策の概要>

多様な主体と連携したコミュニティ形成等に資する様々な活動を通じ、緩やかなつながりを築ける居場所づくりに取り組む都市公園の事例について収集・周知を図る。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、多様な主体と連携したコミュニティ形成等に資する様々な活動を通じ、緩やかなつながりを築ける居場所づくりに取り組む事例を収集・周知することにより、都市公園における居場所づくりに関する取組が一層促進されることを目指す。

<現状>

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する施設であり、工夫次第で多種多様な使い方ができる場である。

<課題>

都市公園が、多くの市民、事業者にとって身近な施設、交流の場であることを踏まえ、多様なステークホルダーに対し、都市公園の整備・管理運営への関心と意識を高めていくことで、コミュニティ形成等に資する様々な活動の場としての役割を果たすことが求められている。

<今後の取組方針>

多様な主体と連携し、様々な活動の場として都市公園を活用している事例の収集・周知を図る。

施策 No. 106

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 地域におけるこどもの見守り体制の強化【こども家庭庁】

<施策の概要>

こどもの宅食等を行う民間団体等と連携して食事の提供等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、見守り活動を通じてこどもの支援を地域ぐるみで進める支援対象児童等見守り強化事業等を活用し、地域に根ざした民間団体や関係機関と自治体の連携による状況把握・見守り・支援を一層強化することにより、こどもや子育て家庭の孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。

<現状>

育児に対して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきているなど、児童虐待のリスクが高まっていることを踏まえ、見守り体制を強化するなど、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要である。

<課題>

地域に根ざした民間団体と自治体が協働し、地域におけるこどもの見守りを強化するため、要保護児童対策地域協議会が中核となって、民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。

<今後の取組方針>

育児に対して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきているなど、児童虐待のリスクが高まっていることを踏まえ、見守り体制を強化するなど、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要である。そのため、要保護児童対策地域協議会が中核となって、民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。支援対象児童等見守り強化事業では、こどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援する。

施策 No. 107

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 児童相談所の体制整備等による相談体制の強化【こども家庭庁】

<施策の概要>

地方公共団体の設置している児童相談所の児童福祉司の増員や、SNSによる一元的な相談受付体制の整備等の取組を支援している。

【目標及び達成の期間】

児童相談所における相談支援体制を強化し、孤独・孤立状態にあるこどもや保護者からの相談に十分に対応できるようにするため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、令和6年度末までに児童福祉司の配置を6,850人程度とすることを目指す。

<現状>

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「プラン」という。）に基づく児童福祉司等の増員やSNSによる一元的な相談受付体制のシステム設計・開発等や未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援すること等により、孤独・孤立状態にあるこどもや保護者等に対する相談支援体制を強化している。

<課題>

引き続き、児童福祉司等の適切な配置やSNSによる一元的な相談受付体制の整備、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援すること等により、孤独・孤立状態にあるこどもや保護者等に対する相談支援体制を強化する必要がある。

<今後の取組方針>

これまでの全国共通のダイヤルによる電話や対面による相談の受け付けに加え、コミュニケーション手段として普及しているSNSを活用し、全国のどの地域からであってもこどもや保護者等からの相談を一元的に受け付けた上で、相談内容を各自治体に転送し、各自治体においてこどもや保護者等がSNS上で相談できるシステムについて、令和5年2月より運用を開始しており、引き続き相談体制の充実を図る。また、児童相談所長が請求を行い、家庭裁判所により選任されるなどした未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、こども等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とする未成年後見人支援事業を引き続き実施する。さらに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、こども・保護者等への支援を行う児童福祉司の増員について、プランに基づき、必要に応じた見直しを検討する。

施策 No. 108

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● フードドライブの推進【環境省】

<施策の概要>

「フードドライブ実施の手引き」を自治体等へのフードドライブの実施支援や消費者等への普及啓発に活用するなどにより、フードドライブを推進する。

【目標及び達成の期間】

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄附する活動である「フードドライブ」を推進するため、令和6年度は、自治体等へのフードドライブ実施支援とともに、消費者等へのフードドライブ認知度向上と理解促進を図り、フードドライブを普及させる。

これにより、地域における「居場所づくり」等の活動を行うこれらの団体・施設等への支援を通じて、孤独・孤立の予防に貢献することを目指す。

<現状>

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄附する活動である「フードドライブ」を推進するため、フードドライブを円滑に実施するポイントや実施上の課題と解決策等を整理した「フードドライブ実施の手引き」を令和3年度に作成した。

<課題>

実施したいと考えているが実施手順等が分からないなど、ノウハウの蓄積が十分でないことや、フードドライブの実施に係る費用（運搬費用など）負担、消費者のフードドライブの認知度がまだ十分に高くはないことなどがフードドライブの普及に当たっての課題である。

<今後の取組方針>

「フードドライブ実施の手引き」を自治体等へのフードドライブの実施支援や消費者等への普及啓発に活用するとともに、活用を通して見出したノウハウを必要に応じて手引きに反映し、フードドライブを推進する。

施策 No. 109

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 中卒者や高校中退者への学習支援【文部科学省】

<施策の概要>

「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」により、高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」を継続的にを行い、学習相談等の提供、学習支援等の実施のほか、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援する。このような中卒者や高校中退者に対して地域の学習施設等を活用した学習相談・学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援することで、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりに貢献することを目指す。

また、長期的には「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」における優良事例の横展開を行い、全国的な取組の推進・強化を図っていく。

<現状>

「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」（「学校を核とした地域力強化プラン」事業）により、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援している。

当該事業については、令和3年9月21日付文部科学省、厚生労働省「中途退学者等への切れ目ない支援に係る好事例について（周知）」で教育委員会等に対して、令和4年5月26日付法務省「保護観察所における修学支援パッケージの試行について（通知）」で保護観察所等に対して取組内容や事例等について周知を行ったところであり、地域において関係機関が広く連携し、高校中退者等の孤独・孤立の問題を抱える当事者に対し、学習相談・学習支援等を提供するとともに、居場所づくりや、人と人との「つながり」を実感できる場の確保にも資するよう取り組む。

<課題>

現状では実施する地方公共団体が少なく、各地方公共団体等における課題として、令和5年6月に都道府県等に対して行った高校中退者等の学習相談・学習支援に関する意向調査では、対象者の捕捉や事業実施のためのノウハウがない（37%）ことや、予算や人員の確保が困難（33%）であることなどの課題が提示された。したがって、高校中退者等支援の取組に関する優良事例の横展開を行い、取組の推進・強化を図ることが必要である。

<今後の取組方針>

「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」（「学校を核とした地域力強化プラン」事業）により、高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援していく。

施策 No. 110

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 学校卒業後における障害者の学びの推進【文部科学省】

<施策の概要>

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向け、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究事業及び調査研究事業を行っている。

【目標及び達成の期間】

障害のある方は、社会参加の障壁が高く、孤立しやすい状況にあることを踏まえ、令和6年度において、障害福祉サービス等の就労先や自宅以外の安心できる居場所づくりや、障害のある人とない人が共に学ぶ環境の整備推進を図り、障害者の社会参加の促進につなげる。

これにより、障害者の生涯にわたる学び（学習・文化芸術・スポーツ等）の機会の充実を図り、障害の有無にかかわらず、誰もが共に学び、生きる共生社会の実現を目指す。

<現状>

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び、社会参加できる社会や、共に学び、生きる共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。また、平成30年度及び令和4年度の学校卒業後の学習活動に関する障害者本人へのアンケート調査では、生涯学習の機会が不足している現状等が示されており、特に地域における障害者の生涯学習機会の整備が求められている。

<課題>

特別支援学校高等部の卒業生の進路として、学校基本調査によると、その約9割が就労又は障害福祉サービスの利用となっている。令和4年度「障害者の生涯学習活動に関する実態調査」における障害者本人を対象としたアンケート調査では、「現在生涯学習に取り組んでいる」と回答した障害者の割合は、20.7%であり、学校卒業後の障害者の多くが、学びを継続できていない現状にあると想定される。また、同調査で、生涯学習の機会があると思うかどうかを尋ねたところ、「十分に機会はある」「ある程度機会はある」と回答した割合は、38.2%であり、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現のために、障害者の生涯学習機会確保のための整備が急務である。

<今後の取組方針>

地方公共団体における実施体制・連携体制の構築のため、地域における接続可能な学びの支援に関する実践研究として、都道府県（指定都市）が中心となり、大学や特別支援学校、社会福祉法人、地元企業等が参画する障害者の生涯学習のための地域コンソー

シームを形成し、支援体制を構築するほか、学びの場の拡大に向けて市区町村職員等向けの人材育成研修モデル等を開発・実証する。その他、障害者の生涯学習のノウハウが乏しい市区町村が、実績ある民間団体等と組織的に連携し、主に公民館等の社会教育施設における、障害当事者のニーズや地域資源等を踏まえた、ICT等の活用や多様な体験活動を含む包摂的な生涯学習プログラムを開発・実施し、その横展開をしていく。また、大学入学者選抜や様々な要因等によって進学が困難な障害者が、特別支援学校高等部を卒業した後も学び続けることができる生涯学習プログラムを大学・専門学校等において開発実施する。

施策 No. 111

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● ヤングケアラーの支援に関する取組【こども家庭庁】

<施策の概要>

国及び地方公共団体が、ヤングケアラーの認知度向上に取り組むとともに、国は、地方公共団体におけるヤングケアラーの支援体制を強化するための財政支援を実施している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度までの「集中取組期間」において、中・高校生のヤングケアラーに関する認知度を5割とすることを目指し、社会的認知度の向上に取り組むとともに、地方公共団体におけるヤングケアラー支援体制の強化、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

これにより、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげ、孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。

<現状>

ヤングケアラーの社会的認知度は低く、また、ヤングケアラー支援の取組には地方公共団体ごとにばらつきがある。こうした現状に対応するため、広報啓発やヤングケアラー支援体制強化事業等により地方公共団体の取組に財政支援を行っている。

<課題>

ヤングケアラーの社会的認知度は低く、支援が必要なこども・若者がいても、本人自身や周囲の大人が気付くことが困難。家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、地域での実態を踏まえ、きめ細やかな支援を行う必要があるが、地方公共団体での実態把握が不十分である。さらに、福祉、介護、医療、学校等の関係機関におけるヤングケアラーの支援に関する研修等は十分でなく、それら関係者のヤングケアラーの概念の認知度も高くない。ヤングケアラーの心身の負担を軽減し、こども・若者らしい生活を送ることができるようにするためには、既存の支援サービスや支援者団体等が運営する相談窓口適切につなげる必要があるが、ヤングケアラーを支援につなぐための窓口が明確でない。また、役所など公的機関への相談は、心理的なハードルが高く、支援者団体等を活用したピアサポート等の悩み相談を行う事業の支援やSNS等を活用したオンラインサロンの運営・支援が必要である。親に代わって幼いきょうだいのケア（見守りや家事、きょうだいの世話や保育園等への送迎）をするヤングケアラーに対しては、保育サービスに加え、家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要であるが、子育て世代家庭への家事や子育てを支援するサービスが不足している。

＜今後の取組方針＞

ヤングケアラーについて、市町村の「こども家庭センター」においてサポートプランの作成等の支援対象とするとともに、地方公共団体による実態調査・研修、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート、オンラインサロン、外国語対応通訳派遣、キャリア相談やイベント実施などの取組、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅訪問による家事・育児支援等を実施する。また、令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」とし、当面、中・高校生の認知度5割を目指し、社会的認知度の向上に取り組むとともに、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。ヤングケアラーとその家族の将来のために、福祉、介護、医療、教育の関係機関が相互に連携し、一体となって切れ目のない支援が行われるよう、取組を進める。

加えて、ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）を改正し、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記したところであり、ヤングケアラーに対する地方公共団体間の取組のばらつきを解消し、支援の普及を図る。

施策 No. 112

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 地域における効果的な熱中症予防対策の推進【環境省】

<施策の概要>

高齢者等の熱中症弱者のための対策を進めるため、熱中症対策普及団体の制度の活用を促し、地域における高齢者等の見守り・声かけ等の活動を推進するとともに、地域の団体や企業との協働等に取り組む地方公共団体等を支援し、優れた取組の収集・周知により横展開を図る。

【目標及び達成の期間】

高齢者（中でも特に単身高齢者）は熱中症リスクが高いことから、高齢者等の熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守り・声かけを行うことが当たり前になる地域づくりを目指す。これにより、「熱中症対策実行計画」の中期的な目標（2030年）として掲げている熱中症による死亡者数を現状（※）から半減させるという目標の達成を目指す。

※5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名

<現状>

高齢者（中でも特に単身高齢者）は熱中症リスクが高いことから、令和5年4月に成立した「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（令和5年法律第23号）において、「熱中症対策普及団体」の仕組みが創設され、当該団体による地域の実情に合わせた普及啓発や個別の相談支援等の活動を通じて、高齢者等の熱中症弱者の熱中症予防行動をより徹底することとしている。

また、政府の「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）において、「熱中症弱者のための熱中症対策」や「地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策」を含む8つを柱とし、政府一体となり熱中症対策に取り組んでいる。

<課題>

令和5年の熱中症による死亡者数（概数）は1,555名、5年移動平均では1,000名を超える年が続く状況となっている。また、令和4年の死亡者（東京23区内）を見ると、高齢者の割合が80%以上と高い傾向にあるため、引き続き、高齢者等の熱中症対策を強化する必要がある。

<今後の取組方針>

熱中症対策普及団体の制度の活用を促し、地域における高齢者等の見守り・声かけ等の活動を推進するとともに、地域の団体や企業との協働等に取り組む地方公共団体等を支援し、優れた取組の収集・周知により横展開を図る。

施策 No. 113

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

● 成年後見制度・権利擁護支援の取組の促進【厚生労働省】

<施策の概要>

地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めていく。

【目標及び達成の期間】

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）に基づき、令和6年度末までに、全市町村に権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関を整備すること等を目標とする。

当該目標の達成を通じて、権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備を行うこと等により、孤独・孤立の状態に置かれている人も含めた地域に暮らす全ての人の地域社会への参加を促進することを目指す。

<現状>

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村計画の策定、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備などの取組を全国的に進めている。

<課題>

権利擁護支援の地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない。

<今後の取組方針>

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、都道府県の機能強化等により、市町村計画の策定、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備などの取組を全国的に進めていく。

施策 No. 114

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

● 民生委員・児童委員活動への支援【厚生労働省、こども家庭庁】

＜施策の概要＞

民生委員・児童委員の活動に必要となる交通費や電話代等の実費弁償としての活動費について地方交付税措置を講じている。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、民生委員・児童委員活動の実態に応じた支援を行うことで、孤立しがちな様々な課題を抱える住民への訪問や見守り活動などを通じて、地域福祉の推進を図ることを目指す。

＜現状＞

都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について地方交付税措置を講じており、令和2年度に引き上げを実施した。

＜課題＞

民生委員・児童委員活動の一層の推進を図るため、活動実態に見合った支援が必要である。

＜今後の取組方針＞

都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について、民生委員・児童委員の活動実態を踏まえて引き続き支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。

施策 No. 115

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

● **社会福祉協議会への支援【厚生労働省】**

＜施策の概要＞

各都道府県及び各指定都市社会福祉協議会に福祉活動指導員を、各市町村社会福祉協議会に福祉活動専門員を配置するため、都道府県及び市町村に対して地方交付税措置を講じている。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、福祉活動指導員及び福祉活動専門員の実態に応じた支援を行うことで、地域福祉の推進を図ることを目指す。

＜現状＞

各都道府県及び各指定都市社会福祉協議会に福祉活動指導員が、各市町村社会福祉協議会に福祉活動専門員が配置され、体制が定着している。

＜課題＞

社会福祉協議会において地域福祉の推進に向けた取組を安定的に実施できるよう、福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置や活動状況に見合った支援が必要である。

＜今後の取組方針＞

福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置や活動状況を踏まえて、引き続き、その設置に必要な経費について支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。

施策 No. 116

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進【厚生労働省】

<施策の概要>

生活困窮者等の安定した住まいの確保に向けて、総合的な相談支援、入居前から入居後の支援、住まい支援に必要な地域資源開発・環境整備を推進する。

【目標及び達成の期間】

生活保護世帯を含む生活困窮者等の安定した住まいの確保に向けて、社会保障審議会や「全世代型社会保障構築会議」、「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」(国土交通省・法務省・厚生労働省が合同で設置)等での議論を踏まえ、令和6年度は、居住支援の一層の強化を図る。

これにより、安定した住まいの確保に向けて支援を行うことで、孤独・孤立対策に資することを旨とする。

<現状>

就労による自立に向けた住まいを確保するための住居確保給付金の支給や、衣食住に関する支援を行う一時生活支援事業等による住まいの確保を推進している。

<課題>

終夜営業の店舗等を転々としている不安定居住者が一定数存在していることに加え、単身高齢者世帯の更なる増加や持ち家比率の低下等により、住まい支援のニーズが今後高まることが想定される。生活困窮者等の住宅確保要配慮者が安定した住まいを確保できるよう、居住支援について一層の強化を図ることが必要である。

<今後の取組方針>

令和6年度予算には、一時生活支援事業の機能を強化するため、緊急一時的な支援が必要な生活困窮者が、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合であっても一時宿泊施設(シェルター)等に円滑に受け入れられるよう、一時生活支援事業に新たに加算を創設する経費を盛り込んでいる。

また、居住支援の強化を改正内容に盛り込んだ「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)が、令和6年4月24日に公布された。

今後も国土交通省等の関係省庁とも連携しつつ、居住支援の強化のため、必要な対応を行っていく。

施策 No. 117

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 生活困窮者の就労準備支援【厚生労働省】

<施策の概要>

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。

【目標及び達成の期間】

孤独・孤立の問題を抱えやすい生活困窮者に対し、就労に向けた準備としての基礎能力の形成から支援を行うため、令和6年度は、就労準備支援事業の実施自治体数の増加を目指す。

<現状>

就労に向けた準備が必要な生活困窮者を対象に、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成から支援を行っている。

令和5年度実施自治体数 731/907 (81%)

<課題>

地方自治体間格差の是正に努め、就労準備支援事業の拡充を図る必要がある。

<今後の取組方針>

就労準備支援事業が未実施である自治体の背景や理由等の課題を把握し、実施自治体数の増加に向けてより効果的な取組等を検討する。

施策 No. 118

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

● 困難な問題を抱える女性支援【厚生労働省】

<施策の概要>

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号。以下「女性支援新法」という。)に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。

【目標及び達成の期間】

時代とともに多様化する困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにする。

これにより、困難な問題を抱える女性の孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。

<現状>

女性は、男性に比べ、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する場面が多く、このことによって、心身面及び社会的な面で複合的な課題を抱えることが多い。

また、女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっており、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和4年5月に女性支援新法が成立し、令和6年4月に施行された。

<課題>

多様化する困難な問題を抱える女性に対し、性被害等からの回復支援、自立後を見据えた支援など、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにする。

また、行政や民間団体等、多機関の連携・協働を通じて、支援が行き届きにくい者も対象とし、早期かつ、切れ目のない支援を目指す。

<今後の取組方針>

困難な問題を抱えた若年女性等について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施する。

また、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、女性相談支援員を委嘱する都道府県・市町村(特別区を含む。)単位で、女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、都道府県・市町村の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横

断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワークをモデル的に構築、運営する。

その他、女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化・複雑化が見られる現在の状況に対応するため、女性相談支援センターや女性自立支援施設、女性相談支援員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進する。

施策 No. 119

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 地方公共団体における再犯防止の取組の推進【法務省】

<施策の概要>

地方公共団体による再犯防止の取組を一層促進し、犯罪をした者等が、刑事司法手続を離れた後も地域において必要な支援を受けられるようにするため、国及び都道府県の取組として「地域再犯防止推進事業」を実施している。

【目標及び達成の期間】

犯罪をした者等は、その生育環境や対人関係能力等を背景として、行政サービスへのアクセスが困難な場合が多く、地域社会で孤独・孤立に陥り、結果として再犯に至る場合もあることから、犯罪をした者等のニーズを把握し、適切な支援を提供することによって、それらの者の孤独・孤立、ひいては再犯を防止する。

- ・短期的目標：令和6年度は、「地域再犯防止推進事業」を実施する都道府県数の拡大を目指す。
- ・短期的目標：令和6年度は、地方再犯防止推進計画の計画策定数につき、対前年度比で1割以上の増加を目指す。
- ・長期的目標：地方公共団体による再犯防止の取組を促進する。

<現状>

高齢、障害、生活困窮等の様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等については、社会で孤立しやすく、その再犯を防止するためには、刑事司法手続終了後も継続する「息の長い」支援が重要であり、地方公共団体や民間協力者等と刑事司法関係機関の分野を越えた連携が必要とされている。

この点、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）において、国と地方公共団体の役割分担を明確化するとともに、国と地方公共団体の連携にとどまらず、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等との相互連携も深め、犯罪をした者等を地域で包摂していく方向性を示したところ。

法務省においては、上記の役割分担に基づき、都道府県が行う再犯防止の取組に財政支援を行う「地域再犯防止推進事業」を一部の都道府県で開始するとともに、同事業等による効果的な再犯防止の取組事例等を横展開するための協議会を開催するほか、地方公共団体による再犯防止推進計画策定の参考となる資料の提供等の取組を進めている。

<課題>

地方公共団体が再犯防止の取組を進めるためには、再犯防止に関する知見・ノウハウ・情報を得るとともに、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携強化を図ることなどが必要不可欠であるが、こうした取組には地域差が認められることから、全国均一的に地方公共団体による取組を一層促進するため、「地域再犯防止推進事業」を全都道

府県に拡大するとともに、地域の実情やニーズを踏まえた支援を行うことが求められている。

また、地方再犯防止推進計画の策定は着実に進んでいるものの、更に促進していく必要がある上、その進捗管理や見直し等のフォローアップが適切に行われる必要がある。

<今後の取組方針>

法務省において、地方公共団体に対し、再犯防止の効果的な取組事例を含めた再犯防止に関する知見・ノウハウ・情報を提供し、助言等を行うとともに、「地域再犯防止推進事業」を充実させるなど、地方公共団体による再犯防止の取組を促進する。

施策 No. 120

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

● 少年鑑別所（法務少年支援センター）による地域相談活動【法務省】

<施策の概要>

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名称を用いて、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、地域の関係機関等との連携体制の強化に加えて、受付窓口の利用しやすさの向上や、法務少年支援センターが提供できるノウハウの周知広報のための取組の一層の積極化を図る。

これにより、必要な支援が複数の領域にまたがる孤独・孤立の問題に、教育関係機関や保健・福祉機関等との連携の下で適時の支援が可能となる環境の整備を推進する。

<現状>

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、全国52か所において、関係機関・団体と連携を図りながら、地域における再犯・再非行の防止や、非行の未然防止、健全育成を目的に、個人や関係機関等からの依頼に応じて、カウンセリング・心理相談、発達・性格等の調査等の専門的支援を行っている。令和4年は、14,013件の相談等に対応した。

<課題>

問題を抱える本人やその家族等に対する相談活動・心理的援助などのうち、孤独・孤立に関する問題は、必要な支援が複数の領域にまたがることや、当事者からの援助希求が低いことがあるため、適時の支援が難しい場合がある。

<今後の取組方針>

令和5年度に全庁に拡大整備したオンラインによる相談環境を活用し、悩みや問題を抱える本人やその家族等、その支援を行う機関・団体等が、適時に支援を利用できるようにするとともに、より利用しやすい環境の整備と、制度の周知広報のための取組を積極化する。

施策 No. 121

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活への定着等の促進【厚生労働省】

<施策の概要>

平成 21 年度より、「地域生活定着支援センター」を整備し、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者等に対して、保護観察所等と協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげている。

【目標及び達成の期間】

矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務終了事由の再犯等の者の人数を、矯正施設入所者の帰住地調整等を行うコーディネート業務により受入先に帰住した者の人数で除した、直近の 2 年平均の値を、令和 6 年度は 18.6%以下とする。

また、矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務の終了者数を、矯正施設入所者の帰住地調整等を行うコーディネート業務により受入先に帰住した者の人数で除した、直近の 3 年平均の値を、令和 6 年度は 89.6%以上とする。

これにより、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の社会復帰及び地域社会への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、その結果として再犯を防止し、また、孤独・孤立の防止に資することを旨とする。

<現状>

各都道府県が実施主体となっている地域生活定着支援センターが、高齢又は障害のある被疑者・被告人の福祉サービスの利用調整、釈放後の継続的な援助等や、帰住先がない高齢又は障害のある矯正施設入所者の退所後の帰住先の確保、福祉サービスの利用調整、退所後の継続的な援助等を行うことで、その社会復帰及び地域生活への定着を促進し、地域共生社会の実現を図るとともに、その結果として再犯を防止し、帰住先がなく、必要な福祉サービスを利用できないことなどによって孤独・孤立状態となることを防止している。

また、地域に暮らす矯正施設退所者等に対する福祉サービスの利用等に関する相談支援、支援ネットワークの構築、各種研修や普及啓発活動も行っている。

<課題>

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の孤独・孤立の防止等のため、関係機関との連携の更なる充実強化や地域生活定着支援センターの実施体制の確保、地域生活定着支援センターによる効果的な支援等を継続的に実施することが必要である。

<今後の取組方針>

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、各都道府県が実施主体となっている地域生活定着支援センターが関係機関と連携・協働し、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、その結果として再犯を防止する取組を推進する。

施策 No. 122

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発【消費者庁】

<施策の概要>

適格消費者団体等と、孤独・孤立や周辺分野の対策を行うNPO等との連携を促進し、オンライン相談会等を通じて集中的に孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努めるとともに、被害の防止・回復に向けた啓発を促進する。また、孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催することで、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、適格消費者団体等と孤独・孤立対策に取り組むNPO等の支援団体との連携の促進や、消費者被害の拡大防止や被害回復に向けて啓発を図るとともに、自らの消費者被害の予防や被害回復ができるよう、被害事例や支援策の周知を図ることを通じて、孤独・孤立した消費者が自らの消費者被害を容易に相談できる環境を整えることを目指す。

<現状>

コロナ禍等の影響により孤独・孤立の問題が深刻化・顕在化しているところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットになりやすい状況にある。このような状況を踏まえ、令和4年度及び5年度においては、適格消費者団体等と孤独・孤立対策に取り組むNPO等との連携を促進し、孤独・孤立に起因した消費者被害に係るオンライン相談会及びシンポジウムを実施した。

<課題>

消費者は一般的に事業者に比べて情報量や交渉力に格差があるが、とりわけ孤独・孤立した消費者はそれが顕著であり、周りに相談しづらい状況にもある。このため、一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害回復も困難な傾向にあり、より一層の支援が必要である。

<今後の取組方針>

令和6年度は、適格消費者団体等とNPO等の支援団体との連携促進を強化してオンライン相談会を実施し、孤独・孤立に起因した消費者被害の一層の把握に努め、被害の防止・回復に向けた啓発の促進を図る。また、孤独・孤立に起因した消費者被害に関する

るシンポジウムを開催し、被害事例や支援策の周知を行い、より多くのNPO等の支援団体に対して被害防止・回復のための啓発を行うことで一層の被害の未然防止を図る。

施策 No. 123

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

● 外国人のための日本語教育の推進【文部科学省】

<施策の概要>

- ・外国人等に対する日本語教育の推進のため、日本語教育の全国展開・学習機会の確保や日本語教育の質の向上等のための施策を実施している。
- ・外国人児童生徒等の就学、学校における日本語指導や支援体制整備等の支援のための補助事業や、特別の教育課程の編成による日本語の特別の指導を実施している。

【目標及び達成の期間】

言語や宗教、生活等の多様な文化的な背景がある外国人児童生徒にとって、孤独・孤立を感じやすい。そのため、将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう日本語教育環境を整備する。

令和6年度は、日本語学習者を増加させることを通じ、以下を目標に外国人との共生社会の実現を推進する。

- ・学齢の全ての外国人のこどもの就学状況が把握されるとともに、就学案内や就学勧奨の徹底により、公立小・中学校等への就学を希望する全ての外国人のこどもが就学することができる。
- ・全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等を受けることができる。
- ・全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる。

<現状>

我が国の在留外国人は令和5年12月末で341万人。過去30年で約2.58倍に増加し、日本語学習者は令和元年時点で約28万人となり、過去最高を記録し、長期的に増加傾向にある。

また、公立学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒は、平成30年度に5万人を超え、当該児童生徒が母語とする言語の多様化も進行している。さらに、令和4年度に文部科学省が実施した調査により、約8千人の外国人のこどもが就学していない可能性がある、又は、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかとなった。

政府としては、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定、令和5年一部変更）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ、日本語教育の環境整備を推進している。

加えて、学校における日本語指導が必要な児童生徒への対応として、そのような児童

生徒のための特別の教育課程を制度化するとともに、日本語指導に必要な教員定数の着実な改善の実施など、公立学校において日本語指導を始めとしたきめ細かな指導が実施されるよう、各種施策に取り組んできたところ。しかしながら、文部科学省の調査によると、このような児童生徒の1割程度が特別の配慮に基づく指導を受けられていないという実態も明らかになっている。

<課題>

新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化していたが、令和5年12月末には過去最多となった。政府の外国人労働施策や留学施策により、今後も在留外国人や日本語学習者数は拡大する見込みであり、日本語教育の全国展開・学習機会の確保及び日本語教育の質を向上させるための施策が求められている。

また、学校においては、日本語指導が必要な児童生徒に対する学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導等の充実に取り組む必要がある。

加えて、上述のように、就学実態が把握できていない外国人のこどもの存在もあるところから、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を充実させる必要がある。

<今後の取組方針>

外国人に対する日本語教育の推進のため、「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」等を踏まえ、日本語教育の全国展開の観点から、都道府県等が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりの支援をするほか、日本語教育の質の向上を目指して、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(令和5年法律第41号)の確実な実施を図るとともに、日本語教育人材の養成・研修プログラムの実施・普及を推進していく。

加えて、公立の夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられなかった方、我が国又は本国において義務教育を修了していない外国籍の方などの教育を受ける機会を保障するものとして、重要な役割を果たしており、全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1校設置されるよう、引き続き、自治体への支援を行う。また、ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、一定の役割を果たしており、地方公共団体に対し地域の実情に応じた措置を促す等の対応を行う。

また、外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各地方公共団体が行う公立学校での日本語指導の充実・支援体制の整備、キャリア支援等に係る取組を支援するための補助事業を継続し、充実する。

加えて、就学に課題を抱える外国人のこどもに対し、公立学校への就学に必要な支援を学校外で実施する地方公共団体の取組を支援するための補助事業を継続し、充実する。

さらに、義務教育段階及び高等学校段階においては、特別の教育課程を編成して日本語の特別の指導を実施している。

施策 No. 124

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ④地域における包括的支援体制等の推進

● 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための試行的な取組の実施【厚生労働省】

<施策の概要>

令和6年度から、市町村を実施主体とするモデル事業として、

- ・ 身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域で利用可能な社会資源につなげるコーディネーターを配置した窓口の整備を行う取組や、
- ・ 十分な資力がないこと等を理由として、民間事業者により支援を受けられない方を対象に、意思決定支援を行いながら、日常生活の支援などをパッケージで提供する取組を実施し、課題の整理等を行う。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、モデル事業の実施を通じて課題の整理等を行い、好事例の横展開を目指す。

<現状>

今後、独居高齢者の増加等が見込まれる中で、身寄りのない高齢者等については、入院・入所の手続支援、日常生活支援や死後の事務対応など、従前は家族が対応してきたような生活上の課題に対する支援策を検討する必要がある。

<課題>

令和6年度からの新規事業であるとともに、市町村規模の違いや既存サービス等の社会資源の地域差もあるため、まずはモデル事業に取り組む自治体の確保・充実を図り、事業実施における課題の整理等を行う必要がある。

<今後の取組方針>

モデル事業の取組を通じて課題の整理等を行い、好事例の横展開を目指すとともに、身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。

施策 No. 125

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制等の推進

● 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて【内閣官房、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

<施策の概要>

独居高齢者等の増加が見込まれる中、身元保証や日常生活支援、死後事務等を契約に基づいて行う事業者（「高齢者等終身サポート事業者」）が増加してきている。

高齢者等終身サポート事業については、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要である。

今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民事法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係府省庁横断で整理し、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を策定した。

【目標及び達成の期間】

高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う「高齢者等終身サポート事業者」の増加を踏まえ、事業者が遵守すべき法律上の規定や留意事項等について、ガイドラインの普及を図るとともに、関連制度等の必要な見直しを検討する。

これにより、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進することや、利用者が安心して事業を利用できることを目指す。

<現状>

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を策定した。

<課題>

高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの普及を図るとともに、関連制度等の必要な見直しを検討すること。

<今後の取組方針>

今後、様々な場面で高齢者等終身サポート事業者との関わりが生じ得る対象に対し、関係府省庁が連携して、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの普及を図るとともに、関連制度等の必要な見直しを検討し、身寄りがない高齢者等の意思決定等を支援する。

施策 No. 126

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ⑤関連施策の推進

● 良質なテレワークの導入・定着促進【厚生労働省】

<施策の概要>

適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドライン（※）に沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、ワンストップでの相談窓口の設置、テレワークを制度として導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

（※）テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

【目標及び達成の期間】

労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークの導入・定着の促進を通じて、孤独・孤立対策に資する。令和6年度に実施するテレワークセミナーにおける労務管理の講義について、受講者に実施するアンケートにおいて、その80%以上から「テレワークガイドライン」について理解することができた」旨の回答を得る。

<現状>

使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入及び実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしたテレワークガイドラインの周知や主にICT（情報通信技術）の活用の観点から厚生労働省と同じくテレワークに関する施策を展開する総務省と連携し、テレワークの導入・定着に関心を持つ企業等に対してワンストップでの総合的な支援事業を実施した。

<課題>

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において令和7年度のテレワーク導入企業の割合に関する政府KPIが設定された。同KPIの達成に向け、厚生労働省においても適切な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着のための施策を引き続き実施する必要がある。

<今後の取組方針>

適切な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着を促進するため、引き続き、セミナー・表彰や、ワンストップでの相談窓口の設置、テレワークを制度として導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施していく。

施策 No. 127

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ⑤関連施策の推進

● 職業訓練等の活用促進【厚生労働省、こども家庭庁】

<施策の概要>

公的職業訓練は、キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる無料の職業訓練を提供している。

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、また、主体的な能力開発の取組を支援するため、給付金を支給している。

【目標及び達成の期間】

令和6年度も引き続き、無料の職業訓練を受講する機会を提供し、就職を支援することを通じて、必要な職業スキルや知識を習得し、生活に困窮する方々を含めた求職者が希望する仕事に就くことを目指す。

さらに、高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年80%以上にする。

<現状>

雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す求職者支援制度や、主に雇用保険受給者を対象とした職業に必要な知識・技能を習得する無料の公共職業訓練によって、当該者が、無料の職業訓練を受講できる機会を提供している。

また、就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は48.8%、「パート・アルバイト等」は38.8%、就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は69.9%、「パート・アルバイト等」は4.9%となっている。また、母子家庭の母の平均収入は272万円、父子家庭の平均収入は518万円となっている。(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)

<課題>

産業構造や技術革新等の様々な変化の影響を受け、生活に困窮する方々の就職のため、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の活用促進が必要である。

さらに、ひとり親の中長期的な自立を支援していくことが必要である。

<今後の取組方針>

求職者支援制度の活用を促進するため、周知・広報を強化する。

また、公的職業訓練においてデジタル分野等の成長分野や人手不足分野の訓練コース設定を促進する。

さらに、「高等職業訓練促進給付金等事業」により、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得に係る養成訓練の受講期間における生活費の負担軽減を図る給付金を支給する。

また、「自立支援教育訓練給付金事業」により、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体

的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給する。

施策 No. 128

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ⑤関連施策の推進

● **難聴者のための聴覚補助機器の利用による社会参加の推進**

- ・ **補装具費支給制度【厚生労働省】**
- ・ **補聴器販売者の技能向上研修等事業【厚生労働省】**
- ・ **適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起【厚生労働省、消費者庁】**
- ・ **難聴高齢者の早期発見・早期対応【厚生労働省】**

＜施策の概要＞

障害者等が日常生活を送る上で必要な移動等の確保等を図るために身体機能を補完又は代替するように製作されたもので、かつ長期間継続して使用される用具について、同一の月に購入等に要した費用を合計した額から対象者等の負担能力をしん酌して政令で定める額を控除して得た額を支給している。

補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施している。

難聴者等が人と人とのつながりを実感できる社会に寄与するため、補聴器を必要とする難聴者等に対する補装具費の支給、補聴器販売者の技能向上研修事業及び適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起を実施する。

自治体における難聴高齢者の早期発見・早期対応の取組を促進する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、

- ・ 補装具費支給申請者が適切な補装具事業者の選定及び契約、身体に適合した補聴器の利用等ができるよう、市町村に協力を要請し、補装具事業者の経歴や実績などを勘案の上、情報の提供に努めていく。
- ・ 購入時の注意点を広く周知することにより、消費者被害の未然防止及び拡大防止に努める。
- ・ 難聴高齢者の早期発見・早期対応に資する調査研究を行う。

これにより、難聴者が人と人とのつながりを実感できる社会に寄与することを目指す。

＜現状＞

障害者等の失われた身体機能を補完・代替することにより、日常生活や社会参加（就学・就労など）を支援するための補装具（補聴器を含む。）の購入等に係る費用（利用者負担額を除く。）を支給している。また、適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、補聴器販売者を対象として必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施している。

補聴器はコミュニケーションを補完するツールであり、補聴器を必要とする難聴者やその家族等に対し、適切な補聴器の購入・利用に向けて、契約に関する事項を含めた注

意喚起を実施している。

自治体が難聴高齢者の早期発見等の取組を開始する際に参考となる手引きを令和5年度に作成し、周知している。

<課題>

補聴器を必要とする障害者や難聴者等が身体に適合した補聴器を利用できるようにするため、加えて、消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、引き続き、補装具費の支給、補聴器販売者への技能研修、補聴器に係る注意喚起を実施していく必要がある。

高齢者自身が聞こえづらい状況であることに早期に気づくきっかけづくりを進める必要がある。

<今後の取組方針>

障害者等の就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長すること等を目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具（補装具）の購入等に要した費用の額から利用者負担額を除いた額を支給する。

また、補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、引き続き、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。

引き続き、補聴器を必要とする難聴者やその家族等に対し、適切な補聴器の購入・利用に向けて、契約に関する事項を含めた注意喚起を実施する。

自治体において、例えば、公共機関等の窓口で軟骨伝導などの新しい技術を用いた聴覚補助機器を体験できるようにすることを促すなど、高齢者自身が聞こえづらい状況であることに早期に気づき、適切な支援につながる調査研究等を実施する。

施策 No. 129

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ⑤関連施策の推進

● 障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実【厚生労働省】

<施策の概要>

障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実を図るため、生活介護及び短期入所の整備を推進する。

【目標及び達成の期間】

国の基本指針に基づき、自治体は第7期障害福祉計画（令和6～8年度）において、生活介護及び短期入所の必要なサービス量を定めることとしている。これらの必要なサービス量の確保により、人と人とのつながりを築ける居場所づくりに資することを目指す。

<現状>

生活介護において、常時介護等の支援を要する障害者に対し、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供その他の必要な支援を行っている。事業所数は12,755か所、利用者数は302,398人となっている。

短期入所において、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等に短期間の入所を必要とする障害児者に対し、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行っている。事業所数は6,091か所、利用者数は55,115人となっている。（令和6年1月国民保険連合会による障害者総合支援等実績データ）

<課題>

地域において必要なサービス量を確保する。

<今後の取組方針>

都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、その中でサービスの種別ごとの必要な見込量や、サービス提供体制の確保の目標を盛り込むこととされており、生活介護及び短期入所についても、こうした仕組みにより必要なサービス量の確保に取り組む。

施策 No. 130

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ⑤関連施策の推進

● 単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実【厚生労働省】

<施策の概要>

一人暮らし等の障害者の地域生活を支援するため、自立生活援助及び地域定着支援の整備を推進する。

【目標及び達成の期間】

国の基本指針に基づき、自治体は第7期障害福祉計画（令和6～8年度）において、自立生活援助及び地域定着支援の必要なサービス量を定めることとしている。障害者の地域生活の継続の支援を行う自立生活援助及び地域定着支援の整備を推進することにより、障害者の居場所づくりを通じた孤独・孤立の予防に資することを目指す。

<現状>

居宅において単身等で生活する障害者に対し、定期的な巡回訪問や相談対応等の必要な支援を行う「自立生活援助」や、常時の連絡体制を確保し緊急事態等に相談等の必要な支援を行う「地域定着支援」により、障害者の見守りを含めた支援を実施している。

自立生活援助について、事業所数は287か所、利用者数は1,220人である。また、地域定着支援については、事業所数が551か所、利用者数が4,364人となっている。（令和6年1月国民保険連合会による障害者総合支援等実績データ）

<課題>

障害者の入所施設や精神科病院等からの地域移行を推進しているところであり、一人暮らし等の障害者の地域生活の継続の支援を行う自立生活援助及び地域定着支援の整備の推進が課題である。

<今後の取組方針>

自立生活援助については、厚生労働省障害者総合福祉推進事業において、自立生活援助と居住支援法人の連携を推進するためのモデル研修を実施した。

引き続き、自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方について障害者が希望する地域生活の実現・継続を支援する観点から必要な検討を行っていくこととしている。

施策 No. 131

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ⑤関連施策の推進

● 摂食障害治療における支援体制の整備【厚生労働省】

<施策の概要>

摂食障害への早期発見・早期支援の実現及び適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備を推進する。

【目標及び達成の期間】

空白地帯のブロック（北海道・近畿・中国・四国・沖縄）で摂食障害支援拠点病院が指定され、最終的に各都道府県において摂食障害支援拠点病院が存在し、均一な摂食障害の治療支援が実施できるような体制の整備を目指す。

これにより、全国で、摂食障害患者の相談窓口を明確にし、相談しやすい環境をつくり、早期に適切な支援につなげる体制を整備することで、摂食障害患者の孤独・孤立の問題の予防・対応にも資することを目指す。

<現状>

摂食障害患者が、早期に適切な支援を受けられるよう、摂食障害治療における支援体制の在り方を提示し、摂食障害支援拠点病院間のネットワーク強化により全国で均一な摂食障害診療を行える体制を整備している。

<課題>

都道府県が指定する「摂食障害支援拠点病院」は、全国6か所（宮城・千葉・石川・福井・静岡・福岡）にとどまっており、空白地帯のブロック（北海道・近畿・中国・四国・沖縄）が存在しているため、全国で均一な摂食障害の治療支援体制の整備が必要である。

<今後の取組方針>

各都道府県における摂食障害支援拠点病院の整備と均一な治療を行うために、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（全国支援センター）と密接に連携を図り、摂食障害でお悩みの本人及びその家族、医療機関職員等へ情報共有する。

厚生労働省としては、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターや都道府県に対して、摂食障害治療における支援体制の整備を目的とした補助金を交付する。

施策 No. 132

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ⑤関連施策の推進

● 休眠預金等活用制度の活用【内閣府】

<施策の概要>

休眠預金等活用制度（以下「本制度」という。）は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成 28 年法律第 101 号）に基づき、10 年以上にわたり取引のない預金等を活用し、行政が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的とした民間公益活動を支援するもの。

【目標及び達成の期間】

令和 6 年度は、本制度が、交流の場や居場所づくりなど、民間団体の行う孤独・孤立対策に係る事業に多数活用されることにより、地域における孤独・孤立対策に取り組む民間団体の活動や育成を通じて、孤独・孤立の解消に貢献することを目指す。

<現状>

本制度においては、平成 31 年度より民間公益活動を行う民間団体への助成を行っており、孤独・孤立対策についても、交流の場や居場所づくりなどに取り組む多数の民間団体に対し、助成を実施してきている。さらに、令和 5 年に施行された改正法に基づき、民間団体の育成を行う事業も新たに開始されること。

<課題>

本制度は、政府が休眠預金等に係る資金活用の基本的な方針等を示し、これに基づき、民間団体が、民間団体の提案する事業を公募により選定し、当該事業の支援を行うという、民間の発意を尊重する仕組みとなっている。この仕組みの下で、本制度が民間団体の行う孤独・孤立対策に係る事業に一層活用されるよう、本制度に対する民間団体の認知度を高める必要がある。

<今後の取組方針>

孤独・孤立対策の推進に本制度を活用する旨を「2024 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画」（令和 6 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定）に盛り込んだところ。民間団体による孤独・孤立対策に係る事業に更に活用されるよう、引き続き指定活用団体（※）が本制度の積極的な周知・広報を行う。

（※）指定活用団体は、休眠預金等に係る資金に関する事業の実施主体であり、内閣総理大臣が全国に一団体に限って指定するもの。

施策 No. 133

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- ⑤関連施策の推進

● 離婚及びこれに関連する制度の検討【法務省】

<施策の概要>

第 213 回国会（令和 6 年）において、子の利益を確保する観点から、離婚後の子の養育の在り方に関する民事基本法制を見直す民法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 33 号。以下「民法等改正法」という。）が成立した。法律の円滑な施行に向けた準備を進める。

【目標及び達成の期間】

父母が離婚した後の子の養育の在り方に関する民事基本法制を見直す民法等改正法について、公布後 2 年以内に予定されている施行までの間に、円滑な施行に向けた準備を進め、これにより子の利益を図り、当該子の孤独・孤立の予防・解消等に資することを目指す。

<現状>

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保の観点から、離婚及びこれに関連する規定等の見直しについて、令和 3 年 2 月 10 日に法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問され、調査審議が行われてきたが、令和 6 年 2 月 15 日に法制審議会総会において要綱が採択され、法務大臣に答申された。子の利益を図る観点から、父母が離婚した後の子の養育の在り方を見直すことを内容とする民法等改正法が第 213 回国会（令和 6 年）において成立した。

<課題>

民法等改正法には、親子関係に関する基本的な規律に加え、離婚後の親権、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等の各制度の見直しが含まれており、子の利益を確保するためには、国民や関係機関等に対する十分な周知・広報も含め、円滑な施行に向けた準備を進める必要がある。

<今後の取組方針>

民法等改正法の円滑な施行に向けて、国民や関係機関等に対する周知・広報も含め、関係府省庁と連携しつつ施行準備を進める。

施策 No.134

- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
⑤関連施策の推進

● 聴覚障害者等に対する電話リレーサービスの円滑化【総務省】

<施策の概要>

電話リレーサービスとは、手話通訳者などが通訳オペレータとして、聴覚障害者等（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語による意思疎通を図ることに支障がある者）による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の方との意思疎通を仲介するサービスである。

電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保するため、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）が令和2年12月に施行され、令和3年7月から、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されている。

聴覚障害者等が人と人とのつながりを実感できる社会に寄与するため、電話リレーサービスの円滑な提供及び利用者の増加につなげるための普及促進を実施する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、電話リレーサービスの円滑な提供及び利用者の増加につながるための普及促進に努めることにより、聴覚障害者等が人と人とのつながりを実感できる社会に寄与することを目指す。

<現状>

電話リレーサービスの普及促進を図るため、関係省庁と連携して周知広報を実施している。

<課題>

電話リレーサービスの円滑な提供及び利用者の増加のため、認知度を向上していく必要がある。

<今後の取組方針>

電話リレーサービスの更なる普及促進を図るため、引き続き、関係省庁と連携して周知広報を実施していく。

施策 No. 135

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 労働者協同組合の活用促進【厚生労働省】

<施策の概要>

多様な働き方が可能となる環境整備や多様な雇用機会の創出を行う地域の取組の支援等を行い、NPO法人とも異なる新たな法人格である労働者協同組合の活用を促進する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度より、3か年を実施期間とする労働者協同組合活用促進モデル事業を通じて、多様な働き方が可能となる環境整備や多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、労働者協同組合の活用促進に取り組む。

これにより、多様な働き方が可能となる職場環境の整備、多様な雇用機会の創出がされることを通じ、孤独・孤立の予防・解消に資すること及び、労働者協同組合の活動を通じて、地域のつながりが形成され、孤独・孤立を感じている者の居場所をつくることを目指す。

<現状>

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする新たな法人組織である「労働者協同組合」については、令和6年5月時点で93法人が設立されている。

<課題>

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）は、令和4年10月1日に施行されたところであるが、引き続き円滑な法律の施行のための事業を実施する必要がある。

<今後の取組方針>

労働者協同組合法は、令和4年10月1日に施行されたところである。引き続き、周知広報等を行うことで、円滑な法律の施行を図る。また、令和6年度より、多様な働き方が可能となる環境整備や多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援するためのモデル事業を実施する。

施策 No. 136

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● **生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体への支援【厚生労働省】**

＜施策の概要＞

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

【目標及び達成の期間】

生活困窮者等の孤独・孤立対策に関して、令和6年度は、NPO等民間団体が独自に行う先駆的・効果的な支援活動等に対して重点的な支援を行い、既存の制度では十分に対応ができていない部分に対し、取組の拡充を含めた効率的な課題解決を目指す。

＜現状＞

社会・経済状況の影響により、一層困難な状況にある生活困窮者やひきこもり状態にある者等について、孤独・孤立の問題が深刻化している。

＜課題＞

地域の実情に応じて、生活困窮者等への各種支援策が柔軟かつ機動的に実施されるために民間の力を活用する必要がある。

＜今後の取組方針＞

NPO等民間団体が実施する生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対する電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくりなどを行う事業を助成対象として、重点的な支援を行う。

施策 No. 137

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援【国土交通省】

<施策の概要>

居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う。

【目標及び達成の期間】

住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備を目指し、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度までに50%とする（住生活基本計画（全国計画）の成果指標を引用）。

また、孤独・孤立対策や要配慮者の居住の安定を確保する観点からは、住宅の確保だけではなく、入居後の見守り等の生活支援を含めた切れ目ない支援を行うことが重要であるため、このような支援活動を行う居住支援法人の指定数の増加を促進する。

<現状>

国土交通省では、NPO等の居住支援法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する入居相談や入居中の見守り等への活動支援（補助金）を実施している。

また、居住支援法人等が住まいに困窮する方にシェアリング等による住宅貸与により、就労等を見据えた自立支援を行う取組において、公的賃貸住宅の空き住戸を活用している。

<課題>

孤独・孤立の問題を抱え支援を必要とする住宅確保要配慮者に対し、きめ細かい支援を実施するためには、入居相談窓口設置に加え、積極的に支援を行うアウトリーチ型の入居支援の促進と入居後の見守りなど、生活支援の推進が必要である。

<今後の取組方針>

引き続き、孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対しきめ細かな支援を行うため、居住支援法人等に対する支援を実施する。

施策 No. 138

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

● 困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援【内閣府】

<施策の概要>

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき、地方公共団体が行う孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の民間団体の知見を活用した相談支援等の地域の実情に応じた取組を支援する。

【目標及び達成の期間】

孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう令和6年度は、NPO等の民間団体の知見を活用して行う、女性に寄り添った相談等、地方公共団体が行う取組を充実させる。

<現状>

新型コロナウイルス感染症の影響により、女性の自殺者数の増加や就業者数の減少など、その影響は女性に特に強く表れており、様々な困難や不安を抱え支援を必要とする女性が多くいることから、女性へ寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠である。

このため、地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が行う様々な課題・困難・不安を抱える女性への支援に関する取組を支援している。

<課題>

様々な困難や不安を抱え支援を必要とする女性が多くいることから、女性へ寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠であり、地方公共団体による地域女性活躍推進交付金の更なる活用に向けて、引き続き事例も含め周知を図っていく必要がある。

<今後の取組方針>

様々な課題や困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるようNPO等の知見を活用したアウトリーチ型の支援やSNS相談等の相談体制の充実、その一環として生理用品の提供、互いに支え合う(ピアサポート)ことができるような居場所の提供、女性の貧困問題に係る実態把握、男性相談事業等、関係団体と連携して地域の実情に応じて地方公共団体が行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援する。

施策 No. 139

- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
- ②NPO等との対話の推進
 - ③連携の基盤となるプラットフォームの形成

● 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営【内閣府】

<施策の概要>

孤独・孤立の問題に継続して対応するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から官民連携プラットフォームを設置し、このプラットフォームにおいて、複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、先導的取組・学術研究等の情報共有、総合啓発活動等を実施する。

【目標及び達成の期間】

令和6年度は、国において設置する孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの分科会において、孤独・孤立に係る各テーマごとの課題等の検討を一層進め、孤独・孤立に悩む方々への支援が的確かつ着実に届くよう、官・民・NPO等の多様な主体の参画の下での連携・協働を更に推進することを目指す。

<現状>

孤独・孤立の問題が一層深刻化・顕在化し、孤独・孤立の原因や背景事情が多様化・複合化する中で、支援が必要な方に対して支援機関単独では全ての対応は困難な状況であることを踏まえ、全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁、経済団体、地方自治体、民間団体等からなる孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを令和4年2月に設立した。

これまで、①複合的・広域的な連携強化活動として、孤独・孤立に係る課題等に応じた対応策を議論する分科会や、現場課題ワークショップの開催、自治体実務相談事業の実施、②孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動として、シンポジウムの開催、③情報共有、相互啓発活動として、メールマガジンの発信、事務局訪問記の実施、孤独・孤立対策に資する調査などに取り組んできた。

<課題>

原因や背景事情が多岐にわたる孤独・孤立の問題を抱える方への支援が的確かつ着実に届くようにするためには、官・民・NPO等の多様な主体の参画の下での連携・協働を更に推進する必要がある。また、官・民それぞれの取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図るとともに、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することが求められている。

<今後の取組方針>

国の官民連携プラットフォームの活動として、引き続き、①複合的・広域的な連携強化活動として、孤独・孤立に係る課題等に応じた対応策を議論する分科会の実施、②孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動として、シンポジウムの開催、孤独・孤立対策

強化月間、孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進、つながりサポーター養成の取組、③情報共有、相互啓発活動として、メールマガジンの発信、事務局訪問記の実施、孤独・孤立対策に資する調査などを実施する。また、広く多様な分野や主体による連携・協働を進めるための方策を検討する。

施策 No. 140

- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
- ②NPO等との対話の推進
 - ③連携の基盤となるプラットフォームの形成
 - ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

● 地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進【内閣府】

<施策の概要>

地域における孤独・孤立対策を推進するため、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴走支援等を実施するとともに、このプラットフォームを活用した孤独・孤立対策の取組への支援を行う。

【目標及び達成の期間】

各地方公共団体において、孤独・孤立対策を推進するに当たり、官民の関係団体が連携するプラットフォームを普及させていくため、令和7年度までに、全ての都道府県において少なくとも1団体（都道府県又は市区町村）は、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが整備されていることを目指す。

また、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築に当たっては、プラットフォームに参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」を目指すものであることの周知を図るとともに、多様な主体が参画する好事例を把握の上、全国に横展開する。

これにより、地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進につなげる。

<課題>

地方において、孤独・孤立対策に官民が連携して取り組む場であるプラットフォームの形成が進むよう、連携モデルの構築や運営ノウハウの積み上げを行い、地方公共団体へ共有し、全国に広く普及させていくことが課題である。

<今後の取組方針>

地域における孤独・孤立対策モデル調査における地方版官民連携プラットフォーム事業により、市区町村における官民連携モデルを構築し、運営ノウハウを取りまとめ、調査結果として地方公共団体へ共有する。また、孤独・孤立対策推進交付金により、都道府県における官民連携体制の構築を支援する。これらの好事例の展開に当たっては、地方公共団体の取組の背景やポイント等を示すように努める。これにより、地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備を後押しする。

施策 No. 141

- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
- ⑤関連施策の推進

● 就職氷河期世代への支援【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、人事院】

<施策の概要>

就職氷河期世代の方々に対する就労や社会参加への支援を実施する。

【目標及び達成の期間】

就職氷河期世代支援の「第二ステージ」を含めた取組により、現状よりも良い処遇、働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について 30 万人増やすことを目指している。具体的には、就職氷河期世代の中心層について、2019 年平均の正規の職員・従業員の数を基準値とし、5 年後の 2024 年平均の正規の職員・従業員数が、当該基準値から 30 万人増加していることを目標としている。

また、個別の支援策についても、その進捗を定量的に把握できるものについては可能な限り具体的指標を設定し、進捗状況のフォローアップを行っていく。

これにより、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある就職氷河期世代の方々の孤独・孤立の解消等に資することを目指す。

<現状>

現在おおむね 30 代後半から 50 代前半の就職氷河期世代は、平成バブルの崩壊以降、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いている方々や無業の状態にある方々が多く含まれ、その中には孤独や孤立の問題を抱えた方々もおられる。こうした中、政府は、就職氷河期世代の方々の就労や社会参加の支援に取り組んでおり、令和 4 年度までの 3 年間の集中取組期間に続き、令和 5 年度からの 2 年間で就職氷河期世代支援の「第二ステージ」と位置付けて取り組んでいる。

<課題>

就職氷河期世代の中には、就労や社会参加の支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられる。このため、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、その方の状況等の変化に柔軟に応じて寄り添いながら、必要な支援を一人でも多くの方に届けることが課題である。

<今後の取組方針>

令和 6 年度までの就職氷河期世代支援の「第二ステージ」において、これまでの支援の成果等を踏まえて強化した施策を着実に実施し、成果を積み上げることとしている。具体的には、公務員等での就職氷河期世代の採用を推進し、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援を行い、民間企業での採用等を促すとともに、個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援に取り組む。